

刑 政

第 四 號 第 四 月 號 卷 一 十 五 第

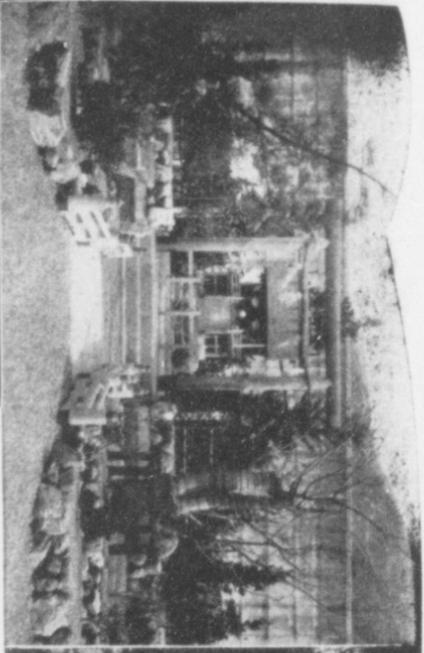
報 □刑政論集發刊の辭 □第二區武道會の記 (八六)	滿洲國監獄法全文 五	刑務所の一日 (二等入選) 及川政雄 七	刑務官の心構 (講演) 三宅正太郎 五	革新せられたるドイツ少年犯人の 刑罰執行に就て (上) R・ジーフエルツ 四	明治監獄年譜 (十三) 辻敬助 三	未決勾留の行刑的意義 (一) 公文彪 四	滿洲國監獄法の新色數點 正木亮 四	國際刑事學協會の終焉 (卷頭言) 日沖憲郎 二
----------------------------------	---------------	-------------------------	------------------------	--	----------------------	-------------------------	----------------------	----------------------------

財團法人 刑務協會 發行

(右) 京都刑務所遙拜所



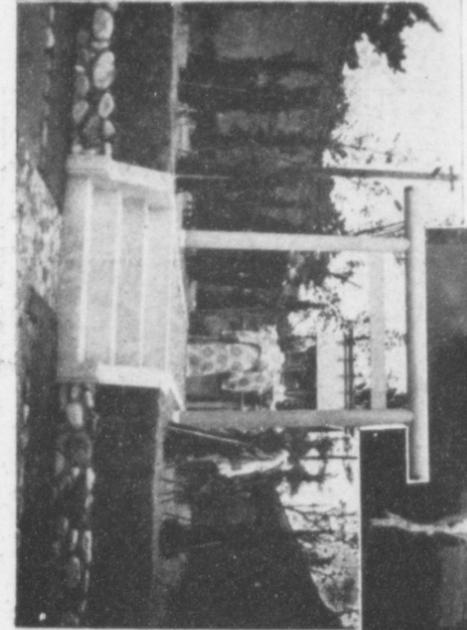
(右) 宮崎刑務所遙拜所



(左) 青森刑務所遙拜所



(左) 福岡刑務所遙拜所



(上) 京都刑務所表玄関に於ける大麻奉迎



眞寫念記功竣所拜遙

(上) 高松刑務所遙拜所



國際刑事學協會の終焉

外誌の報ずるところによれば、國際刑事學協會ドイツ部會ならびにドイツ刑法協會の理事會が此兩者の會長を兼ねるドイツ法アカデミー總裁司法大臣ハンス・フランク博士によつて召集せられた結果、遂に昨年十一月二十六日兩協會が解散されて新たにゲゼルシアフト・フュア・ドイチェス・シュトラーフレヒト (Gesellschaft für Deutsches Strafrecht) が成立した。フランク博士が改めて此新しい協會の名譽總裁となつたのである。豫て此事ありとは豫期してはゐたものの、今日あたりこれを觀て聊かの感慨なきを得ない。勿論ナチスの政權把握以來國際刑事學協會とドイツ刑法協會との對立は事實において解消されてゐた。さりながら彼の半世紀に亙つて刑法史に大いなる足跡を印した國際刑事學協會が二十五卷の報告書を殘して今や永久にその姿を失ふことになつたのである。その光輝ある三人の創立者中の最も輝ける一人フランツ・フォン・リストの門に學んで、今やまた新しい協會の理事に就任することとなつたベルリンのコールラウシュが感慨深げに書いてゐる。「一九三七年十一月二十六日における國際刑事學協會ドイツ部會の解散をもつてドイツ刑法史の一章もまた閉ぢられることになつた」と。

今その半世紀に亙る國際刑事學協會の業績を回顧するは容易でない。しかしながら此協會の意圖した任務を一言もつて蔽へば、それは犯罪の意識的克服に科學的根據を與ふるにあつたのである。斯くして一方に犯罪原因を検討するとともに、他方に犯罪豫防手段の討究を企てた。犯罪の處罰を犯罪の豫防からくつ

きりと區別するところに彼の傳統的刑法の實效を奏しなかつた主要原因を見ようとしたのであつた。犯罪の處罰と犯罪の豫防とはあくまで結合せねばならぬ。されば行刑は刑事司法の重要な構成部分たらねばならぬとするのである。行刑を離れては量刑は意味をなさない。そこで個々の場合に當つても裁判官の活動は行刑と密接に關聯しなければならぬ。行刑の實績に鑑みて或時には假釋放を、或時には宣告刑の延長を考慮する必要がある。就中常習犯罪者を偶發犯罪者と同様に取扱ふわけには行かぬ。少年犯罪者を成年犯罪者と同一に處遇することは間違つてゐる。何を措いても短期自由刑は避くべきものである。これに代ふべきものとして、或は長期の自由刑に執行猶豫を付することも考へ得られるであらうし、同様の効果を奏する罰金刑をもつてすることも可能であらう。また少年犯罪者には教育的處置を講じなければならぬとしたのであつた。

かうした提言が刑法の發展の上にかなる効果を齎したかは、殆んど説くを須ひない。唯此處に注意すべきは、協會はこれらの討議に際して徒らに抽象的な理論に拘はらずして専ら刑法の實際的形成に貢獻した點である。應報の是非、意思自由の有無について各人がいかなる立場を執るか、そこに近代學派の優位が明かにされてゐたとはいへ、各人の自由任に任されてゐたのである。然るに今やその世界觀の缺乏のゆゑに、政治的無關心のゆゑに國際刑事學協會の終焉を見る。われらは刮目して此處に誕生した新協會の抱負と併せてその經倫を見守らんとするものである。

昭和十三年三月下浣

日 沖 憲 郎

滿洲國監獄法の新色數點

正 木 亮

目 次

- 一 はしがき
- 二 監獄の意義に關する轉回
- 三 監獄作業の能率主義
- 四 懲罰と人道主義
- 五 保護在留と監獄法の保安處分化
- 六 結 論

一 はしがき

滿洲國の監獄法は康德四年十一月二十八日に公布されその年の十二月一日から實施された。又翌五年一月一日にその監獄法施行規則が公布され此等の法令に基いて今日の滿洲國の行刑は運用されつつあるのである。

滿洲國の監獄法令が我が監獄制度の過去及現在、將來に對する理想を採り容れて居ることは此等の法令と我が監獄法規とを比較對照する者は直に之を肯定することが出来る。而して我

が國の監獄法規がしかく滿洲國に採り容れられる所以のものは行刑そのものに各國に共通するところの目的があるからである。

我が現在の監獄法規はドイツ、イギリスの法令に負ふところが非常に多い。之も結局ドイツ及イギリスの行刑目的と日本のそれとの間に共通するところがあるからである。かやうに各國間に共通するところの行刑目的を以てわたくしは之を行刑の世界性と名づけ、之を基礎として成り立つ國際刑法並監獄會議の有意義であることを是認するのである。然し、行刑目的の遂行達成に必要な行刑の具體的方法の問題に至れば世界的共通よりも或は亞細亞的に或は歐洲的に共通なる點を捕えて之に基いて立法し行刑することを適當とする場合が多い。人種的立場に於て、宗教的立場に於て乃至は人情風俗の點に於て然りである。此の點よりわたくしは極東監獄會議の必要を提唱して居るものであるが、さやうな極東的共通性の點が多々あるが故に今日の行刑立法としては滿洲國は日本に範をとることを最も適當とし現に之に範を採つたのであつた。

然し、新立法は少くともそこに新時代らしさをあらはさねばならぬ立場にあつた。新興國の監獄法としては現在よりもより將來の犯罪防遏、行刑の運用に役立つものを制定する必要に迫られて居るのであつた。されば、新立法は我が監獄法規をとり容れると共に我が監獄法規上要望されて居るところの諸點を明かにして之を查察考究して立法化する必要に迫られて居たのである。

わたくしが之より紹介しようとする點は滿洲國新監獄法が敘上の如き點より我が現行監獄

法と異つて制定された點を選び之に説明を加へようとするのである。

(3) わたくしの提唱する極東監獄會議といふのは先般滿洲國法曹會より求められて同會の雜誌を通じて滿洲國に叫んだものであるが、要するに「犯罪撲滅といふのは各國共通の問題で國の相異、敵味方によつて異なるものではない。故に犯罪を防ぐ爲に必要な手段は敵國の用ゐるところでも取つて以て我が國のものとしてよるしい。かやうな各國共通の點を行刑の世界性といふので國際監獄會議はこの點に基いて出來たのである。然し、宗教、人情、風俗の點より見ると日、滿、支、暹比等極東に隣接する國々は最も緊密に共通するところが見出せるし、緊密な國が相倚つて會議を起せば會議の議決するところに具體性を見出し得る場合が多い。故に日本、滿洲、支那、シヤム、フィリッピン、朝鮮、臺灣を以て加盟者とする極東監獄委員會を設け三年毎に一回大會を開催し、開催地は東京、新京、北京、西貢、マニラ、京城、臺北を輪番とすべし」といふにあるので滿洲國法曹會雜誌の本年三月號に所掲せられて居る。

二 監獄の意義に關する轉回

先づ第一に、滿洲國の監獄法は監獄の意義に付て一大展開を試みて居る。從來の監獄制度に於ては監獄の觀念は既決囚を拘禁することのみに局限することを理想としそれが爲に可及的に既決監獄と未決監獄とを分隔し、能ふべくんば兩者を全く異つた觀念の下に置かうと努力した。殊に滿洲國が繼受して居た中華民國の規則に於ては未決拘禁所を看守所と名づけて監獄の外に置いて居たのであるが新法に於ては之を再び監獄の一種として監獄法の中に收めた。又現に我が監獄法に於てはその第八條で勞役場を監獄に附設すとして之を監獄概念の外に置いたが新法は之をしも監獄法第一條によつて監獄の一種類として了つた。此の様な立法方法は形の上から見れば逆行である。然し乍ら監獄といふ概念を社會防衛の

手段として見ればそこに既決監も未決監も乃至は感化院も病院も何等區別の必要を見出せないものである。

わたくし自身の監獄法に關する思想の上よりすれば今日の監獄を未決拘禁所と區別し勞役場は監獄に非ずとなすことを最も妥當とするものである。然し乍ら滿洲國監獄法の如く廣く之を國家防衛の手段とすればそこに何等の異議を挾むの餘地がないのである。只しかするに於ては既決と未決との間にその處遇上の根本に差異を認むべく、勞役場の執行と刑罰との本然の差異を設けることを閑却すべきでないが新法に於てはそれらの點に關して既に十分なる準備がされて居るのである。

とにかく新監獄法が監獄の中に從來監獄とせられなかつたものを包含して廣い意味の監獄概念を確立するに至つたことは立法上の一事件であるといひ得よう。

三 監獄作業の能率主義

わが監獄法に於ては監獄作業の中心思想が能率主義であることは明かにされて居らない。否むしろその法規の上から見れば作業を通じて本人の行狀善良なることが期待されて居るのである。例へば監獄法第二十七條第三項に於て「作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其ノ額ヲ定ム」とされて居ることが此の點を明かにして居るといひ得よう。されば從來の監獄立法の傾向によれば作業成績が如何によくとも行狀の爲にその賞與金額が左右され延びては本人の能率を阻害する結果を惹起する虞れがあるのである。

然し監獄作業は常に第一に國家經濟を考へねばならぬ。そして第二に個人の經濟生活を考へねばならぬのである。國家經濟の點から所謂監獄の自給自足主義が生れて來るのである。而して監獄の自給自足主義を達成するが爲にはその前提として囚人の作業能率の徹底を圖る必要があるが、その爲には先づ囚人に作業の訓練を施し、作業の趣味を持たしめ、そして結果に相應する報酬を得せしめる必要が生じて來るのである。所謂作業の賃銀主義はかやうな理論の結論になるのである。

さて、かかる監獄作業論が是認せらるるの曉に於てはそこに囚人の個人經濟生活の基礎は自ら固められるに至るのである。訓練によつて技術を習得し、趣味を持つことによつて勤勉努力の風が養はれ、報酬の得らるることによつて生計の資料が得られる。そこに個人の經濟生活の確立が期待し得られるのである。

それが爲には監獄立法に於ては是非とも報酬の賃銀的性質を是認する必要があるが新監獄法は正にこの點を明にした。曰く「作業賞與金ノ額ハ作業ノ成績ヲ基礎トシ行狀ヲ斟酌シテ之ヲ定ム」(第四十五條第五項)と。作業の成績を基礎とするといふことは作業の出來榮え、生産高等を考慮するとの意味であつて實質上賞與金を賃銀化したことになるのである。

現に滿洲國に於ては監獄作業の自給自足を目標として作業經營を特別會計の下に置いた。作業經營の特別會計は能率の問題を離れて期待の出來るものではない。然るに新監獄法第七章に於て自給自足の原則を肯定し得べき如何なる規定をも見出し得ないが只ひとつこの作業の成績を基礎として作業賞與金の額が定めらるることとされた點に大きな原動力を見出し得

ることを看過すべきでないと思ふ。

四 懲罰と人道主義

懲罰の慘虐性を除去しようといふことは監獄立法上の二十世紀の常識である。そしてその理想に最もみものりを見たのは一九二三年のドイツの自由刑執行の原則及一九二四年のソヴィエトの労働改善法であつた。而して、この問題は國際刑法及監獄委員會にとり上げられて行刑から體罰を除去すること、闇室罰を取り除くこと、減食罰を廢止すること等々人道主義的要求は次ぎから次へと提唱された。

その時代が世界を通じて自由主義の旺盛なりし時代であつただけにこの主張は共鳴を受くることが強かつたのである。然し、刑罰の執行殊に懲罰制度よりその慘虐性を除去しようといふ要求は時代が自由主義時代であると否とにかかはるべきではない。慘忍よりも憐憫を、憎惡よりも同情を望むところの人間本能は時代の思想によつて左右さるべき性質ではないのである。慘酷なる刑罰をこころよしとし之を行ふことを進んで求むる人は慘酷なる執行に痲痺したか然らざれば變態である。吾人は刑罰方法によつて刑罰執行官を痲痺状態に陥し入れてはならぬし、慘酷になれしめて變態性を導き入れてはならぬのである。囚人を矯めるが爲に執行官の心を腐敗せしむることがあればそれこそ角を矯めて牛を殺すの比ひとなるのである。今日の懲罰制度に果してかくの如きもの存することなきや。わたくしはその最も適例として常に減食罰を擧げるのである。減食罰が生理的に人類の肉をさくに等しいものであるこ

とは今更いふまでもない。囚人に取つてそれが惨忍であることももちろんである。而して、人類の食物を奪ふことによつて善行を期待することは我が國でいへば武士道の精神に反するものである。反武士道的、反日本精神的行動とも見らるべき懲罰制度が法律によつて許される間は、刑務官の精神向上は絶対に期待することが出来ないものである。されば減食罰を謳歌する人は、先づ減食罰の現實の效用と刑罰に對する悠遠なる目的とを對比してその何れが重きかを決しなければならぬのである。さやうな點より減食罰反對のわたくしの主張は既に久しいものであつたのである。

滿洲國がその獨立匆々の間に於て繼受して居た中華民國監獄則には減食罰の規定が設けられて居なかつたのである。然るに、その後、に於て起草された同國監獄法草案第六十一條第六號に於ては、七日以内ノ糧食ノ制限が認められたのである。草案に於ける減食罰は認はいろいろの點に於て一大逆行であつた。第一には從來の軍閥政權の下に於てすら認められなかつた惨酷罰が法治國殊に王道樂土の新國家に復活されるといふことが矛盾であること。國際會議に於て、又監獄學上の要望として廢止問題が提示されて居る今日之を復活することが又一つの矛盾であることが逆行の重なる理由であつた。

其の後監獄法案は再三検討された結果、竟に減食罰をその法律より退却せしめることになつた。滿洲國の懲罰制度は必しも完全理想的なものではない。然し少くとも我が國に於て學者と實務家との間に遠い隔りをもつて居るこの制度が新興國の法律から消えたのである。その法律の新色の一つに數ふべきではあるまいか。

五 保護在留と監獄法の保安處分化

滿洲國の監獄法は刑罰執行といふ職能の埒を超えた。即ち刑罰を受くべからざる者に對しても猶監獄の職能を及ぼし得るところの制度を設けた。曰く「釋放時適當ノ保護者ナク且自活ノ能力ナキ受刑者ニ對シテハ監獄ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ保護在留ノ處分ニ付スルコトヲ得」第九十四條第一項とし、「保護在留ノ期間ハ六月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ一回ヲ限リテ之ヲ更新スルコトヲ得」第九十六條と規定して滿期釋放者を保護在留の名目の下に拘禁し得ることと爲したのである。

かやうな制度は我が明治五年の監獄則に於て貧寒營生の資なき釋放人の希望によつて滯監するを得せしめた點に似て居る。然し、之を現在に於ける法律機構より觀察するときそこに超躍を見出し得るのではなからうか。監獄法によつて監獄の長に拘禁權を與へるといふことが法理上如何に説明し得らるるものであるか。わたくしをして望ましむれば、更に一步を進めて滿期釋放者にして再犯の危険ある者を監獄に拘禁し得るところの保安處分規定を何故に刑法の上に制定せられざりしか。

然し、事實に於て滿期釋放時に於て危険なる者を放置することは國家にとりて有害であること論を俟たないのである。それが爲に或は不定期刑が要望され或は保安處分が提唱されるのである。而もその何れもが滿洲國の刑法からは是認されなかつたのである。この法律上の欠缺と現實の必要との間に立つて監獄法は竟に敍上の規定を設けるに至つたのである。拘禁を

爲し得る前提法律によらずして監獄法に於て之を解決したのである。そこに滿洲國の刑事立法も亦ドイツ刑法の改正第二條の如く所謂罪刑法定主義を度外視して國家利益の現實を重視するの傾向にたどりついたのである。國家利益の爲の罪刑法定主義の否定。然も之を監獄法にあらはしたところにこの監獄法の新色が見出せるのである。

六 結 論

滿洲國の監獄法は大體に於てわが國の監獄法の精神をとり容れて居る。故に、此の法律を不用意に見る人はわが國の法律を移植したに過ぎぬとして蔑視するかも知れない。然し、叙上したやうにわが行刑學界に於て提唱され論議されて居る幾多の改良點を大膽に素直に取り容れて之を當該法條に包含して居る。

その點に於てわれわれは滿洲國監獄法をも嶄新立法の一つに數へることが出来るのではあるまいか。又若し叙上の如き新色數點が規定せられて居なかつたとしたら新興國は立法の點に於て行きづまつたよりない新興國に了らねばならなかつたであらう。とにかく、滿洲國新監獄法は行刑の世界性に從ひつつ新たな局面に轉回した。今後わが行刑立法の参考となるべき點が多い。

— 昭和十三年三月二日稿 —

此の稿を綴るの日わたくしは悲しい弔報を得た。恩師法學博士谷田三郎氏の薨去の報がそ

れである。博士は今日のわが行刑の礎を固められた行刑の恩人であられた。博士が行刑の實際と理論とに於て我が行刑界を統督されたことは實に久しい間であつたがその引退後に於ても猶多分の指導力を持つて居られたのであつた。その博士は又わたくしの恩人でもあられた。大正七年にわたくしを行刑學界に引き入れられたのも博士であつたし、同十年に時の監獄局に勤務することを得せしめられたのも博士であつた。爾來今日に至るまで博士は直接間接にわたくしを指導して呉れられたいはばわたくしの父親であられた。その恩師が蓋然として逝かれたのである。嗚呼。

- 一 自由刑の執行
- 二 未決囚の管理
- 三 未決囚の教育
- 四 自由刑の執行

未決囚留の制限の意義(二)

公 文 集

未決勾留の行刑的意義(一)

公文彪

- 一 はしがき
- 二 未決勾留の意義
- 三 未決勾留の弊害
- 四 自由刑執行との聯關的考察
 - (イ) 未決拘留の行刑的意義
 - (ロ) 當局の方針
 - (ハ) 行刑準備期としての未決勾留(以上本號)
- 五 未決勾留の行刑的處遇
 - (イ) 作業
 - (ロ) 教誨
- 六 被告人の家庭の保護
- 七 むすび

一 はしがき

昨年五月二十九日、市谷刑務所が新築移轉すると同時に、東京拘置所と改稱せられたことは、俗に謂はれる「未決刑務所」といふおかしさを避けやうとするに留まらず、未決勾留制度本來の意義からすれば、勾留は監獄に於て執行されるべきものでなく、又従つて拘置監は概念上監獄の種類に數へられるべきものでもないと謂ふことを、一步具體的に示したものであると解せられる。

更に將來監獄法第一條から拘置監を抹消すべく、刑事被告人の處遇に關しては原則として受刑者のそれに準ずることとなつてゐる監獄法から別箇に未決拘禁法を獨立せしむべしとする議論の生ずるであらうことも想像し得るところである。或は未決拘禁所の管理に就ても、裁判所若くは検事局等に所屬せしむべしと謂ふ論もあるやうに、未決勾留は次第に自由刑執行の場所及様相から引離されやうとする傾向にある。

未決勾留が、個人自由保障の觀念を基調とする刑事訴訟法上の制度である限り、斯る傾向に對して原則的に反動的立場に立つ餘地はありえない。然しながら刑事訴訟法上の純理的な考察だけでは、具體的に未決拘禁者を如何に處遇すべきかに就て妥當な方策は生れないであらうと思はれる。

刑事訴訟法第九十二條に示す處の「身體及名譽ヲ保全スヘシ」と謂ふ被勾留者に對して執行官の採らなければならぬ根本的な態度は、今日の行刑思潮と實際を併せ考へる時、受刑者に對しても亦採られなければならぬことであつて、形式的にこの規定の存否を以つて、被告人と受刑者の處遇に對する態度の根本的な相違であるとなすことは、今日左迄意義あるものではないであらう。

惟ふに檢察・裁判・行刑は犯罪に對する一聯の鎮壓方法であつて、それ等は共通の目的を有し、それ等相互間には

有機的聯關が保持せられなければならぬ。各々の分野に於けるひとりよがり、は結局全體としての機能を喪はしめるのである。

未決勾留に關しても亦、「物其自體」的觀察に留まる時は、勾留の直後に來る行刑特に自由刑執行との血縁的關係を忘れ、被疑者・被告人からその血と肉を削り取り、結局法律關係の主體としての抽象的な地位のみを問題として満足する傾向を生ずる。けれども刑事被告人は寔に生きた人間であつて、抽象的な法律關係の主體としてのみ存在するものではない。従つて斯る觀念的な被告人の地位のみを採り上げても、彼等を如何に處遇すべきかと云ふ實際問題に就ては、高々其周邊が決定されるに過ぎないであらう。

未決勾留をその刑事訴訟法上の制度として考察することは私の任務でもなく、亦今日迄の多くの教科書に記述されてゐること以外に附加すべきものもない。然し私は未決勾留を行刑特に自由刑執行との關聯に於て、換言すれば、理論上未だ青天白日の人なりとせられる被告人も現實には犯罪者であるとする立前から、之に對し刑事政策的考慮を爲すことの必要を認めるのである。而して自由刑執行に關する活潑な理論的・實證的研究が爲される事が多いにも不拘、ひとり未決拘禁者の處遇が、おいて、けぼり、を喰つた觀ある事は遺憾である、加之、この事は今日、未決勾留が行刑官に依つて執行せられてゐるにも不拘、ともすれば煩瑣な法律關係の生じ易いが故に被告人を敬遠しつゝある事を物語るものではあるまいか。然し乍ら、行刑は教育であると主張する限り、對象として同一の人間であるものを、未だ被告人なるが故にとて全然視野の外に放置する事は許されないのであらう。行刑に携はる人々の注意を喚起したいと思ふ者である。

引句傍註等盡すいとま無く、非禮ではあるが、最近まで數ヶ年間未決拘禁事務に従事してきた私の一つのレポートとして寛恕され、ば幸ひである。

二 未決勾留の意義 (本項は強ひて必要ではないが第三項以下記述の順序として)

未決勾留は刑事訴訟手續を圓滑に進行せしむるため、被疑者又は被告人を拘禁する強制處分である。それは刑事訴訟の目的を實現するために、止むことを得ずして爲される強制處分である。即ち未決勾留は訴訟法上の強制處分であつて、刑罰其自身ではない、刑罰を科すべきものか否かは、訴訟手續の終局を俟つて甫めて決せられるべきものである。手續の未だ終局に至らざる間に在つては、單に犯罪が行はれたであらうと云ふ推測又は嫌疑が存するに過ぎない。斯る推測又は嫌疑の下にある刑事被告人の逃亡及び證據湮滅を防止することに依つて、刑事訴訟の目的を確保し、併せて將來科刑の確定した場合に於て其執行を保全することが未決勾留の目的である。而して拘禁は自由の剝奪である。この自由剝奪は成程究極に於ては科刑の目的に奉仕するものではあるが、理論上刑罰其自身ではなく、科刑手續を進行せしめるため必要止むべからずして認められる特殊の自由剝奪である。従つて被拘禁者に對する自由の制限は、訴訟手續進行のための必要を根據とし、最小限度に止められなければならぬ。

然るに現行法制上未決勾留は、自由刑執行の場所たる監獄に於て執行せられ、其執行の様相に於ても、實際上自由刑執行に於ける自由の制限に酷似してゐる加之、或場合には更に自由刑以上の苦痛を與ふること無しとしないのであるから、未決勾留日數の一部又は全部を本刑に通算することが(理論上はともかくとして)、平衡の精神に合致するものであるとされる。

更に未決勾留と自由刑執行との理論上の明確な差異は、當然その執行の場所と、その様相の差別を要求するに至る。即ち未決勾留は監獄に於て執行せらるべきものでなく、監獄法第一條に所謂拘置監は概念上監獄の種類として數

へられるべきでない」と云ふことが既に學者によつて指摘せられてゐる處である（正木先生著監獄法概論）。加之國家の財政と便宜から、短期刑の執行所と拘留監とが併用されることになつて、それは ein offenbares Unrecht であることまで批難されてゐるのである（正木先生「行刑上の諸問」題第三章第一節参照）。更に其論理的歸結として、刑事被告人の處遇に關する法規が監獄法並に同施行規則に規定せられ、原則として受刑者の處遇に準ずる事となつてゐる事に對しても批難を向けるべきであらう。

未決勾留の意義は絛上の如くであつて、それは檢察・裁判に資するものではあるが、それ自身舊時代の如く積極的な證據獲得の手段ではあり得ない。故に被疑者並に被告人の逃亡を防ぎ、證據の湮滅を防止すれば、刑事訴訟法上の制度としての未決勾留の任務は一應充足せられるのである。従つて其限りに於ては、拘留所（東京拘留所のみならず未決拘禁所一般を意味する）の任務は極めて消極的なものに過ぎない。具體的には收容者の自殺と逃走と通謀とを監視することに盡きるのである。茲では、現代行刑官の最も嫌ひな「牢番」と云ふ言葉が實によく適當するではないか。假令全國の所謂未決刑務所が拘留所と改稱せられ又其設備を新にしても、收容者に對する實際處遇が何等かの積極的な目標を持たない限り鬱鬱なる牢番は、相も變はず監房の視察孔に向つてのみ、其神經を磨り減らさなければならぬであらう。

爾く拘留所の任務は消極的なものに過ぎないであらうか？

三 未決拘禁の弊害

未決勾留は既述の如く訴訟法上の制度であつて刑罰其自體ではなく、自由に對する制限は訴訟手續進行のための必要を根據とし、最少限度に止められなければならない、而して其身體及名譽は努めて保全されねばならぬとされ、從來行政上の總ゆるる注意も斯る趣旨の下に爲されてきた事は當然であるとして、然らば未決拘禁の實際の狀況は如何であるか。

先づ無作業の弊害に就て述べねばならぬ。監獄法第二十九條には、刑事被告人は作業を請願する事を得る旨が規定せられてゐるが、其拘禁の性質上、集團處遇の不可能である事、審理の關係上就業時間の不規則なる事、或は精神的動搖甚しく自殺を企圖する者が多いため、作業用具等に甚だ制限を加へざるを得ない事等の理由により、刑事被告人に課する作業種目は極めて貧弱且沒趣味なものとならざるを得ない。従つて其就かんとする作業を選択せしむるは愚か、請願作業を奨励する事にさへも不便と困難が伴ふ。斯くして監獄法第二十九條の運用（この規定自身の當否に就ては後述）は今後猶多大の工夫を要する状態に在る。今日收容されたる刑事被告人の最も苦痛とする處は、實に終日無爲に坐食せざるを得ない點である。嘗て自由刑の體驗ある累犯者は、「未決はつらい」の言葉を殘して潔く、上訴權を抛棄する傾向が認められるが、この事が意味する處は、上訴權を抛棄する事の可否ではない。常識に依れば、つらくあつてはならぬ未決が、つらく、つらかるべき自由刑の執行が、つらくないと云ふ事は、未決拘禁者の處遇に對する考慮が受刑者のそれより取殘されてゐるといふことの證左ではあるまいか。

成程審理時間以外に於ては、三十分以内の運動が許されてゐる、原則として。接見、書信は自由である、季節に應じ適當な回數の入浴もある、衣類臥具食糧の差入も自由である。だが雨天に運動は出來ぬ、接見には時間の制限があり立會者の監視の下に行はれねばならぬ、書信と雖も居房内で認める事は許されない、従つて一定の時と場所に於て而も一定の速度で認めねばならぬ（他の者の時間を奪はないやうに）。入浴とても決してこの例外ではない。更に接見禁止・書類の授受禁止の處分（刑訴第一百十二條）を受けた場合に於ては、彼等が居房に端坐する時間の如何に長きか。平素讀書の習慣を有すること尠く、且つ思辨に興味を持たぬ多くの犯罪者にとつて、斯かる長き無言の行が如

何に退屈であり苦痛であり、惹いて心身に與ふる悪影響の甚大なるは想像に難くないであらう。

この作業を強制されざる光榮は更に次のやうな諸弊害に一段と拍車を加へるのである。被勾留者の大部分は、大なり小なり、残した家族の生活に對し實にどうにもならぬ憂悶を抱いてゐる。彼自身の腹を満すべき食糧を國家が確實に保障した其日から、従前彼に依つて支持された家族のパンは誰も保障するものはないであらう。そののみか世の白眼視と云ふものさへある。彼等の接見或は書信の往復を通じて知られる共通な一事は、家族の今後の生活に對する恐怖とあがきに充ち満ちてゐることである。犯罪者が拘禁せられることに依つて其家族が崩壊離散してゆくのは、彼等受が刑者となつた時からではなく、既に檢舉勾留の直後から始まるのである。犯罪者が如何なる經濟層から最も多く輩出するかを觀れば、彼等の一日の不在は、その家族のパンをも一日だけ拒否するであらうことは自明である。試みに左の表を掲げる（行刑統計に據る）。

新受刑者の資産の有無

	(有)	(無)
大正十五年	五・五%	九四・五%
昭和二年	四・二%	九五・八%
昭和三年	四・六%	九五・四%
昭和四年	四・二%	九五・八%
昭和五年	三・九%	九六・一%
昭和六年	三・五%	九六・五%
昭和七年	三・〇%	九七・〇%
昭和八年	三・三%	九六・七%

未決拘禁者の家族に對する憂慮は餘りにも現實的な處にある。ともすれば彼等が刑確定前に絶望觀に陥るのは、科刑の輕重に對する豫想に基くよりも、寧ろ家族の崩壊離散して行くのを喰ひ止める術がないからである。殊に斯かる家族の崩壊は初犯者に多い事實に就ては更に注目せねばならぬであらう。かう云ふ點に於て今日の制度が猶事實上多分に家族刑的性質を帯びてゐることも否定しきれない。そして崩壊離散せる家族は次代の犯罪の温床であり、彼にとつては更に第二回の犯行の苗床であるのである。（右に對處する施設として行刑當局は一昨年保護相談を設けたのであつたが之に就ては後に述べる）。

猶獨居拘禁と雜居拘禁の夫々に付特徴的な弊害を擧げたい。

「獨居制は智能を死刑に處するもの」と云ふフェリーの言葉は、特に未決拘禁に於て其儘に妥當する。獨居に收容せられるものは主として、初犯者、弱年者、刑訴第一百十二條の處分を受けたる者、相當の社會的地位ある者、思想的犯罪者等であるが、社會的地位ある者や特殊な確信犯人は別とするも、獨居拘禁者の多くが如何に深い孤獨感に襲はれ焦燥しつゝあるかは、恐らく刑務官より外には知る事が出来ぬ。彼等は未だ罪の意識鮮明な時、峻烈な取調を受け、犯罪事實をより詳細に想起せしめられる結果は、自己の性格の弱さと破綻性をより強く意識せしめられるのである。裁かれる者は人間的な矜持を喪はざるを得ない。後悔と自嘲と寂寥と不安とが四圍の硬い壁にまでも染み込んでゆくことであらう。かうして彼等の大部分は程度の差こそあれ神經衰弱に罹る、けれ共改悛の情は何も病的状態にまで立至ることを必要としない。それが假令拘禁性精神異常と稱せられる處の精神病的状態にまで至らなくとも（この

精神病に就ては行刑論集に三宅博士が概説せられてゐる、吾々素人にも明瞭に看取せられるのである。

従つて又獨居拘禁者の中には自殺を企圖し決行するものが實に多い。幸か不幸か是に就ては、刑務官の綿密な注意に依り大部分豫備又は未遂の程度に終らしめてゐるので、具體的な數を示すことが出来ない。然乍ら吾國の大部分の刑務所がそうであるが、既決監と共に未決監が併設されてゐる所では、職員が未決監に配置されることを厭ふ傾向のあるのは事實である。それは自殺防止のために係職員が如何に不斷の緊張を要求されるかを物語るものである。

雜居拘禁に在ては、獨居拘禁に於ける如く極端な孤獨感に陥らしめる事が尠い代りに、彼等にとつて當面の問題となつてゐる互ひの犯罪事實を交談する機會に恵まれてゐる。勿論初犯者と累犯者とは監房を區別せられるけれ共、彼等が互ひに自己の犯罪に就て語り合ふことの危険は自明である。この點受刑者の雜居拘禁に就ても一應同様に考へられるが、今現に彼等の行爲が法律に依つて評價されやうとする間際に在つては、話題としては最新鮮であり亦切實でもあるのは疑ひがない。又犯罪談に倦めば猥談に興ずるであらう事も容易に想像せられる。或る死刑囚が、雜居拘禁に於ては折角安心の境に入らんとする努力も、同房者の猥談に依つてともすれば空しくされる事が多い、實に苦痛であるからとて眞劍に獨居拘禁を願出でた事があつた。又多くの被告人に付直接聞いた處に依れば、ラヂオで好い音楽を聞いた日、華美な服装せる婦人に接見した日、香りの高い例へば百合の花等を差入れて貰つた日等には其夜夢精する事が多いと云ふ。従つて獨居拘禁に於ては手淫が行はれる。斯うした心身の状態は、全く、被告人に對する作業の賦課、或は教誨施行に就て、監獄法の採れる消極的な態度に基因して助長せられることが多いと云ふことを注意したい、(何れも後に觸れる)。

猶附言したいのは警察留置場に於ける拘禁状態である。今日警察より送られてくる被告人を受取つた時、刑務所では其不潔極まる状態より脱せしむる事に多大の時間と努力とを餘儀なくされてゐるのである。殊に疥癬と稱する頑固

な皮膚病に至つては毎日藥湯に入らしめ治療するまでに十數日を要する。市谷刑務所の昭和十年に於ける罹患率は實に五一・八%である(昭和十年行刑統計)。警察留置場の狹隘・不潔・猥雜なる事が容易に想像せられるのであるが、精神的な悪影響は或は爾後數年の行刑をも空しくするものがあるであらうことは、留置場を體驗せる彼等自らさへも語る場合がある。特に年少者に就ては更に寒心に堪えざるものがあるが、今は敢て細敘することを憚る。宜しく大方の注意を喚起したい。

四 自由刑執行との聯關的考察

(1) 未決勾留の行刑的意義

今試みに昭和九・十・十一年の三年間に於て、最多種多様な刑事被告人を收容する東京拘置所收容者(勾留状を執行せられたる者)の如何なる割合のものが有罪判決を受け、直ちに自由刑の執行を受くるに至つたかを一瞥すれば、

	九 年	十 年	十 一年
自由刑	七三・四%	七三・一%	六六・七%
保釋責付	八・二%	一〇・五%	一二・五%
執行停止	九・六%	五・〇%	四・九%
勾留不必要	九・五%	一〇・六%	一四・八%
執行猶豫	〇・三%	〇・八%	一・一%
其 他			

即ち昭和九年には未決拘禁者の七三・四%は判決確定後直ちに自由刑の執行に移り、昭和十年に於ては七三・一%、昭和十一年に於ては六六・七%がそれであつたのである。(昭和十一年に稍減少したかに見えるが、同年中選舉

違反收容者が激増し、之等のものは右表に明かな通り、保釋・執行猶豫の數を激増せしめた事を理由とするものであつて、同年に於ても自由刑執行に移れる者の絶對的な減少があつたわけではない。

而して、保釋・責付・執行停止等の處分を受け、後日判決確定し刑の執行を受くる者も亦相當數ある理である。従つて現實刑の執行を受くる者の數は、前表より増大する事はあつても尠くはならぬ。今假に、之等の細部の事情を度外視するも、未決拘禁者の實に七〇%以上のものは判決確定と同時に自由刑の執行を受くるに至るものであることが理解せられるのである。

尙念のため行刑統計に基き昭和六・七・八・九・十年の五ヶ年間平均を算出すれば次の如くなる。

資格異動	二七、二三三名	七二・五三%
保釋責付	六、三〇三名	一六・七八%
執行停止	四、〇一二名	一〇・六九%
放免、死亡		

即ち資格異動七二・五三%、が直ちに自由刑執行に移れるものである。

更に右の七二・五三%の新受刑者の犯數を觀るに次の如くである。

昭和元年	四二・二%	五七・八%
同 二年	四一・三%	五八・七%
同 三年	三九・〇%	六一・〇%
同 四年	三九・四%	六〇・六%
同 五年	四〇・七%	五九・三%
初犯者		
累犯者		

同 六年	四一・一%	五八・九%
同 七年	四三・五%	五六・五%
同 八年	四四・二%	五五・八%
同 九年	四一・七%	五八・三%
同 十年	四〇・〇%	六〇・〇%
十ヶ年平均	四一・三%	五八・七%

吾々の經驗は斯くして、未決拘禁者の七〇%以上は判決確定と同時に自由刑執行に移るべきものであり、更にそれ等の約六〇%までは累犯者である事を知る。

即ち未決拘禁者に就ては、その法律關係から考察された抽象的な地位に就てのみ論ずることは最早甚だ不充分である。刑事被告人と雖も生きた現實體である。それはものを感じ、欲し、考へ、行動する生きた人である。更に犯罪者でもある。更に而も彼等の約半數は嘗つて五年以内に監獄の門から足を洗ふべき決意を持つて解き放たれた者である。

もとより刑事被告人の法律上の地位を明確に認識することは忽せには出来ぬが、同時に刑事政策の對象としても觀察する事を等閑に附してはならぬ。單に檢事の刑執行指揮書の到達が刑事政策的觀察の、従つて、現代的意義に於ける行刑處遇の始期を決定するものと爲すことは、形式論理以外の何者でもないであらう。

犯罪者に對し國家が矯正的、改善的處遇を爲すの必要は、既に犯罪者を捕へた時から意識せられなければならぬ。さきに警察留置場に於ける寒心すべき拘禁状態に就て注意を求めたのは斯る意味あひに於てであつた。(留置場の拘禁状態に付、爾く氣にすることを嘔ふ者は、留置人費を刑務所より支出し、刑務所長に留置場巡視の義務ある事實に就ても大に抱腹すべきであらう)

諸て刑事被告人に對して積極的に矯正的改善的處遇を爲すの必要ある事は、最早多くの字數を要しないであらうと

思ふ。現代の刑事政策的要求は、刑をして單に自由其他の法益の剝奪に終らしむることに満足せず、換言すれば、拘禁そのものが受刑者をして道徳的に反省せしむる機会を與ふることに満足せず、更に積極的に教育的方法を講ずる事によつて、其性格を改善し、其社會的復歸を促進せんとする方向に今日の行刑の根本的努力が向けられてゐるのである。然りとすれば、未決勾留と雖も、單に其訴訟法上の目的に據る自由剝奪に止まらしむることに満足せず、更に積極的に教育的管理に利用することこそ、現代刑事政策の實證的基礎に立てる、且つ一貫せる要請であると云ひ得るであらう。

未決拘禁者の七〇%以上のものは、判決確定後直ちに自由刑執行に移るべきものであること、而もその約六〇%までは累犯者であると謂ふ事實に就ては嚮に述べた通りで、従つて未決拘禁者全體に就て觀るも其半ばまでは、常習的・職業的犯罪者であると謂ひ得る。之等のものに對して改善的・教育的處遇を爲すが合理的であるか、或はこれをしも猶、理論上青白の人なるが故にとて拱手して無爲徒食せしめ判決の確定を俟つが合理的であるか否かは餘りにも明瞭ではあるまいか。

乍然未決勾留に於ても教育的改善的處遇を爲すが合理的であると云ふのは、勿論行刑が單に罪の報ひとしてのみ意識される時代に於ては生ずることを得ない考へ方である。換言すれば行刑特に自由刑の執行が教育的に管理せられつつある時に甫めて、それと關聯して、刑事政策上一貫せる要請として認識せられ得る處である。即ち行刑の現段階的意義に於ける發展的要請としてのみ未決勾留の行刑的意義は認識せられ得るのである。

未決勾留の教育的改善的處遇・即ち行刑的意義を認める結果として先づ問題とせられるのは刑事被告人に對する作業賦課及教誨施行であるが、之に就ては項を改めることとし、茲に注意したいのは、未決勾留日數の本刑通算の論據に關してである。

刑法第二十一條、刑訴第五五六條に規定する勾留日數の一部又は全部を本刑に通算すべきものとする根據に就ては從來「衡平」と云ふ觀念が取り容れられてゐる。即ち、未決勾留は理論上刑ではないが、それが與ふる苦痛なり、その執行の様相なりに於て、自由刑執行に酷似する加之、勾留は實體的要求でなく訴訟手續進行のための必要を根據とするものであるから、勾留すると否と勾留、期間の長短とは各場合に依つて異なる。従つて其拘禁日數を本刑に通算するのが衡平の觀念に合致すると説かれてゐるのである。然し本來何等刑の執行と相關することなき拘禁日數を本刑より控除すると云ふは、その限りに於て論理的矛盾がある。翻つて未決勾留を自由刑執行と關聯的に統一的に觀察し、未決勾留に於ても教育的改善的處遇を爲さざるべからずとする立場、即ち行刑的意義を肯定する立場に於ては、未決勾留が自由刑の執行と其様相の相酷似するは寧ろ之を當然なりとし、其犯罪者の社會適格性の涵養と謂ふ終局の目的に於て、其目的實現の手段に於て同一なるが故にこそ、未決勾留期間は本刑に通算すべしと爲すことが論理一貫するものと謂ひ得るのである。小野博士は行刑論集(一六頁)に、「未決勾留の執行そのものが或る程度まで教育化し、行刑化するに於ては、この點からも未決勾留期間の本刑算入といふことに一の根據を與ふるであらう。」と述べられてゐる。

(□) 當局の方針

未決勾留者の處遇に關しては、現在の處、受刑者の處遇に於けるが如く明確な目標が意識せられてゐるとは謂ひ難い。現行刑事訴訟法實施後に於ては、刑事被告人の法律上の地位を明確にするため、屢々注意或は訓示的な通牒が發せられ行政上の凡ゆる努力は、刑訴第九十二條の精神の發揚に向けられて來たのであつたが(そしてこの事は近代刑事訴訟の發展的發展的獲得であつたが)、處遇の實際に就ては未だ綜合的、文化的な、換言すれば合目的々な考察が試みら

れる事が尠かつた様に思はれる。

(*) □改正刑事訴訟法實施ニ關スル件 大正十一年刑務所長會同ニ於ケル注意 □改正刑事訴訟法實施ニ付注意事項、大正十三年二月行刑局長通牒行甲第一八五號 □被疑者及刑事被告人ノ處遇ニ關スル件、昭和二年刑務所長會同ニ於ケル注意、等。

乍然行刑局長通牒「未決拘禁者ニ對シ蓄音機ニ依リ音樂ヲ聽聞セシムル件」(昭和四年行丙第一九六一號)**)或は「刑事被告人ニ對スル教誨施行ノ件」(昭和七年行甲第八九九號***)等に依り未決拘禁に於ても被告留者の道徳的向上に資せんがため諸種の施設を爲し、その教化を施すべき機會を獲得せねばならぬ事が明かにされてゐるのである。即ち未決勾留に於ても、その「完全なる拘禁」に依つてのみ國家の使命が果されたと云ふ事を得ず、更に積極的に被告留者の道徳的向上、性格の陶冶に向つて適切な方策を講ずべきだとする趣旨が窺はれるのである。

(**) 「未決拘禁者ニ對シテハ其身體及精神ノ健康ヲ保持スルト共ニ道徳的向上ニ資センガため夫々適切ナル處遇ヲ講シ居ラル、コトトハ存候得共之等ノ者ニ對シ蓄音機ニ依リ音樂ヲ聽聞セシムルトキハ未決拘禁ニ依リ生スルノ虞アル惡影響ヲ未然ニ防止スルト共ニ前記目的ヲ達成スル上ニ一段ノ效果アリ……云々」
(***) 「……受刑者ニ比シテニ精神的動搖強ク煩悶懊惱中ニ在ル刑事被告人ニ對スル適切ナル教誨ノ施行ハ其拘禁生活ニ因テ生スル諸種ノ弊害ヲ除去シ得ルノミナラス教化上最重要ナル價值ヲ有シ……云々」

(ハ) 行刑準備期

未決勾留と自由刑執行と聯關的に考察し、或程度まで行刑的處遇を爲すの必要を認むる結果、未決勾留はまた、行刑準備期としても考へられなければならぬ。

現在では判決確定後、拘置監より懲役又は禁錮監に收容したる時は、行刑上必要なる諸調査の殆ど一切が、最初から白紙の如き状態より開始せられる實狀に在る。即ち、未決勾留中に於ても充分爲し得べき調査例へば個性・心身の狀況・境遇・經歷・教育程度等に關する調査の如きが爲されず、又未決勾留に於てこそ採集し得べき行刑上有用なる素材例へば比較的的自由なる接見・書信に依つて知り得る親族・交友・知己等の範圍・親疎の程度、直接審理に當れる判檢事の觀たる性格乃至犯罪の動機其他、或は撰擇の自由ある讀書の傾向、自辨衣食によつて窺はれる嗜好・習性等等の將來行刑上有用なる素材が意識的に採集せられざる爲、同じく行刑官吏に依つて管理されつゝある拘置監と既決監との有機的な聯關が無慘に切斷されてゐる。このことは收容者身分帳を一見すれば極めて明白であつて、被告人身分帳によつては行刑の資料とすべき記録は殆んど見出し難いのである。

從來拘置監が「完全なる拘禁」の場所としてのみ考へられた結果、累進處遇令は新受刑者の分類に關し二月の調査期間を設け或は一片の文書を以てする照會や回答に依つて資料を得るの外はなかつた。乍然未決勾留と自由刑執行との聯關的意義を認め、従つて行刑準備期として理解すれば大部分の受刑者には調査期間二月は要せざる結果となるべく、又未決勾留中に於て直接獲られる行刑上の有用なる諸々の素材は決して徒らに葬り去らるべきではないと信ずる。

明治監獄年譜 (十三)

辻 敬 助

明治三十五年

一月

石澤事務官の退官。明治十二年監獄事業に身を投じ、爾來宮城、東京、北海道各集治監典獄に歴任し、就中我國最初の集治監たる宮城集治監の創設に就ては多大の功績があつた。昨年十月特に擢んでられて監獄事務官に任ぜられ、今回所謂功成り名遂げて退かれたのである。氏は維新前藩政の樞機に參與し、後出仕して警察界に入り、西南戦役に際しては警視隊に屬して出征し、勳功に依り勳五等に叙せられ、其徳望は郷閭に於ても甚だ篤きものがあつた。

三月

(1) 監獄工事取扱規程を定む。昨年四月監獄改築豫算總計百四十二萬圓の成立を見るに至り、而かも各れも直營

を以て計劃せられたるを以て、之が取扱規程制定の必要を認められたのである。

(2) 作業規程其他作業諸帳簿様式を定む。監獄作業の發展に伴ひ作業に關する瀆職事件の續出に鑑み、作業事務整備の必要を認め、今回新に監獄作業規程を設け、作業經營方式を受負業、委託業、官司業の三種と爲し、且作業日課表、製作命令書、成工報告書、工場器具機械臺帳、作業日表、同月表、工場素品受拂簿、傭工錢原簿等之が運用に關する諸帳簿の様式を統一するに至つたのである。

(3) ドクトル、クルーゼンの滿期歸國。明治三十二年警察監獄學校講師として來朝し、爾來熱誠を以て生徒の薰育指導に當り、尙内務當局に對しては其學殖經驗を傾けて、献替の勞を惜まず、我國監獄改良事業に對する功勞は寔に淺からざるものがあつた。氏は歸國するや直に獨

逸監獄協會雜誌第三十六卷に「日本現時の監獄制度」と題する長文の論文を寄稿し、具に我國監獄改良事業進捗の狀況を紹介し、歐米學界の注目を惹いた。九月其勳功に依り、勳三等に叙せられた。

(4) 監獄作業に依り製作する物品等經費整理方を定む。監獄需要物品を監獄作業に依り製作する場合及囚人の勞力を監獄の用に供する場合の經費整理方を統一して、前者は作業規程に依る價格を當該科目より支出し、後者は其傭工錢を支出せざることとした。

(5) 在監人被服臥具設備程度を定む。在監人被服臥具の製法並設備状態は從來府縣に依り頗る厚薄あり、往々にして囚人情苦の種となり、惹て一般囚情にも影響する所ありしを以て、之が製式、仕立寸法、設備程度を定め、尙地理的關係等を斟酌して、綿量を規程することとしたのである。三十九年第一次改正あり、爾來數次の改正を経て今日に至る。

四月

(1) 監獄醫講習科開設。國家醫學會に於ては監獄醫養成の目的を以て、監獄醫講習科(講習科目、法醫學、精神

病學、衛生學、細菌學、人體測定法、科外、刑事人類學、監獄學衛生統計)を開設した。講習期間は三ヶ月にして、主任講師は片山、吳兩博士、山根學士の三氏であつた。

(2) 群馬縣監獄署在監人相貌調査手續を定む。新に入監者ありたる時は第一課に於て其名籍を調査し、之を第二課へ送付し、第二課に於ては更に相貌調査員をして名籍寫と本人とを對照し、累犯の發見並名籍調査の正確を期したのである。當時未だ指紋法の採用を見ず、監獄當局が如何に累犯發見に苦心を拂へるやを窺ふことが出来る。

五月

(1) 文書取扱保存準則を定む。監獄官署の取扱文書は頗る多數にして煩雜なる爲、一般に不整理に陥るの傾ありしを以て、今回府縣に對し之が取扱保存の準則を示し、其整頓を促すに至つたのである。尙集治監に對しては同時に文書取扱保存規程を定めた。

(2) 小原重哉氏逝世。氏は明治新政直後、獄政變理の難局に當り、次で海外に使し、歸朝後其視察せる英國獄制

等を参酌して、我國最初の監獄立法を完成し、爾來直接間接に我國監獄改良事業の發達に貢献する所あり、且日本監獄協會の創設に付ても種々幹旋の勞を採る等、其功績没すべからざるものがあつた。明治二十四元老院議

○ 小原重哉氏略歴

任官年月日	官職	任官年月日	官職	任官年月日	官職
明治元、九、五	刑法官鞠獄司吟味掛	六、一二、二八	中檢事	一七、六、二五	警保局第三部長
元、一二、二〇	刑法官鞠獄司判事	九、一、二四	警保助兼司法少丞	一九、二、四	一 等 警 視 察 本 部 次 長
二、一〇、一三	大 解 部	一〇、一一、二六	司法省御用掛	一九、二、一八	兼 任 典 獄
三、二、一七	囚 獄 權 正	一一、七、二八	内務省御用掛	二〇、五、二七	司法省刑事局長
四、八、二	東京府出仕	一二、一一、一八	内務少書記官	二〇、一一、一六	檢 事
四、九、八	司法省六等出仕	一四、七、八	内務權大書記官	二三、六、一二	元 老 院 議 官
五、九、二	中 法 官	一七、四、二三	監獄局長代理	二四、一二、二八	依 願 免 本 官

官を辭するや、悠々自適世俗の風塵を避け、専ら丹青の道に精進し、餘生を享まれた。其遺著頗る多く、玉香堂畫譚、英國裁判所略説、監獄則註釋、本邦監獄法講義、養徳訓話等世に著はる。

六月

(1) 官、備、夫、の、定、員、並、其、料、定、工、錢、を、定、む。從來府縣に依り官備夫使役人員に著しき相違あり、殊に本年度よりは官

備夫の備工錢支出を要せざるに至りたるを以て、旁之が使役人員等を一定するの必要を生じたるに因るのである。
(2) 東、京、女、囚、携、帶、乳、兒、保、育、會、の、設、立。本會は女子同情會

長板垣伯爵夫人を會長として誕生したのであるが、同夫人は先に市谷監獄女區を參觀し、此等薄倖なる携帶兒の頑是なき状態を見て、轉同情の念禁じ能はず、同志と共に之が設立を爲すに至つたのである。後大日本婦人同愛會に合併された。

七月

(1) 虎、疫、の、浸、襲。福岡監獄卅六名のコレラ病患者を出し、内十五名は死亡するに至つた。翌八月内務省は各監獄に對して之が豫防に留意せしむると共に、豫防注射を行はしむる等之が防疫に遺憾なきを期したる爲、岡山、大阪、沖繩等に數名の患者を出したるのみにして、間もなく終熄を見るに至つた。

(2) 監、獄、醫、の、會、同。國學醫學會の開設に係る監獄醫學講習科聽講の爲、多數の監獄醫上京中を好機として、監獄醫諮問會を内務省に開催し、内務大臣は「近時年々死亡疾病の數を遞減するの事實を見るに至れるを喜び、一層監獄衛生醫務の改善を期すべき事」を希望する所あり、其他指示事項の説明並に諮問事項の審議等行はれたが、諮問事項中重要なるものは左の如くであつた。

1、監房及工場に收容すべき定員の標準如何、2、現行食料献立表に對する意見如何、3、病食區別の方法如何、4、購求食物の制を全廢するの可否如何、5、虚弱者、結核性疾患ある者、回復期に在る者に對しては如何なる作業を課すべきや、6、分房囚に對し如何なる點に特に注意を加ふる所あるや、7、懲罰執行に際し又は其執行後如何なる點まで注意を加へつゝあるや、

註 ○在監人死亡者累年比較表

年次	死亡者	一日平均ノ在監人千人中ノ死亡者	再死	傳染病死亡者
明治十七年	三、三〇三	四九・七九	八三	五二九
十八年	五、五二五	七〇・二四	一二七	四一八
十九年	九、〇〇七	一一五・七四	一二七	一、三六一
二十年	五、五二〇	八〇・二七	一三二	三一六
二十一年	二、八七九	四五・九九	八七	一一二
二十二年	一、九九七	三三・六八	七四	二八
二十三年	二、七五六	三九・三五	七四	二三八
二十四年	三、二八二	四六・〇七	一〇九	一一六

〃	二十五年	三、一九五	四二・四七	八八	九四
〃	二十六年	三、三一三	四二・六三	五九	一八五
以上計	四〇、七七七	五七・六二	九六〇	三、四〇七	
明治二十七年	二、九七六	三六・七四	五六	七一	
〃	二十八年	三、七三三	四七・二九	六三	一一三
〃	二十九年	三、八六四	五〇・三〇	六九	四二
〃	三十年	二、八三〇	四二・〇一	六八	三六
〃	三十一年	三、一〇六	四三・四五	七一	一四
〃	三十二年	一、七三一	二七・〇一	四七	一九
〃	三十三年	一、二二二	二〇・二八	五三	六
〃	三十四年	一、一三二	一九・三八	三二	一一
〃	三十五年	一、一〇四	一八・三六	三七	二八
〃	三十六年	一、一三二	一八・四五	四一	一一
以上計	二二、八二〇	三三・五九	五三七	三五二	
前年ニ比シ	四割四分	四割二分	四割四分	九割	
減少歩合					

備考
 (一) 十七年より三十一年に至る十五年間は年に依り増減一

明治三十六年

一月

幼年、監女、監等の特設。歐米獄制の影響を受けて、我監獄界に擡頭し來れる犯人個別處遇上の要求に基き、先づ第一着手として埼玉縣川越支署を以て幼年監と指定し、東京附近の幼年囚及懲治人の收容を開始し（これ我國幼年監の嚆矢である）次で十月七尾分監、十一月唐津分監、熊谷分監、十二月沼津分監、翌三十八年八月長岡分監、同年十月福島縣中村分監を、それぞれ懲治人若しくは幼年囚の特設監に指定し、少年の特性を考慮して特別處遇を施すこととなつた。尙三十六年八月には市谷、巢鴨兩監獄の收禁法を改め、市谷には賭博及竊盜再犯以下の者及び幼年、未丁年囚を收容し、其他は悉く巢鴨に網羅することとし、（川越分監は規模狭少にして多數の少年を收容する能はざる爲、三十六年九月以來懲治人のみを收容することに變更せらる）又同時に八王子分監を以て女監に指定した。此等特設監の設置は、我國現行拘禁制度の根幹たる分類制の權輿を爲すものにして、我國監獄改良事業

三月

も漸次行刑技術の改善に及ぶに至つたことは、行刑制度上の一大進歩と言はねばならぬ。

(1) 監獄官制の發布。監獄官制を發布し、總ての監獄を以て司法大臣の直轄に屬せしめ、各監獄の種類名稱を定め、（各府縣監獄署を單に監獄と稱し支署を分監とした）尙監獄則中從來の地方廳の複監督に關する規定を削除した。此直轄制度の實施に付ては、部内に於ても監督力の薄弱となる虞ありとして極力反對するものあり、或は又自己の地位擁護の爲之を喜ばざるものありて、司法當局も聊か躊躇の色ありしも、府縣複監督に依る煩瑣複雜の弊に堪へず、遂に之を斷行するに至つたのである。本制度は爾來連續して今日に至り、特に弊失の擧ぐべきものなく、寧ろ各典獄に於て府縣知事の掣肘を受くる事なく、自由の手腕を發揮し得るに至り、監獄改良事業は茲に劃期的の躍進を遂ぐるに至つたことは特筆せらるべきである。因に監獄官制定當時の監獄職員定員並當時の職員は左表の通りである。

ならざるも其割合は一般人の死亡率に比し概ね二倍を示す。

(二) 三十二年に至り激減を見三十三年に入り一般死亡率(二十三人)以下に減せり。

九月

各地の風害。颶風猛威を逞ふし、就中東北關東地方監獄の被害最甚しく、市ヶ谷、工場一棟倒潰、茨城、工場及倉庫二棟倒潰、栃木支署、工場及倉庫傾斜二棟、若松支署、工場一棟倒潰、東京集治監、工場一棟倒潰、板塀の倒壊等全國風害概算五萬五千圓に及んだ。

十二月

教科書檢定疑獄事件。本疑獄事件關係者は、金港堂、集英堂、普及舍等書肆側は勿論、全國に互つて知事、前代議士、縣視學、郡視學、文部省官吏、中等學校長等知名の士に及び、翌年一月、遂に島根縣知事金尾稜嚴、宮城縣知事宗像政、新潟縣知事柏田盛文の三氏は鍛冶橋監獄署に收容せられ、豫審に附せられたるもの實に百五十一名の多數に上り、轉世人をして教育界の腐敗を歎ぜしめた大疑獄事件であつた。

○ 全國監獄職員年末現員表 (附 明治三十六年定員)

年次	典獄及分監	監獄書記	看守長	監獄醫	教誨師	教師	藥劑師	看守	女監取締	押丁	雇	技手	通譯	授業手	計
明治二八年	五五	五八二	三四三	二四九	一九〇	—	—	八、七七一	三五〇	六八	六七二	—	—	四三五	一一、二二五
二九年	五五	五八二	三四三	二四九	一九〇	—	—	八、五七三	三五五	五九八	七三六	—	—	四二七	一一、〇九八
三〇年	五六	五五三	三二〇	二四五	二〇三	—	—	八、二八四	四三二	六〇〇	七〇六	—	—	四〇七	一一、七九四
三一年	五六	五〇三	二八九	二四八	二一〇	—	—	八、四三六	四三四	五九六	六九四	—	—	三八八	一一、八五四
三二年	五六	五〇一	三〇六	二三五	二四一	—	—	八、三四〇	四三八	六〇五	七八四	—	—	四〇五	一一、九一一
三三年	五六	四七五	三〇三	二四三	二三三	—	—	八、〇四八	四三八	五八六	七八九	—	—	三八〇	一一、五五七
三四年	五五	四六八	二九三	二四五	二三七	—	—	八、一〇三	四二七	六〇二	七八三	—	—	三八四	一一、五五四
三五年	五五	四八四	二八七	二四一	二三四	—	—	七、七六三	四一九	五六八	七二七	—	—	三五二	一一、一四六
(三六年)	五七	—	七七二	二〇六	一八〇	三〇	五三	八、四五五	四二五	三三四	—	—	—	三〇五	一〇、八五〇
三六年	五七	—	七三四	二〇五	二二〇	三三	四九	八、一六八	三九五	三三四	—	—	—	三〇五	一〇、四九九
三七年	五六	—	六七八	二〇〇	二二〇	二三	四〇	七、六六八	三九三	三三六	—	—	—	二九一	九、九三三
三八年	五六	—	六四五	一九三	一九九	二七	四二	七、九六九	三七四	三二五	—	—	—	二七二	一〇、一三二
三九年	五六	—	六二〇	一九八	一九六	三六	四二	七、九〇七	三八三	三〇〇	—	—	—	二三〇	九、九九七
四〇年	五六	—	六〇二	一九三	一九二	四五	四四	七、七八八	三八三	二九六	—	—	—	二二七	九、七八二
四一年	五六	—	五九〇	二〇〇	二二〇	四四	四四	七、八四五	三九六	二八七	—	—	—	二二四	九、九三三

備考 雇ノ欄括弧内ハ技術雇ノ再掲ナリ

四二年	五六	—	五九二	一九六	二二四	四三	四五	八、〇四三	四〇二	—	—	—	—	二五一	九、八七五
四三年	五六	—	五六三	二〇七	二三六	四八	四六	八、一〇六	四〇〇	—	—	—	—	二二七	九、九一〇
四四年	五六	—	五四九	二〇三	二〇七	四四	四六	七、九五〇	三九二	—	—	—	—	二二六	九、六九七

(2) 監獄判任待遇職員懲戒規程。監獄官制の定むる所に依り、司法省は新に監獄判任待遇職員懲戒規程を制定した。看守の懲罰は監獄官名稱制定當時は一船官吏懲罰例に、明治十六年以後は巡查懲罰例に依つたが、監獄官吏の特殊性に鑑みて、今回遂に他の待遇職員を包括して、獨立の懲戒規程を設くるに至つたのである。

(3) 典獄俸給令を定む。從來典獄の俸給は集治監、警視

廳、府縣、北海道廳等其官制を異にするに従ひ各別に規定せられたるも、監獄官制々定と同時に新に典獄俸給令を定め、典獄の待遇は茲に始めて統一せらるゝに至り、其待遇も亦幾分の改善を見、一級俸千六百圓とし別に指定地(小菅、東京、大阪、横濱、京都、神戸、三池、樺戸)典獄に對しては、二百圓以内の加俸を給することゝした。明治十四年監獄官名稱統一以來の典獄俸給の變遷は左の如くである。

○ 典獄俸給變遷一覽

年次	集治監	警視廳	府	縣	北海道	廳	備考
明治十四年	一、八〇〇圓	—	九〇〇圓	九〇〇圓	—	不詳	集治監ハ奏任年俸其他ハ判任年額
明治二十三年	一、八〇〇圓	—	九〇〇圓	八〇〇圓	—	不詳	警視廳ハ判任年額其他ハ奏任年俸

明治二十四年	一、八〇〇圓	典獄 兼部長 モノ	一、二〇〇圓	大阪	八〇〇圓	此年以後總 テ奏任年俸 トス指定地 ハ〇〇圓其 他六〇〇圓
明治二十六年	一、八〇〇圓	典獄 兼部長 モノ	一、〇〇〇圓	大阪	八〇〇圓	二四年七月 一、〇〇〇圓 トナル
明治三十年	一、八〇〇圓	典獄 兼部長 モノ	八〇〇圓	大阪	一、二〇〇圓	
明治三十一年	一、八〇〇圓	典獄 兼部長 モノ	八〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	
明治三十三年	一、八〇〇圓	監獄署長 兼部長 モノ	一、四〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	
明治三十六年	一、六〇〇圓	全國統一 外ニ指定地 二百圓以内 加俸	一、二〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	監獄官官制 改正
明治四十三年	一、五〇〇圓	外ニ指定地 二百圓以内 加俸	一、〇〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	
大正二年	一、五〇〇圓	外ニ指定地 二百圓以内 加俸	一、〇〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	
大正九年	一、四〇〇圓	外ニ七百圓 以内年功加俸	一、〇〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	
大正十一年	一、三〇〇圓	外ニ七百圓 以内年功加俸	一、〇〇〇圓	大阪	一、〇〇〇圓	

四月

- 昭和六年
- 控訴院所一級 四、〇五〇圓
其他一級 三、三四〇圓
外ニ六百圓以内年功加俸
- (1) 監獄分課及處務規程を定む。監獄分課は先に明治二十五年四課二所制を採り、翌二十六年三課一所制に改めたが、當時は單に準則を示せるに過ぎざりし爲、各府縣必ずしも之に依らず、警視廳は四課一所制を採り、石川縣は二課一所制を採る等、頗る區々たるものありしが、今回官制制定と共に第一課、第二課、第三課、醫務所、教務所の三課二所制とし、各課長及所長を置いた。
 - (2) 監獄醫、教誨師、藥劑師、職務規程及俸給規程を定む。職務規程は全章五十三條に過ぎざるも監獄醫以下の職責を明かにし、尙其取扱に屬する諸帳簿の運用方法に至る迄細心なる注意規程を設け、執務の改善に資する所尠くなかつた。尙俸給規程は各職毎に月俸を十級に分ち、監獄醫は十五圓以上七十五圓以下、教誨師、教師は十圓以上五十圓以下、藥劑師は九圓以上三十圓以下とした。
 - (3) 女監取締俸給規程を定む。女監取締の月俸は十級に

- 分ち六圓以上十五圓以下と定めた。
- (4) 各監獄の收容定員を定む。收容定員は遇囚規律の確保上必要なる條件なるに拘らず、種々の事情の爲今日に至る迄之が制定の運びに至らなかつたのであるが、今回新官制の施行と同時に漸く制定を見たのである。
 - (5) 第九回典獄會議。監獄官制發布後最初の典獄會議にして、府縣複監督離脱後の善後處置等を目的として開催されたのであつた。大臣は新監獄官制の精神を闡明して「監獄行政の組織を簡約にし、一面監督の適實周到を圖ると共に、機宜運用の一層敏活ならしめん事を期する趣旨に出づる事」を力説し、「新官制の旨趣の存する所を體し、益々整理改善の實を擧げん事」を希望する所あつた。尙例に依り監獄局長の演述及指示事項の説明に次で諮問事項の審議を行つたが、指示事項及諮問事項中重要なものは左の如くであつた。
- (指示事項) (1) 分監監督檢閲の周密を期すべき件。(2) 免囚保護事業の發達助成。(3) 經費節約に關する注意。(4) 領置

金取扱上の注意。(5)看守被服調製標準を示す。(6)監獄に依り囚人階級處遇に拘泥するの結果、個人的處遇の本義に戻らざるべき事、並に習慣的犯罪者の偽善を奨励するに至るの弊を生ぜざる様注意の件。(7)監獄官吏は總て教誨師の囚人の薰育感化の任務を助成すべき事。(8)未丁年囚に對しても教育を施すべき事。(9)懲罰執行猶豫濫用注意の件等で就中主務省が階級處遇制度に對する態度を一變し、特に批判的態度を執るに至つた事は注目に値する。

(諸問事項) (1)幼年監設置に關する意見(五條、四日市、一關、唐津、岩國)。(2)幼年監に於て特別の設備を必要と認むる事項。(3)女囚、精神病囚の集禁に關する意見。(4)看守給與品及貸與品規則(司法省原案提示)。(5)判任待遇職員懲戒處分標準(同上)。(6)看守精勤證書授與規則(同上)。(7)文書取扱及保存規程(同上)。(8)作業督勵手續(同上)。(9)在監人食料表調製方心得(同上)。(10)在監人食料表調製方心得(同上)。(11)在監人食器種類製式及取扱手續(同上)。

七月
監獄協會事務所の新築。監獄協會は四月總會に於て會則

百七十二人を七百三十四人に、技手二十三人を二十二人に、通譯十五人を十四人に減員し、越えて三十七年五月看守省令定員を八千四百二十五人に減じた。此等は孰れも當時國家財政の窮乏に因る一般行政整理の餘波であつた。

明治三十七年

二月

(1) 網走監獄の反獄。網走監獄藁工場出役受刑者十數名は、共謀の上喧嘩と見せかけ、之が取締の虚に乗じて受持看守等四名並に雜役夫等六名を制縛し、看守の帶劍及制服を奪ひて之を着用し、宛かも囚徒を押送するが如き態度に擬し、豫て破壊し置きたる木柵を潜り抜け、柵外に脱出逃走を遂げたが、内七名は間もなく捕へられ、七名は抵抗斬殺せられ、若しくは積雪中に死亡し、二名は行衛不明となつた。

(2) 日露國交斷絶時局と監獄。二月六日日露國交全く決裂し、八日日露の戦端は開かれ、越えて十日宣戰の詔勅發布を見、茲に我國は未曾有の困難なる時局に當面するに至つた。仍て久保田監獄局長は全國各監獄に對し、「戰

一部改正を行ひ、尙各監獄有志の寄附に依りて、新に飯田町五丁目に敷地三百四十坪を購入し、七月事務所並舎宅の建築に着手し、翌三十七年一月より一切の會務を同所に於て取扱つた。建築費は敷地購入費八千八百圓を合して一萬四千六百餘圓であつた。事務所本館は百四十三坪餘、書記、小使舎宅等合計百六十七坪で、司法省拂下の古材等を利用し、坪當り二十五六圓の廉價を以つて竣工した。明治三十一年會務整理に着手以來、僅に數年を出でずして此土地家屋を有し、外に銀行預金、現金を合して約二萬圓を有するに至り、會の基礎漸く鞏固を加ふるに至つた事は、一に理事者の經營宜敷を得たると、組織變更以來部内一致の支援の賜であつた。

十二月

(1) 司法省官制並分課規程の改正。司法省は官制を改正し、監獄局所管事務の一部たりし恩赦、復權、死刑執行に關する事項を民刑局の掌理に移し、專任監獄事務官四人を二人に減じた。尙同時に司法省分課規程を改正し、監獄局は獄務課、經理課の二課を置き、統計課を廢し、其事務は大臣官房文書課の分掌に移した。

(2) 監獄の行政整理。監獄官制を改正し、看守長定員七

争は實に國家の休戚に係るを以て戒護上弛怠なく、戒飾注意すべき一旨を諭告する所あつた。各監獄職員は克く局長諭告の意を體して、和衷協力非常時局に對處し、紀律の勵行に、將又作業の獎勵に遺憾なきを期すると共に、一面又戰爭の經過に伴ひ教誨の席上に於て特に戰況を報じ、出征將士の壯烈なる忠勇美談等を演述し、銃後國民の覺悟を促した。これが爲罪囚は各れも振古未曾有の時局に感激し、自ら進んで就業時間の延長を申出で、或は免業日に自發的に就業を自願し、或は領置の工錢を以て恤兵、軍資に献金を乞ふ等銃後の熱誠を發揚し、偏に皇軍の勝利を祈念して已まざるの狀眞に涙ぐましいものがあつた。従て在監者の紀律違反は著しく減少し、其傾向は三十八年に入り一層顯著となつたことは特筆せらるべきである。

三月

(1) 警察監獄學校の廢止。警察監獄學校は明治三十二年開校以來學期を重ねる事六回に及び、其卒業生は我國監獄並警察改良の礎石として重大なる役割を演じ其業績大に誇るに足るべきものがあつたが、日露の開戰に伴ひ財政緊縮の犠牲となつて、遂に廢止の已むなきに至つたの

は誠に遺憾である。

(2) 経費節約通牒。司法省は監獄の事務は複雑多岐に互り費用も亦多端に付、軍國戦費増大の折柄、経費節約を期すべき事を命じた。仍て各監獄は囚徒の糧食として米麥代用品を給與し、又構内外の通路中必要なき部分を削り、又は嘗て鋤鋤を入れたる事なき空地を開墾し、耕地に充つる等経費の節約に懸命の努力を拂つた。

四月

十勝監獄の基督教教養。十勝監獄黒木典獄は新に準未丁年特別處遇法を設け、教化上必要と認むる者は年齢に拘らず準未丁年處遇を爲し、特に其教養感化に留意し、就中氏の信奉する基督教主義に則り、専ら聖書を以て心靈の啓發を圖ることとした。従てこの特別處遇に關する限り教誨師の教誨は斥けられ、之に代へて牧師及基督教徒をして教誨を行はしめたが、明治四十一年八月同氏の青森轉勤と共に、特別處遇は廢止せられ、教誨は總て教誨師の管掌に復した。

五月

仙臺監獄を宮城監獄に合併す。仙臺監獄(元宮城縣監獄署)を廢止し、宮城監獄仙臺分監となし、石巻、古川

なく之を廢止するに至つた。

八月

巢鴨監獄の作業衣改正。巢鴨監獄に於ては作業用の上衣をシャツ形に改め、胸部を釦掛とした。夏期胸部露出の不體裁を除き且經濟上の點に於ても却て有利なりとして好評あり、他の監獄にして之に倣ふもの少くなかつた。

九月

青森監獄の赤痢。青森監獄赤痢病發生猖獗を極め十一月漸く終熄を見た。年内患者總數百十二名、死亡者三十九名を出した。

十月

軍需被服の縫製。寒氣酷烈の地に遠征せる皇軍兵士の防寒被服の調製に就いては、豫て陸軍當局に於て之が整備を急ぎ、民間當業者を動員すると共に、各地方廳に依頼して山間僻地に至る迄之が縫製方を委託する等、遺憾なきを期したが、戦線の擴大に伴ひ容易に其所要を充し能はざるに至りたるを以て、更に司法省に依頼し囚徒の作業力を利用することとなし、司法省は各監獄に對し、各師團經理部より交渉ありたる時は成るべく其要求に應

兩分監を宮城監獄の所轄に移した。

六月

川越分監懲治人の旗行列參加。川越分監在監者は川越町戦捷祝賀會に際し同町主催の旗行列に参加し、大に衆目をひいた。當時の懲治場教育は未だ試練期に屬し、各監其處遇を異にし、一定の教化方針の確立を見なかつたのであるが、川越分監は小河事務官、早崎典獄(浦和)等の影響の下に、概ねエルマイラ感化監獄の施設に倣ひ、特に境遇轉換意思啓發に留意し、極めて自由なる雰圍氣の下に性格陶冶を圖らんとしたのであつた。従て監獄の名稱を退け川越兒童學校と通稱し、表門は常に開放し出入を自由にし、運動、遊戯の如きも律動的運動、ダンスの類を採用し、又懲治人にして行狀善良なる者數名を撰びて職員家族と共に家族舎に起臥せしめ、尙春秋の好季節には郊外散策を利用して心性の開發を促す等、殆ど現今少年院に於ける教育に均しかつた。然るに其成績は頗る不振なるのみならず、逃走は(同分監に於ては之を自由退場と稱した)頻出し、紀律は紊れ、就中ダンス類の運動に對する朝野の批難加はりたる爲、漸次規律的訓練及勞作教育を重んずるに至り、家族舎及ダンスの類は間も

じ調製上充分の督勵を加ふべく、又交渉なき時は監獄より進んで引受方を交渉し、又時宜に依り師團所在地又は便宜の場所へ裁縫工を移送するも妨げざる旨を通牒した。現今作業統制々度の端緒は遠く此の時に發してゐるのである。當時監獄に於て製作せる軍需品は前記縫製品の外、靴、麻草鞋、大繩、綿ネル織、麻織等にして、時局の爲一時不振に陥りたる監獄作業も、軍需品の大量引受に依り大に活氣を呈し、就業者は各れも熱誠を以て之に服役し、引續く作業時間の延長にも敢て倦怠の狀なく、孜々として勉勵し、銃後奉公の至誠を發揮した。

German Juvenile Treatment
newly organized
Prof. Rudolf Sieverts

革新せられたるドイツ少年犯人の 刑罰執行に就て (上)

ハムブルグ大學教授

ルドルフ・ジーフエルツ

(一) 少年犯人の刑罰執行に關する 一般命令の根本觀念

一九三七年一月二十二日ドイツ國司法省長官 (Reichsjustizminister) は全ドイツ國に於ける少年受刑者の刑罰執行を統一する一般命令 (AVV) を發し、即時施行せしめたのである。この一般命令は、實に、ドイツ國の歴史あつて以來始めて少年犯人の刑罰執行に統一的規定を與へたといふ歴史的價值を有つてゐるものであつて、これによつて、一九三四年五月十四日可決せられ現に今まで効力のあつた一九二三年六月七日ワイマールに於て採用せられた「自由刑執行ニ關スル原則」(Grund-

sätze über den Vollzug von Freiheitsstrafen) の少年犯人に關する規定及びこの原則に基いて發せられたる少年犯人の刑罰執行に關するドイツ各州 (Land) の命令は廢止せらるることになつたのである。

しかし、この命令は内容からして専門學徒の注意を惹くに足るばかりでなく、實にまた、ナチス政權が刑事政策上特に少年犯人と並びにその處遇の問題——特に兩者の常習犯人と之に對する早期防止の問題との密接なる關係に於て——とを顧念し、この分野の統制を將來生るべきライヒ (ドイツ國) の刑罰執行法 (Reichsstrafvollzugsgesetz) に委ねて平氣であるわけにはいかないと信じたほど押し迫つた問題なりとの意見を持してゐる。

徴證なのである。この一般命令 (AVV) がナチスの懐いてゐる世界觀に基いて少年犯人の刑罰執行の問題を解決しようとする試みたのは自明のことで、而して、解決を試みるに當つては本國並びに外國の少年犯人刑罰執行の分野で保證された實際の經驗を一々廣い範圍に互つて利用してゐることは、今度の新しい規定の一々の箇條がこれを示してゐるのである。この一般命令は一方には、ナチスをしてその政權掌握に際して少年犯人の刑罰執行について只だ一途に反動的な態度を執らしめた一切の見解の喜ぶべき否定拋棄とみるべきであるが、とはいへ、他方に於て、この一般命令から少年犯人の刑罰執行の革命的な再編成を期待してゐた人々は亦たすつかり其の期待を裏切られたのである。

しかし、改革の革命的でなかつたのも決して攻むべきではないのである。たゞ外部から猶ほ未だ内部的に成熟してゐない實務に急激に無理に押しつけられた改革を以てしては、今までも已にドイツばかりでなく諸國の刑罰執行で幾度か失敗を重ねて來たのである。新しい形式への發達といふものはすべて内部から生れて來なければならぬもので、少年犯人の處遇の場合に於ても、この發達は、それが永續すべきものであるならば、事實上必要なものとして少年犯人に對するプリズン・ワーク (行刑實務) 其者の中から自ら生じてくるべきものである。かくしてこゝまで成熟して來た上で、はじめてこの新しい形式が法律

上一般に採用さるゝまでに十分成熟したといへるのである。で、行刑の局に當るものは、少年犯人の刑罰執行の職務が官僚式的機構に墮せず、社會並びに自己に委ねられた少年に對する慈愛の念に満ちた職員によつて遂行せらるゝことをのみ只だ顧慮すべきであつて、其上で、制度自體の自然の發達を慎重に監視してゐれば足りるのである。茲處に語らうとする AVV (一般命令) が遠き慮りあつてこの賢明なる方途に志すものであるか否かは、猶ほ將來に於て決定すべき問題と思はれる。

自分は次に述ぶる所に於て、十六歳より二十三歳までの犯人に對する英國の少年犯人の刑罰執行即ち彼の所謂ボースタル・システムなるものに屢々言及する所があらうと思ふ。このシステムは、自分一個の見方からではあるが、頗る信憑して模範とするに足るものと思ふものである。我等ドイツ人と同種族であるアングロサクソン國民の有つてゐるこのシステムは已に三十年の發達と經驗を積み、實際の結果によつて正統合法なものとなせられ、世界のこの分野の専門研究家から争ふべからざる承認をかち得てゐるのである。——(ボースタルについては昭和十二年五月號「刑政」に掲載せられたる「英國に於ける少年犯人の教化處遇」の一篇を参照せられたるし)。

この AVV は、特に社會に復歸更生せしむるといふ見地の下に全力を盡して少年犯人の處遇の道を講ずるは社會の利益のため

め國家に負はされた義務である、といふ基本觀念から出發してゐるのである。而して、この AV. が少年受刑者に臨むに教育刑 (Erziehungstrafe) を以てせんとするのは、近代國家の信奉する所と一致するもので、全く一義的のものとして教育刑の主義を採用してゐるのである。AV. の第九條に従へば、個々の刑罰の中に自ら存する教育的要素のみが利用さるゝばかりで甘んじてはならないのであつて、刑罰の内容は一切が少年の教化の上に反映するものでなければならぬのである。この場合に、教化といふことがセンチメンタルな温和主義と取り違へられなくてはならないのは勿論、むしろエルチーウング (教化) といふものの中に正しい意味の峻嚴さでの緊張した規律が解されてゐるのであるといふことは、ナチオナル・ゾチアリズムス (ナチズム) (國民社會主義) の堅持する意味に於ける團結行動 (Gemeinschaftshaltung) への教育訓練の意義の何たるかを解するものに向つては今更取り立てて特に力説するを須ひない所である。

(二) 少年刑務所と其收容者

AV. は、先づ第一に、懲役刑に於ては常に必ず、勾留及び短期の禁錮刑 (三ヶ月までの) に於ては通則として、これを少年の刑罰執行によらずして執行さるゝものなることを規定してゐる。二百五十人以上を收容してはならないことになつてゐる少

るのである。
 (ハ) 之に反して、檢事總長は、二十一歳より二十四歳までの受刑者にして滿二十六歳に達する以前に刑期を終了するもので、身體精神共に未熟にして、更らに、彼等の刑に服し始めた成年刑務所の所長の提案のありたる場合には、右の受刑者を少年刑務所に移監することを得るのである。猶ほこの場合に條件となることは、少年刑務所への移監により彼等の將來の社會復歸が容易となること、且つ、この移監が少年刑務所にとりて有害でないこととの二つである。多數の少年受刑者を教化する場合、この教化の努力を阻害し又は全くこれを不可能ならしめる虞のある諸の有害分子より少年刑務所を防衛するため、行刑局に多大の行動の自由を興ふる此等の原則を定めたのは、この AV. が已に少年の教化を目的とする刑罰執行に幾多の經驗を有つてゐる國々に現に今日行はれてゐる規定に則る所があつたのである。特に英國の少年犯人の刑罰執行に於けるプリズン・コムミッション (註一英國の行刑局で、内務省 (Home Office) に屬してゐる。このプリズン・コムミッション (Prison Commission) は五人のコムミッショナーより成る合議體 (Board) で、コムミッショナーは一々内務大臣の奏請によつて王の任命する所である。即ち、このコムミッションは所謂ローヤル・コムミッションで、コムミッショナーは官名を署する場合には His Majesty's Com-

年刑務所 (Jugendgefängnis) として次の施設を指定してゐる。即ち、男子のためには、ニーデルシェーネフェールド、ハイルブロン、ウイットリツヒ、ポーフム、ハーネフェルサンド、ノイムンスター、パウツェン、ナウガルド、スツームの九施設で、女子のためには、アイハツハ、アンラート、リュベツクラウエルホーフ、ホーエンロイベン、ベルリン (成年女子刑務所)、アレクスタインの六施設が宛てられてゐる。此等の各施設の收容力の一部のものについては甚だ大きいのである。

AV. は原則として十四歳より二十一歳までの總ての禁錮刑者は少年刑務所へ收容せらるゝことを規定してゐる。しかし、不適格な要素を少年刑務所より遠ざけるために二三の除外例を設けてゐる。收容者の選擇については次の原則が適用さるゝのである。即ち、

- (イ) 十八歳より二十一歳までの有罪宣告を受けたるものにして已に以前に合計一ヶ年に互る一ヶ又は數ヶの自由刑に服し且つ最後に服役した刑務所の所長の審問によりて改善不可能の犯人なりと宣言せられたる場合には、行刑局長 (Strafvollstreckungsbehörde) によりて前科ある成年犯人の服役する刑務所へ差し向けらるゝのである。

(ロ) しかし、また十八歳以上の初犯者なりとも改善不可能と認めらるゝ場合には、檢事總長によりて更らに服役中の少年刑務所より前科ある成年受刑者の服役刑務所へ移監さる

Historer といふ。ボードのチエアマン (議長) は内務大臣の指命する所で、五人のコムミッショナーの内一人は必ず醫官を以て之に充てることになつてゐる) の權限と類似する點は特に注目に値する。しかし、(イ) の場合の如き、少年の犯人を「改善不可能」として少年刑務所より排除し得るの機會は、釋放されんとすぐにまた罪を犯すやうな受刑者でありながら拘禁中は模範囚として認められてゐる従順な少年を留めてをいて、強情我慢で刑罰執行の重荷とはなるが、しかし同時に、決して悪性のもゝと認むる必要のない受刑者を「改善不可能」として逐ひ出さうとする單に所長一個の便宜のために利用さるゝことのないやうに注意しなければならぬのである。

入所の際及び引きつゞき在所中各少年受刑者に對し刑事生物學上の診査の施さるべきは AV. の命ずる所であるが、若しこの診査にして眞に専門的に行はれしめたならば、たしかにこの方面で多くの危険を除去し得るにちがいない。しかし、バイエルの行刑局の刑事生物學部 (Der Bayerische kriminalbiologische Dienst) に於ける受刑者についての豫後の診定の信憑すべきや否についてミュンヘン大學のエクスマー教授の禁錮刑者並びに懲役刑者に行つた診査の消極的な結果を知つてゐるならば、クリミナルピオロギー (刑事生物學) たるものは何人も、クリミナルピオロギー (刑事生物學) に於て信憑すべき豫後の診定を作成するために幾分でも科學的に保證された方法は

今日猶未だ存在してゐないのであつて、先づこの方法を出し
てかゝらなければならぬので、しかも、刑務所の教師 (Straf-
anstaltsleiter) と協力して案出しなければならぬのだ、と
いふことを承知してをく必要があるのである。といふのは、今
日少年受刑者に「改善不可能」なる豫後を診定し得るのは唯だ
僅かに極めて稀な場合だけで、將來の信憑すべき豫後診定を
得るための経験を積み集めるために、困難なケースに多大な注
意を集中しなければならぬ、といふ意味なのである。

(三) 受刑者の分類

AV. は受刑者のタイプに従つて少年刑務所を分類することに
したのであるが、これは已にこれまでに諸國で其の價值を證せ
られた原則を採用したもので、ライヒ(ドイツ國)全土を通じて
行刑制度が統一されることになつたので實行可能になつたので
ある。少年刑務所は初犯の少年受刑者のためのものと累犯者の
ためのものに分たれてゐる。かゝる施設上の區別のない刑務所
に在つては、累犯者のための特別の監區 (Abteilung) が設備さ
れなければならぬのである。前科の有無を以て監區を分つ
は粗硬の感じを免かれないが、これは前科のあるものの場合に
より初犯者のアプタイリング (監區) へ移し、初犯者にして悪
化の度の特に甚しい場合には、初犯者を累犯者の監房へ移すと

いふ機宜の處置が所長に許されてゐるために、幾分和らげられ
るのである。實際、これまで前科を有つてゐない少年犯人が前
科を有つてゐるものよりも悪化の度の甚しい場合は稀れではな
いのである。しかし、自分はこの施設の分類方法が速かに刑事
生物學並びに教化處遇の見地に從つて更らに一層精練せられた
他の原則に席を譲ることになるものと豫期してゐるものであ
る、この事は、英國の少年犯人の刑罰執行では一九〇八年以來
八箇のボースタル式施設を以て遂行せられて來たことなのであ
る。

刑期の短いために少年刑務所の問題とならない未成年の受刑
者については、AV. はたゞ地方裁判所の所在地の普通の刑務所
で刑に服すべきことを規定してゐるのみである。これは、恐ら
くは、茲處で服役させた方が區裁判所所在地の小さな地方刑務
所に於けるよりも少年受刑者の處遇を更らに一層有効ならしむ
るを得るものと信ぜられたからであらう。AV. の第六十四條は
此等の受刑者にかゝる普通の刑務所で得られる便宜の狭少な範
圍内で教化的處遇を施さうと試みてゐるのであるが、少年受刑
者から刑務所に對する恐怖を取り去つてしまふ以外に別に大し
た効果はあるまいと思ふ。

(四) 刑罰執行の綱領

AV. は少年犯人の刑罰執行の實務に關して數多くの價值ある

綱領を定めてゐるが、この中には少年犯人の刑罰執行の専門研
究家にとつては分明かりきつた多くの箇條が含まれてゐるが、
此等の原則は今日猶未だ廣く一般に重視せられてはゐないので
あるから、當局者としては特に注意を喚起することが必要とな
るのである。茲處には只だ二三の重要なものを採つて解説を加
ふるに過ぎないのである。

イ) 拘禁様式

施設に收容せらるゝ際には、先づ第一に受刑者——入所する
と「お前」(“du”) と呼ばれることになる——の本質が出來得
る限り精密に闡明せられなければならないのであつて、特にま
た、「社會は犯人本人のために何をしてやらなければならない
か」といふ點に重きがかけなければならないのである。先
づ、犯人の一見書類、本人の履歴が検討せられ、刑事生物學上の
診査を施し、本人と會談し、更らに、刑罰執行中に於ける所長
(Vorsteher)、教師 (Lehrer)、保健技師 (Arzt)、教誨師 (der
Geistliche)、戒護職員 (Aufsichtsbeamten)、作業技師 (Werk-
eamten) の觀察表 (Beobachtungsbogen) を作製し、職員的一般
批評を綜合し、而して最後に、刑期の終末に至りて確定意見を
立てるのである。かくして初めて刑罰執行の目的に副ふことが
出来るのである。

拘禁様式の選擇については、所長は保健技師との意見の一致
を得て受刑者本人の素質並びにこれまでの所業に照して決定す

べきものとしてある。今迄に已に確證された經驗に照して刑期
の初めに當りては獨居拘禁 (Einzelfaht-Zellenhaft) を以て可と
せられてゐるが、しかし、保健技師の文書を以てする同意なく
しては三箇月以上に迫ふことを得ないのである。雜居拘禁に在
るものも夜間は各自の居房に別れなければならない。只だ全く
除外例として受刑者三人まで監視なくして雜居拘禁で同居する
ことが許されてゐる。

ロ) 累進處遇 (Strafvollzug in Stufen)

一つの刑務所で累進處遇の形式で刑罰が執行されるべきやいな
やについては、各刑務所の所長の裁量に一任せられてゐる。累
進處遇を採用した場合には、たとへ受刑者の進級があつても、
特權の許可は自動的でなく、一々所長の決定を待つて許可せら
るゝことになつてゐる。アルコール性飲料及びタバコの飲喫は
特權から除外されてゐる。此等の綱領を定めたのを見れば、
AV. が、累進處遇自體に教化的意義の乏しき點と、並びに、
受刑者の集團を統制し且つ拘禁生活の無味單調を打破する處遇
の技術上の方法としての累進處遇の長所と、この二つの點から
正しくこの制度を評價してゐるのが分るのである。累進處遇
といふものは、時に或は教化を助くることはあり得るけれど
も、決して教化其者に取つて代ることはできないのである。

ハ) 作業

作業は重要な教化手段と看做されてゐる。作業に關する

AV. の綱領は特に成功してゐるといへる。これによれば、教化の目的は労働精神を鼓舞し、労働の満足はしめ、且つ、國家の立場から見た労働の價値を覺らしむるに在る。或る一つの職業を習得してゐる受刑者は出來得る限り續いてこの職業に従事せしめ且つその熟達を心掛けしむべきである。また、長期受刑者にして身に職を有つてゐないものは何か一つの適當した手工を習得せしむべしとしてある。なほ、各受刑者は出來得る限り或る期間農業又は園藝に従事せしむることになつてゐる。更らに、最も喜ぶべきは、「作業の設備並びに管理、及び、作業の訓練のためにする科程成績の督勵に於ては、同時に、受刑者の健康發達を害はざるよう留意すべきである」といふ規定である。労働時間は一日八時間であるが、水曜日は午前中四時間働くばかりで、午後は免業となつてゐる。

(二) 學 課

AV. は學課について詳細な規定を設けてゐる。各受刑者は全刑期を通じて少くも一週四時間學課に出席することになつてゐる。AV. によれば、學課は、「眞正の生活價値を把握し而して自立自恃の精神を振作すべき確信を少年受刑者の心中に覺醒せしむるを目的とするものである」。特に、民族、國家並びに法律の本質を理解せしめ、受刑者の責任を明示して以て刑罰の體驗を深からしめ、而して、彼等の復歸更生に寄與する所なければならぬのである。更らに、最後に、學課は受刑者の思索力

の練習に役立つものでなければならぬのであつて、且つ、出來得る限り小學教育 (Volksschulwissen) の足らざる所を補充し而して釋放後の生計を營むに必要な一般智識並びに職業上の智識を媒介してやらなければならぬ。

(木) 運 動

運動は各受刑者が毎日行はなければならないのであるが、行進分列運動及び體操の行はるゝは勿論として、ハンドバル及びフアウストバルの如き團體競技も行はれるが、後者が只だ極めて躊躇逡巡の形で許可されてゐるのは奇怪な事といふべきである。この點についても英國のボースタル式施設に學ぶべきものがあるのである。ボースタルでは、少年犯人の體育としてばかりではなく、彼等のための社會教育延いては性格教育として、極めて嚴格なドリル (軍隊教練) 並びに體操と共に、ラグビー、クリケットの如き英國の傳統的な團體競技も盛んにやらせてゐるのである。ドリルが外部的な規律——これも亦た價値の十分な目的ではある——を教習せしめ得ることはたしかであるが、團體生活に於ける自主自任の行動を取ること教しへ込むことはできないのである。この事は、實にまた、近代の軍隊教育の教規にもよく稱つてゐるのであつて、この自主自任の行動こそ、受刑者が自由の身となつて社會生活に入つた時、不斷の監視をなれてゾチアール (社會的) に身を持つることを得るがために、我等の切に求めて已まない所のものなのである。

茲處で、論及してをきたいのは、AV. が少年犯人の刑罰執行に集團教育 (Gemeinschaftspädagogik) の方法を應用するについて總じて其態度の極めて内氣で煮へ切らないことである。AV. の起草者達は、司法書記官のフライスラーの宣言の示すが如く、この點について甚だしく懷疑的であつたのである。フライスラーは其處で、少年刑務所に於ては共同精神の教育は不可能であると斷言してゐるのである。何となれば、彼は、「刑務所の周壁の中に共同生活に於ける體驗を模寫し而してこの必然的に拙悪なるべき模寫を以てして眞の共同生活の教化的効果を發せしむる」可能性を信じないからである。

かくして、集團教育の方法の應用に於ける AV. の小心翼翼たる態度の中には、純粹の教育學上の懷疑と並びに此等の方法によつて刑罰の嚴肅味が減損せられはしないかといふ危惧の念が存してゐるのである。しかし、これ等の懸念に對しては、若し集團教育にして刑務所の教師によつて嚴正に遂行せらるゝならば、拘禁生活の嚴肅の傷けられることは斷じて有り得ないものである、と言へば足りるのである。これは、自分が英國のボースタル式施設にしばらく滞在してゐた際に深く感銘を受けた事なのである。この施設では、グループ (組) に分つて少年受刑者を訓練してゐるのであるが、このグループといふ媒介物を借らずに教師がやり遂げたのに比べて、グループ其者は更らに一層強硬に、特に持續的に、グループの權利を各少年に強制して

ゐるのである。そればかりでなく、更らに、英國のボースタル式刑罰執行は今やまさに三十年に近き實施の成績に於て、前きのフライスラーの有つてゐる教育學上の疑懼の念の誇張されてゐたものであることを證據立ててゐるのである。この實施の成績は、施設が刑事生物學上並びに刑事教育學上 (犯人處遇) の見地から分類せられ、且つ、各施設自身が再び各別に有能なる教師と舎監 (Housemaster) とに管理せらるゝ收容人員最高六十人のハウス (House) (寮舎) に分たたるゝならば、此等のグループは、普通の組織のない雜居拘禁のように、精神的にも徳行的にも水準低下といふ群集心理上の忌むべき現象を示すことは斷じてないものであることを證明したのである。なほまた、此のグループを正當な作業に就かしめ、且つ、自己の行爲は勿論、同囚たる仲間の行動についても或る程度の責任を負はしむるならば、最良のものの模範となり而して眞の國民的共同生活の何たるかの少年によつて實際に體驗せらるゝ立派な集團生活を彼等放縱なる少年の間にも亦た等しくこれを建設し得るものなることをも證明したのである。これは、正しく、元來個人的な教化處遇として始まつた英國の少年犯人の刑罰執行に於て、受刑者の社會適應性を養成するがために集團教育の方法が唯一の有効な方法として證明されたことになるのである。しかのみならず、更らにまた、一般少年教育の制度特にパブリック・スクール (大學豫備校)——ワートルローでナポレオンを敗

つたウェリントンが「ワートルローの勝利はイートンで勝たれたのである」と曰つた有名なイートンもバブリック・スクールの一つである。に於けるグループによる集團教育に卓越した無比の経験を有つてゐるイングランドが、放縱無類の犯罪的傾向によつて共同的なものとは凡そ縁の遠い態度を有つてゐる青少年に特にまた此の試験済みになつた方法を適用してゐるのを見れば、この事は明瞭になるのである。

よしまた、たとへイングランドに於てこの集團教育の結果が良好でなく現在よりも悪いものであつたとしても、固より論議の外ではあるが、極度の獨居拘禁のシステムを採用しない限り、受刑者をグループとして取扱ふのはたしかに簡單であるから、その爲めにも集團教育の方法の適用は正當なもので且つ必要なのである。然り而して、一方には、この受刑者をしてグループを結成せしむることも、もしそれが眞に徹底的に行はれないで、只だ皮相的に集團操練の如き方法で訓練せらるゝならば、却て個々の受刑者に最も忌むべき結果を及ぼすものであるといふ一事は、今や已に實驗上確實に證明されてゐるのである。是に於てか、已に集團教育が必要だとすれば、それが少年に積極的な力を呼び醒ますことができなかつた場合には、せめては茲に云ふ群集心理的に生ずる忌むべき影響を極めて稀薄ならしむるよう、この興へられたグループを巧みに組織していくより外に道はないのである。

少くも二十年近く實施されなければならぬものと思ふが、未だ實績の擧らない以前には、少年刑務所の新設はせひ共差し控ふべきものと思ふのである。何となれば、一つの施設の建設のプランは全く教化處遇上の要件と方法とに相應して立案せられなければならぬからである。この要件と方法のまだ定まらぬのに、脚下から鳥の起つように今が今すぐにも少年刑務所を新設しようとするのは、僅かに數年で已に古臭くなつて役に立たない施設を今から建てるといふもので、大きな危険を冒かすことになるからである。

自由時間

受刑者の自由の時間に關する規定は大體から見てもなづけるものである。特に、自由時間に於ては少年の特殊の趣味が保護され且つ獎勵されるべきであるといふ規定には賛成である。音樂の獎勵といふことが善く考慮されてゐる。特に選ばれた受刑者に許される日誌 (Tagebuch) に關する第四十八條の規定はどうかと思ふのである。日誌は自分だけで保存してをくのではなく檢閲を経なければならぬのであるから、少年が巧みに他の感動を惹かうといふ目的で一生懸命になるといふ大きな危険がある。そればかりではなく、一般の少年の心理からしても、更らに、被拘禁者としての心理からしても、茲處で取扱はれてゐる年齢のものにとつては自分といふものを考へすぎることにならぬといふ點で、日誌はたしかに問題とされて可いのである。

青、少年受刑者を感化して決定的に社會的な態度を養はしむるため「一切を試みる」(“alles daransetzen”)と宣言する。このAV.が、もし只だ偏に大量的並びに簡別的の教化方法にのみ重きを置くならば、それは本質的な重要な教化手段を失ふこととなるのである。ナチオナルゾチアリズムは國民團結の精神を實現するための教育に徹頭徹尾集團教育の方法を採用したのであるが、若し吾人にして特記するに足る教化上の効果を收むることを欲するならば、同様に亦た、ナチ主義の少年犯人の刑罰執行にも——固より適當に變化を加へた形で——このグループを媒介とする團體の教育を採用すべきであつて、然らば、未來は必ずやグルツベン・ベダゴギク (グループを媒介とする教育) のものとなることを自分は信じて疑はないのである。しかしながら、この教育の正當なる適用は、これを一般に採用する前に、先づ最初少數の少年刑務所に於て試むべきである。これ等の適用の先驅となつた施設に於けるこの企畫は、他の刑務職員に委ねべきではなく、當然既已に保護感化施設 (Fürsorge-erziehungsanstalten) 寄宿學校 (Internatschulen) キャンプ又はヒットラー少年團 (Hitler Jugend) 等に於てこの領域で犯罪に觸れたことのない普通の少年を取扱つた経験があり且つ——これが肝要なのだが——其處で立派に才能を認められた教化部の職員 (die Erziehern) に委ねるを得るのみである。この試みはその効果の有無についてその決定の下さるゝまでには、

外部との交通

外部との交通に於ては、受刑者は四週間に一回の訪問を受け二週間に一回づゝの發信及び受信をなすことを許される。所長は場合により除外例を許すことができる。

懲罰

法律上定められてゐる懲罰については、所長は刑罰執行と同様嚴正を期し、且つ、迅速に遂行することを要するのである。所長は受刑者の好まざる單獨作業の賦課の如き溫和なる手段を以て正式の懲罰に代ふることを得るのである。屏禁 (Arbeitsruhe) は實際の重大なる過失の場合に限り教師及び保健技師の意見を聴取したる後始めて課することを得るのである。體罰にこれまで通り除かれてゐる。

釋放者保護

この AV. は釋放者の保護 (Entlassensfürsorge) に關する規定を以て終つてゐる。而して、この釋放者の保護といふことは出來得る限り自助への助力であるべきで、しかも、拘禁中出來得る限り早期に準備せられなければならないのである。しかし、此點については一切は實行の如何にかゝつて存するのであるが、悲しい哉、實行については、我がドイツには今日尙ほ重大な缺點が存してゐるのである。ドイツに於ける全體の釋放者保護事業が只だに歴史的原因に歸し得べき現在の組織上の不統一より解放せられ、且つ、釋放者保護事業に於ける名譽職員の篤

志の勞務を指導すべき有給職員を任命し、ドイツ全土に亙りて職務上の組織網を張り渡すことにならなければ、それ以前に此の缺陷を取り除くことはできないのである。此點についても、ポースタル協會 (Postal Association) (ロンドンに本部を置き全國の支部と聯絡をとつてポースタル施設よりの釋放者の世話をする) を有つてゐるイングランドは遙かに我がドイツよりも進んでゐるのである。

AV. の第六十三條は、各施設が其の教化上の結果に關して對照簿を備へてをくために、總ての少年刑務所に對し強制的に釋放者の成績統計の作成を命じてゐるのは、現在何人も感じてゐる必要を充たすものといへるのである。

(未完)

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1938.

アメリカに於ける

プロベーション・ワークの發展

最近、アメリカのナショナル・プロベーション・アソシエーションでは一九三七年度の報告書を公にしたが、「今年(一九三七年)四月一日現在の會費拂込の會員の總數は一萬五千四百六十六人で、前年に比して二千四百二十六人の増加である。新たに會員となつた六百八十六人のプロベーション・オフィサーが

現職名簿に加へられたのである。現在合衆國及キヤナダに於ける百十三箇のプロベーション・デパートメント(裁判所の保護觀察部)に於ける總てのオフィサー(保護司)は悉くこの協會の會員である。」とある。

同じく最近公にされたこの協會の新しい人名簿を見ると、一九三四年に公にされた前の人名簿に載せられた四千九百九十五人のプロベーション・オフィサーに比して七百二十五人の増加を示してゐるのである。この最近の人名簿に擧げられたオフィサーの總數の内、八〇パーセント即ち三千九百八十五人は正規のサラリーを支給せらるゝオフィサーで、殘餘の九百三十五人は兼職を有つてゐる人々である。三十年前には篤志志願者がプロベーション・オフィサーの大部分を占めてゐたものだが、今日は比率は反對となつたのである。

この人名簿から分明になつた最も意義の深い事實はプロベーション・ワークに對する國家管理の急激なる發展である。二年前には、合衆國のステートの省又は局によつて任命せられ且つ俸給を支拂はるゝオフィサーを有つてゐるものは僅かに四箇のステートあるのみであつたが、現在では十三箇のステートが國家管理の下にプロベーションを置いてゐるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, Februar, 1938.

刑務官の心構

三宅正太郎

本文は三宅大審院判事が刑務官練習生へ向つて述べられた趣旨を筆録したものである。

今日は大審院長が御見えになつて、諸君に對し、刑務官の心得となるべきことを御話しになる筈でありましたが、年末御多忙のため、私に代つて何か話して來いとの御命令でありましたので、それで御不満足ではありませんが、私が大審院長の代理で、お話いたす次第であります。その點御含みを願ひます。

(一)

私は只今は上告審の判事を致してをりますが、嘗ては刑務所の仕事については、職務上多少の關係をもつたこともあり、年來深い興味を有つてゐるものであります。私は大きなことをいふわけではありませんが、現在判事も多數ある中

で、私ほど行刑のことに親しみと興味とを有つてゐるものは他に澤山はあるまいと考へてゐるのです。現在の刑務所の方々で、その意味においてこの三宅を御存知の方もありだらうと存じます。私は多年の間、機會を得ては刑務所を見學いたしました。その見聞するところについて御話し申しあげる日になると、とても一時間や二時間で語りつくせるものではないのです。しかし、今日は時間が許しませんので、他日機會があればまた御話し申しあげることにして、今日は、思ひ浮ぶまゝのことを、雑談的に御話しいたすに止めようと存じます。しかし只今申しあげたやうに、私は行刑のことには非常に興味を有つてゐますので、行刑について多少でも諸君の前で所見を披瀝する機會を得ましたことは、私の大いに愉快

とするところであります。

(二)

私が行刑について平生考へてゐることは、一口でいへば、行刑の實務には精神が這入つてゐなければダメだといふことです。行刑に精神を入れていただきたい——これが、刑務官各位に對する私の最大の、若くは唯一の希望なのです。何の仕事でも精神を打込んでかゝらねばならぬことは言を俣たぬところでありますが、行刑に到つては特にその必要を痛感せざるを得ないのであります。精神の這入らぬ刑務所の仕事程、惨めで不愉快なものはないと私は考へてゐます。そんなことは當然の話ぢやないかと仰つしやるかもしれませんが、しかし實際はその當然のことがなかく／＼にむづかしく、従つて又意味が深いのであります。諸君も一旦刑務官として立たれた以上、どうかその點に深く思ひをいたして、全精神を打込んで職務に従事していただきたいのであります。そうして又行刑には諸君が諸君の全精神を打ち込むだけの十分な價值があるのであります。全精神を打ち込むと打ち込まないによつて、仕事の上の効果や興味に、大きな開きを見せて來ることは行刑より甚しいものはないと思ひます。諸君にして若し全精神を打ち込んで行刑のことに従事されたならば、一

生を實に愉快に過すことが出来ませう。それだけに、反對の場合は反對の結果を招來いたします。精神的事業はすべてさうなのであります。行刑において特別に然るのを覺えるのであります。私はその昔に、いつか一度刑務所長をやつて見たいなと考へてゐました。それは今は故人となられた有馬四郎助氏が、小菅の所長をしてをらるゝ時分でした。當時私は頻頻として小菅を訪れました。有馬所長は實にあの卓拔な人格を以て、全精神を打込んで受刑者の更生に努力してゐられました。有馬氏の如きは實に日本のみならず世界の行刑界の恩人と稱すべき方であると考へますが、私は有馬所長の行刑精神を見るにつけ、この精神を日本の行刑界に長く存続せしめるために、私自身進んで、有馬さんのあとを繼ぎたいものだと考へたことがあつたのです。勿論私の如きが有馬さんのあとを繼いだところで、有馬さんのやうな立派な行刑が出来るとも思はれませんが、しかし當時私をしてさうした考へを起させた程、精神の這入つた行刑といふものは實に尊いのであります。行刑といふ仕事には、その仕事に當る人の人格と精神とがその仕事の上に直接に反射して來ます、その點、他の仕事に比し頗る顯著です。銀行で紙幣を數へてゐるのも、電柱の上で電線を修理するのも、みな夫々の人間の仕事であ

りますが、しかしさうした仕事は、仕事の上にはあらはれる精神的反映が比較的薄いのであります。そこに行くと行刑は一つの精神的事業でありますから、精神、人格といふことが直に仕事の上に反映して來ます。今日、行刑は教育だといふことがいはれてゐますが、この精神的反映の強烈なところが教育であらうと存じます。むしろ、普通の意味での教育以上に、行刑はより教育的な性質を有つものであらうと存じます。

元來人を教へるといふことは、よく考へて見ると結局自分が教へられることなのであります。人をよく導くことは結局自分がよく導かるゝことなのです。佛教の言葉に回向といふことがありますが、これは普通には、拜むとか冥福を祈るとかいふ意味に使用されてゐます。兩國の回向院は、明曆の大火で、焼死した無縁佛を焼いてその灰を埋めた場所で、焼死者の冥福を祈る意味で回向院と名づけられたのであります。しかしこの回向といふ言葉は、本來の意味でいふと、讀んで字の如く廻り向ふといふことで、先方へ廻つたものは、又こつちへ向つて來るといふことで、つまり、先方に對して冥福を祈れば、それが又廻り廻つて、やがては自分のために報ゐて來るといふ意味なのであります。人間と人間との關係は實

に妙なもので、甲が乙にすることは、やがて乙が甲にすることになるのです。甲が乙に親切にすると乙も甲に親切にし、悪口すれば又悪口となつて歸つて來ます。教育といふも教化といふも、つまりはその原理に基くもので、教育する人、教化する人の人格なり精神なりが相手方に或る力を及ぼして、それがよいものである場合にはよい結果となり、悪いものである場合には悪い結果となつて自分に戻つて來ます。この意味で、受刑者の教化といふことは畢竟、刑務官自身の立派な人格精神がいかなる形か、受刑者に力を及ぼすこととありますが、更にそのために刑務官自身の人格精神が一段と淨化されるといふ交換作用に歸着するのであります。人格と精神が行刑のすべてであります。人間の作り替へといふやうなことは、決して唯の事務的な處理から生み出されるわけのものではない筈です。

(三)

先刻有馬さんの話が出ましたが、有馬さんはクリスチャンにふさはしい優しい心の持主で受刑者に對しても常に愛の心を以て接してゐました。従つて受刑者の方でも大へん有馬さんになつて、恰も慈母の如くに慕つてゐたらしかつたので

す。凡そ所内に在るものでも、出所したもでも、有馬さんを悪くいふものは一人としてみず、心から尊敬してゐたやうでした。當時私共が、外部から見ても有馬さんは實際心から受刑者を愛してゐました。例へば日常の生活についていつても、受刑者に齒磨楊子や、石鹸を使はせ、又映畫や、ラヂオや、その他今日の「人」の前身である「窓の光」といふ受刑者教化の雑誌を發行して受刑者を慰安し教化に努めたのも有馬さんが初めてやり出したことでした。今日行刑局や刑務協會でやつてゐる仕事の先鞭は、有馬さんがつけたのです。しかしこれを一面から考へると、餘りに受刑者の機嫌を取りすぎるやうにも見えます。又當時さうした非難も一部にはたしかにあつたのです。私共からさへも、どうも有馬さんは少し受刑者を甘やかし過ぎてゐやしないかしらとさへ考へられた位です。況して世間から見たら餘計さう思はれたではありません。又事實、さう思はれるのも無理のないことです。受刑者に限らず、とかく人間といふものは、愛が少しでも過ぎると、必ずつけ上ります。一を與ふれば二を欲し、二を與ふれば三を望むといふことは、弱い人間に免れぬ弱點であります。しかし、一旦その弱點を満足させてつけあがらせる、それは彼を惡に追ひ込んだことになるのです。ところ

が、有馬さんの場合は全く違つてゐました。有馬さんは、甘かし過ぎて受刑者をスポイルするものではありませんでした。眞心からの愛を以てかれ等を心服せしめてゐたのであります。之を證據立つる事件が、偶々大正十二年の關東大震災の時に起りました。あの震災で、小菅刑務所は一たまりもなく倒壊してしまひました。私は直後に小菅に駆けつけて見ましたが、砂が地下から吹き出して、一面に盛り上つてゐました。建物などは全く見る影もなくなつてゐました。小菅の受刑者は、何人も知るやうに十ヶ年以上の長期囚です。かうした場合、かれ等は相謀つて逃走を企てはしないか、といふことは何人の頭にもすぐ來ることです。ところが豈に圖らぬや、逃走を企てやうなどいふものは一人もゐませんでした。兵隊が來て、銃劍をつけて逃走を警戒しやうとしました。すると有馬さんは毅然としていひました。「こゝの受刑者たちはみな私を信用してゐます、この混亂に紛れて逃走しやうなどいふものは一人もありません。ですから、折角ですが御警戒下さる必要はありません」と。これが有馬さんの不動の信念なのです。自分は平生身も魂も打ち込んで行刑のことに従事してゐる、心からの愛を以て親ら受刑者を率ゐてゐる、苟も人間である以上、かうした場合に自分を裏切るやう

なもの一人もないであらう、有馬さんは自己を信じ同時に受刑者を信じてゐられたのです。事實、このときには折角の有馬所長の名譽を汚すやうなことがあつてはならぬといつて、兇悪囚や平生素行不良のものが先に立つて逃走を監視したといふことあります。私はこの事實を見て、行刑の眞諦に觸れ得たやうな氣がするのであります。私は有馬さんの人格のすばらしい光輝をそこに發見するのであります。こゝまで來ると、行刑といふ仕事も、實に男子一生の仕事として實に張り合ひのあるものではないでせうか。立派に世界に誇りうる大きな事蹟だとおもひます。

若し一部世評の如くに、有馬さんが平生受刑者の御機嫌をとり、唯甘やかしてゐたものに過ぎないものならば、恐らくあのやうな場合、甘やかされた受刑者は好機會とばかりに逃走を企てたであります。甘やかされれば我儘となり、何かとつけ上つて來るのが普通です。さうしたものがあの際、所長に迷惑をかけてはならぬといつて、自戒自肅してゐる筈がないのです。こゝに有馬さんの行刑の特色があります。有馬さんの行刑には、精神が入つてゐたのです。同じ行刑に従事する人でも、極く淺薄な考へから、唯受刑者を喜ばさう喜ばさうと努めてゐる人があります。形の上だけでは何かそれが

愛の行刑でもあるやうに見える場合があるかもしれませんが、それはダメです。形だけで、精神の入つてない行刑に良い結果のもたらされる筈はありません。有馬さんは、唯齒磨楊子を與へたり、映畫を見せたり、雑誌をつくるために行刑に従事してゐた人ではありません。大震災のやうな場合にも、逃走を企てやうとしない受刑者を作るためにこの世に在つた人なのであります。有馬さんは齒磨楊子を入れずとも、映畫を見せずとも、刑務官として立派に存在理由があつたのです。裏からいへば、有馬さんが入れた齒磨だからこそ、又映畫だからこそ、その齒磨楊子や映畫に光輝が出るのです。物を與へたり見せたりするといふことは末のことで、精神が本なのです。ところが有馬さんの精神なくしてひ有馬さんの爲したことだけを眞似やうとする、これは大間違であります。近頃の行刑の傾向はともすると、何か受刑者を喜ばさうとしていろ／＼苦心するやうにも見えますが、さうした薄つべらな考へでは、受刑者について來ません。却つてかれ等をわるくするばかりです。刑務官はよろしく有馬さんのこの強い方面の精神を精神としなければならぬと思ひます。私は當時有馬さんと接觸する機會の多かつた際、有馬さんの優しい方面と強い方面との兩方面に互り、有馬さんから

もつと學んでおけばよかつたと、有馬さんの死後になつて後悔しておるわけです。

(四)

私の友人にも、刑務所の拘禁生活に経験のあるものが澤山あります。私はその人の出所後、つとめて所内の経験談や感想談を聞くことにしてゐます。刑務所に對する私の關心と興味はそれによつてずみ分刺戟を得る場合が多いのであります。

從來私の聞いた感想談の中で、私の今日尙ほ忘れ得ないものが二つあります。私は刑務所のことについて語る毎に常にこの話を思ひ出すのでありますが、一つは水戸刑務所のことです。今から十數年前のことでありましたが、私の友人で、選舉違反でこの水戸刑務所に收容された人があつたのです。友人はこの刑務所で一人の非常に親切な老看守を發見したので、その看守の舉動を監房から他所ながら見てゐると、どうも普通の看守とはちがつて、人の心を打つものがあるのです。友人の監房の隣りに一人の病人がゐるが、その看守は病人に對し日夜非常な心遣ひをして、何かにつけ心から親切に世話をするので、友人は、その様子を見聞きして、實に手

を合して拜みたくなつたといふことです。老看守はそのま、恐らく世間にも知れることもなくして、相もかはらず毎日々々受刑者達を親切に世話しながら、水戸刑務所で一生を終つたことでありませうが、かういふ人生こそ、眞に尊い人生であると私は今でも考へてゐます。刑務官は實にかくありたいものです。「人知らずして慍いらず又君子ならずや」といふ言葉がありますが、人にも知られず、名も謳はれず、そして世間的に酬むららるゝことなく、しかもそんなことは少しも念頭に置かずして、自己の職務に忠實に、常にまごころを以て收容者に接してゐたその老看守こそは實にありがたい存在だと思ひます。もう一つの例は數年前のことで、市谷——唯今では東京拘留所となりましたが、その以前の市谷刑務所へ收容された友人の話です。その人も市谷で一人の看守に非常に親切な取扱ひを受けました。で、釋放後何とかしてその看守に會つて御禮を述べたいとは思ひましたが、しかしわざわざ自宅を訪問して禮を述べて萬一迷惑にもなつてはならぬと考へまして、その後殆ど毎日のやうに市谷刑務所の附近を散歩して、偶然にその看守に邂逅するやうな機會を待ち受け、若し出合つたら厚く在所中の禮をいはうと心がけてゐたさうです。だがそれにも拘らず、結局出會はずにしまつたら

しいのですが、しかし人間生れて、かくまでに人から感謝せらるゝといふことは、世間にさうザラにあることではありません。勞力に對する報酬といふやうなことならば日常普通のことなのですが、求むるところなき親切に對して心から感謝されるといふことは、唯眞の人間と人間とのみが味ひうる至上の境地でありまして、私はそれを「心の交流」と名づけております。まことに、その事自身に無限の意義と價值があるのです。人間といふものは、地位とか知識とかに拘らず、心の持ち方一つで、かくまで尊い仕事を爲し得るものかといふことを、私は今更に思はずにゐられないのであります。よく世間では、看守の仕事は酬むららるゝところが少いと申しますし、成程考へ方によつては或はさうかもしれませんが、しかし、これだけ精神的に酬むらられるところがあれば、もうそれで十分ではありませんか。十分どころか、私は十分以上、實に羨むべき貴重な報酬であると思ひます。がそれは全精神を相手方に投げかけて、その昂揚された氣持の中に自己を没入してかかつてこそ、それが相手方にも通じて、心からの感謝となつてやがて自己に酬むらりて來るのであります。これは實に人間として尊い経験でもあり、比類なき大きな歡喜でもあるのです。刑務官諸子、さうした尊い経験を、又歡喜を

味ひ得る最も適當な境遇に在る人なのです。諸君は、俸給が少いとか社會から認められぬとかいふことを啣くはつ前に、先づ自ら顧みて、自己の生涯に満足し、光榮に思ひ、且つ感謝をさへ覺ゆるのが本當ではないかと思ひます。「求めよ、さらば與へられん」です。諸君が求めさへすれば、求むることに心を持つてさへ行けば、いくらでもいくらでも、實にまさる貴重な寶が、諸君への報酬として、諸君のものとなるのです。

太閤秀吉は、日本の代表的英雄として三歳の兒童にもその名を謳はれてゐますが、かりに秀吉が天下を取らなかつたとしても、やはり彼は偉い人物だつたと私は思ふのです。何人も知つてゐる話ですが、秀吉は若い頃織田信長の草履取りをしておりました。草履取りをしながら秀吉は何をしたかといひますと、主人の訪問先きへ御供して、供待部屋で待つてゐる間、主人の草履を自分の懷中で温めてゐました。主人に成るべく温い草履を穿かせようと思つて、それだけの心遣ひをする草履取りは、昔から餘り澤山はあるまいと思ひます。秀吉は草履取りとして實に主人に忠實でありました。草履取りなれば草履取りとしての最善をつくす、こゝが秀吉の偉いところなのです。出世して一方の大將となれば一

方の大將としての最善をつくす、つまり與へられた自己の職務に對して、最も忠實に出來得るだけの勤めを果す、といふその點が秀吉の秀吉たる所以であらうと思ひます。秀吉が天下を取る前に、何處かの戰爭で鐵砲弾に中つて死んだとしても、秀吉の偉さにかはりはないのです。それだからこそ秀吉は天下取りになることが出來たのです。さもなくて、もし草履取りなどして馬鹿々々しい、俺は今に天下を取るんだぞ、など、慢心してゐては、到底天下どころか、一方の大將にすらなることが出來なかつたでせう。又恐らく秀吉は、主人の御機嫌を取るために草履を温めたのではないと思ひます。温めたのかどうか、主人の信長に必しもハツキリ判るわけではないのです。秀吉は唯草履取りとして、自己の職務に最も忠實であつたにすぎないのであります。人間の眞の價値はその點に在るのです。だから、草履取りとしての秀吉は、天下取りとしての秀吉と、同じ價値なのです。人間は自分の仕事に對し、瞬間瞬間毎に、最善を盡すといふのが一番偉いことなのであり、又眞に大を爲す所以なのであります。私の經驗から得た處世の秘訣も結局はそれ以外にはないと思ひます。世間の經驗を積んだ人ならば、恐らく何人もさう考へることゝ思ひます。

(五)

諸君は今回練習所を終つて夫々に御歸任になるのでありますが、私は諸君への驢けとして、諸君は宜しく秀吉の心を以て心とすべきであるといふ言葉を以てしたいと思ひます。秀吉は草履取りといふやうな社會的に見ては至つてつまらぬ仕事に對してもあれだけの最善をつくしたのであります。況して諸君は刑務官であります。受刑者の教化を任とせらるゝ教育者であります。所長は地位はえらいかも知れませぬが、受刑者への直接の感化力は諸君の方が所長よりも大きいのであります。その意味で眞の行刑は看守諸君によつて行はれてゐるのだといつてもいゝと思ひます。諸君は諸君の仕事を通じて國家に對し重大なる御奉公をなしつゝあるのであります。秀吉の草履取り時代と同日に語るべきではないのであります。さう考へて來ると、諸君の仕事には實に無限の興味が感ぜられます。

教育の大切なことは今更申すまでもないことあります。本日の 天皇陛下の上諭を拜しましたも、陛下がいかにか教育のことに御軫念遊ばされてゐるかといふことが拜察されるの

であります。普通の學校では教育は大ぜいの學生を一堂に集めて集團的に行つてゐます。これは教育の本義からいふと理想的のやり方ではありません。人と人がぶつつかつて魂の交流が行はれる、といふところに、教育の本義は存するのであります。つまり個別的な教育こそ教育の方法として理想的なものです。行刑は、受刑者を個別的に取扱ふものですから、言はゞ理想的な教育を施し得る仕組みとなつてゐるのであります。ただ、普通の教育は普通の人間を相手とするものであります。諸君は、世にも厄介な、言はゞ社會の劣等生を相手としてこれを正道へ導かうといふのです。これは非常に難しい仕事です。ですが、難しいからこそ又それをやり通すといふところに興味が湧いて來るのであります。しかし何としても行刑で良い成績を擧げることが實際に困難であります。教育方法としては理想的なのですが、何しろ相手が悪い。私は判事であります。刑務官に較べると判事の仕事の方が樂ではないかと思つてゐます。判事は判斷さへ誤らなければいゝのですが、刑務官は人間を改造して行かなければならない、この難しい仕事を眞にやり通し得る人があつたならば、私はその足下に跪ぎたい位です。一體今の教育は、い

はゆる注入教育で、例へば管を通して牛乳を口の中へ注ぎ込むやうに、先生が生徒に對していろ／＼道理や智識を注入してやるといふのが通例であります。しかしそれでは未だ眞の教育といふことは出來ません。眞の教育は注入とは反對に、「引き出す」のであります。或は「牽き出す」と書くのが本當かもしれませぬ。相手方の有つてゐる「中のもの」を外へ牽き出すのであります。ドイツで教育といふ言葉は、やはり「牽き出す」といふ意味を含んでゐます。人間は、たとへどんなに兇惡なものであつても、心の何處かには、何かしら尊い或るものを有つてゐます。狗子佛性とか、玉を持すとかいふ言葉が昔からありますが、苟も人間である限り、全然善の素質を有たぬといふものはないでせう。人間といふものは、本質的には左程甲乙のあるものではありません。唯々善の素質が惡の素質に蔽はれて、惡人のやうに見える人はあります。受刑者などは大體からいふと、さういつた人が多いと思ふ。刑務官は、その蔽はれてゐる善の素質を表へ牽き出してやる、さうすると、惡の素質がそれに押されて引込む、といふわけになるのですが、それが即ち刑務官の仕事であり、教化の本義なのであります。それを措いて行

刑はないのです。注入教育をすれば、右の耳へ注ぎ込んで左の耳から抜けて行つても仕方がないのですが、「牽き出す」教育ならば、相手方が、中に善いものを有つてゐる限り——そして必ず有つてゐるのです——間違ひなくそれを表面へ引張り出せる筈です。教化といひ、改過遷善といふも、みなその意味に外ならないのであります。行刑といふ仕事は、意義深く且つ興味があるのもさうした奥深さがあるからであります。

(六)

しかしながら、魂の改造即ち心の善きものを牽き出すといふ仕事は、精神的事業の中でも最も精神的なものであるだけに、さう手軽く行くものではない。私も保護事業に關係してゐますが、「先生何とかして下さい」と頼みに来る。世話をしてゐる間は別に悪事もしないが、魂が改まつてゐない、といふものは致し方のないもので、先生の許へ行けば何とかしてくれるといつた依頼心ばかり強くなり、一向に自ら反省するところがない。一度道は誤つたが、ここで一つふんばつて、自ら起ち上らう、更生しやうといふ發憤心が非常に少いのです。魂の改まつてゐない證據です。札幌で保護事業

に關係してゐる人の談でしたが、その人のところに保護を求めめる人が澤山やつて來ます。その中の一人で、餘りに屢々やつて來るので、その人はその依頼心を何とかしてなくしてやらねばならぬと考へ、その男に自分の着てゐた衣類を與へてやり、「今度再びやつて來ることがあれば、その衣類を着て來るやうに」といはれたところ、それからその男がバツタリ來なくなつてしまつたそうです。恐らくその衣類は、すぐ質屋へでも行つてしまつて着て來ることが出來なくなつたので、それで遠退いてしまつたのでありませう。ところがその後、その男は、それが動機となつて大に發憤し、一生懸命に働いて數年後には立派な人となり、その人の許にわざわざ禮に來ました。「もう先生の許へは行けない」といふその決心が、かれを更生させる動機となつたのであります。つまり偶然ながらその人の善き素質を牽き出す結果となつたのであります。保護といふことは、社會的には再犯の防止といふことが直接の目的となつてゐますが、しかし眞の保護はやはり教育でなければならぬと思ひます。その點、行刑と少しも異なることはないので、相手方の有つ善きものを表面へ牽き出してやること、それが眞の意味における保護であ

ると思ひます。有馬さんは、唯形の上で受刑者や釋放者を愛したのではありません。その人の善き素質を活かすことに努力されたからこそ、あれだけの効果を擧げ得られたのであります。それは勿論、有馬さんの人格と精神とを外にしては考へられないことでもあります。

私はいつも感ずることでありますが、刑務所を出た人から來る手紙には一種の文體——クセがあります。いかにもネチネチとして、何かしら人の情けにすがらうといつた風な言はど甘つたれ調子が何處までもついて廻つてゐます。一言でいふと、どうも卑屈といふ感じを免れません。イヤに丁寧ではあるが厭味が多いのです。それは境遇がさうさせたといふ關係もありませうが、私はさうした手紙を受取る毎にいつも慨嘆するのであります。氣の毒な人達であるとは思ひますが、その氣風はまことに感心いたしません。さうした點については刑務官としても十分考慮を拂ふ必要があると思ひます。先づ行刑それ自身が、餘程しつかりしたものでなくてはならない。しつかりといふも、結局は最初に述べたやうに刑務官その人の人格と精神とに歸著するのであります。要するに刑務官は有馬さんのやうにあつてほしいのです。

有馬さんのことについては最近正木氏が編纂されたものがあるので、それを讀めば有馬氏の人となり判ります。有馬さんが宗教の信者であつたといふことが氏の人格を完成する上において大に力があつたのであります。有馬さんはクリスチャンだつたのです。キリスト教といふと何やら女々しいやうな感じが伴ひますが、有馬さんの如きは決してそんな臭味はありませんでした。有馬氏は眞の意味におけるキリスト教徒だつたのです。私自身としては宗教のことを諸君に御話しする自信はないのですが、自己の人格をつくるためには、宗教による信仰を有つといふことが非常な必要であると思ひます。刑務官諸氏にして若し宗教的信仰を有つてゐられるならば、恐らく受刑者は今日以上に諸君を尊敬するであらませう。私の見るところでは、今の教誨師諸氏は、自己が宗教家であるにも拘らず、自己の信仰を述べることに餘りに臆病であるかのやうに思ふのですが、それが私が行刑に對して嫌らなく思つてゐる點の一つです。もし眞に燃ゆるが如き信仰と受刑者に對する同情とがあれば、到底臆病ではあり得られないと思ひます。自ら人の教化に任ずる程のものは、もつと堂々と自己の信仰を告白すべきであります。教化の力は

そこから涌いて来るのです。自己先づ信ぜずしていかにして他人を救ふことが出来ませう。唯阿彌陀様を口頭に上せてゐるだけの教誨は無効であり、無意味であります。口頭で宗教を押し賣りするやうな教誨に効果のある筈はありません。押賣せずとも、自分にしつかと把握してゐれば、それが自然に先方に通じます。人格が人格を喚び起すのです。魂が魂を揺ぶるのです。それが眞の教化といふものなのです。有馬さんの如きは、さうした眞の意味での教化の本義を體得されてゐたのでありますが、諸君としては或はかう言はるゝかもしれません。成程有馬さんのやうな偉い方にして始めて出来ることで、われわれには一寸眞似られないと。諸君、諸君が若しさう御考へになつたらそれは間違ひです。前に申し述べた回向といふこと、即ち佛を信ずれば、佛の功德がやがて自分に廻つて来る、といふことは、これは眞剣な話なのです。諸君は修養によつて益々人格の向上に努力せらるべきでありませんが、未完成ながら、人格を有ち、信仰を有たうといふその向上心は一つの力であつて、——魂の力であつて、それが、他人の魂に通ひ、回向して又自分に戻つて来るのであります。この人と人との間の「魂の交流」といふことを考へ

たならば、回向の意義も合點出来るし、教化といふことの眞の意義も把握することが出来て、諸君は、自己の仕事に十分の精神を打ち込むことも出来、又それに興味を有つことも出来るのであります。たとへ現在の自分は甚だ貧弱にして、有馬さんの眞似など思ひも寄らぬと考へられるにしても、幸にして諸君が、修養により自己の人格を高め、宗教上の信仰によつてしつかと魂をつくり上げて行つたならば、やがてはそれが擴充強大して天地の間に遍滿し、その間の「魂の交流」によつて、受刑者の教化の如きも、いはゆる水到つて渠成るの概を示すことになるのでありませう。これは決して私の大言壯語ではありません。昔からの偉い人は、みなさうした境地を望んで苦勞したのであります。刑務官は、最もその心掛けがなくてはなりません。行刑といふことは非常に尊い精神的事業であると思ひますので、偶々機會を得たのを幸として、聊か所懐を諸君に訴へた次第であります。

刑務所の一日

——記念懸賞第二部二等入選——



釧路支所 及 川 政 雄

涼しい朝の風をつくるバラ色の雲が何時の間にか消えて、草も木もすつかり萎れ、鳥も獸も日影に入り、地上の一切はしほし燃える眞夏の太陽から逃れやうとする晝過ぎ、瀧なす汗を鹽にかへ、頬には幾筋もくく眞白な汗線を造つて働き續けて居る收容者……私は凝つと看守し乍ら、日影に立つて居る自分に氣恥しさをさへ感じた。『眞剣』『懸命』此んな言葉で言ひ現せない程の痛々しい姿だ。此の人が社會にあつた日、悍猛飽くなき犯罪を犯し、其の逮捕の際は罪を逃れんとして警官と大亂闘の結果捕縛されたと言ふ前科數犯の兇賊と誰が言ひ得やう。彼等は今鶴崎を振りスコップを鋤き然も獨鎖で數町の間に散在して臨港鐵道の工事に従事して居る。見守る看守者は三十名に僅か三、四名、十間走れば草が背丈まで延びて居る。三十間走れ

ば彼等の憧れ求めて止まない人家が軒を並べて居る。然るに彼等は柳鎖を逃れる逃走も忘れ、憧れの社會も忘れたやうに、無心に懸命に働いて居る。野心と慾から離れた佛像の様な涙ぐましい彼等、私は彼等を見乍ら、古參看守の言ふ役人を殺しても隙あらば逃走したと言ふ二十年前の罪囚を思ひ浮べた。其の二十年前の北海道開拓の鐵道工事と、今なしつゝある鐵道工事と幾許の相異があるであらう。あ……あ、無量の感慨が、聖代の看守者の胸に溢れる。

『鐵の鎖より、愛の鎖』、『累進處遇令』、彼等の上に天日は輝いた。人間らしい取扱に目覺めた上司の統治下にあつて、始めて人間らしい彼等のかうした涙ぐましい我を忘れた懸命の努力があるのだ、改心があるのだ。私は愛の鎖にかうしてつながれ

た彼等が、此儘更生の絆につながれてくれたならば、日本はどんなに朗らかなるだらうと思ひ乍ら、彼等の仕事を控めて居る時、『運搬』と言ふ同僚の聲。私は十名の收容者が泥にまみれたトロを押す後から、前方のみぞめ乍らついて行つた。

其時である、工事に添ふて二十八九の人妻らしい然も美人が收容者の方に向つて歩いて来る。私はハツと思ふと緊張した。そして收容者の一舉一動を見逃すまいと眼を見張つた。其時だ、黒か青か分らぬ程色褪せた作業衣の前を言合した様に急いで撞合せた彼等は、天井の抜けた帽子をも正した。私は言ひ知れない滑稽さを感じた。澁紙の色よりも濃く陽に焼け、顔の前後も判別しがたい様な人か獣かけじめのつかない顔をして居る彼等が女性を見て襟を正す、實に興味ある喜劇だ。彼等は自分の顔と姿とそして惨たる境遇を知らないものであらうか、氣付かないのであらうか。かう思ふ私の好奇心は此の十名の收容者中の最不良囚として自他共に許す八番を發見する事に依つて俄然倍加された。彼は犯則において行状において悪いと言ふ方だけに傑出して居る。彼は誰にも頭を下げない事、他人の意の儘にならない事を以て常に得意として居る男である。彼八番の性行をよく知つて居る私の興味は頂點に達し、視線は彼の上にとびりついた。其の瞬間私は、自ら形を正さずに居られない嚴肅な衝動に打たれた。

八番は泥まみれのトロを押し乍ら襟を直し、帽子を目深に

を直し帽子を直す其の心ではあるまいか。さすれば吾等は女性と罪囚と言ふ言葉を再検討して見る必要があるのではあるまいか。私は太陽が聖者の臨終のやうな莊嚴さで太平洋の沖に沈む頃、深い思索を胸に一日の勞作を終へ、疲れ切つた重い足を引摺る收容者を護送して刑務所へ歸つて来た。

恰度其日は居殘當番で雜居第一舎の勤務である。食事が終ると土工は一齊に布團を敷いて寢に就いた。然し疲れて居ても眠るには餘りに早い、彼等は床の中でヒソ／＼雜談したり、又は大きな眼を見開いて天井を睜めて、何を考へて居るのか、溜息を洩したりして居る。起きて書籍を見たり人雜誌を見て居る者は本當に指折る程しか居ない。百名に近い第一舎の廊下に居ると、廢墟の中に立つて居る様な静かさをさへ感ずる。其時地の底からでも傳つて来るやうな音讀の聲、私は其の聲に吸はれるやうに第五房の前に立つた。

『お前音讀してはいかんよ』擔當さん、さう言はずに一寸讀ましてやつて下さい、とても好い處なんだから』、さう言ふ聲は計らずも不良囚八番の聲だ。『八番か、いかんもう皆な床に入つて居るんだ。』『床へ入つたつて、まだ暗くならん、此の暑いのに寢て居る奴なんてありませんよ、俺は字が讀めないんで讀んで貰ふんです』『今度の日曜日に讀んで貰つて今日は寢よ』、私はかう言ひ聞かせて居るを視察に廻つた。

十分程して五房の前に来た時は、さつき寢をべつて居た五名

して、今迄の不遜にして自棄の態度を一變し、板車の前を脱帽して通る人の様な謹嚴な態度で通り過ぎた。冷酷無道な犯罪を犯し尙反省の無い人鬼の如き罪囚の胸に、温かい人間の血潮と熱とが通つて居る、かう思つた瞬間私の目頭は熱くなつた。

『人間の性は善だ』、如何に無道を敢てするとも彼等も又人間である。『眞、善、美』に頼る良心はある。今日まで境遇の大半が彼等をして善人にもすれば悪人にもして来たのだ、否彼等ばかりの社會では無い。世の中の男ばかりの集合所、女ばかりの集合所の醜さ穢なさは、決して白晝に廣言出來た沙汰では無いが、男の集合の中に女一人、女の集合の中に男一人が混る時、鄙猥な話は影を潜め、不遜無頼な態度は一變して謹嚴な紳士淑女を造る。此れを單なる野心、慾望と見る人があるとしたならば、其れは大なる誤りである。開放された鄙猥な男の集合に女が混つて謹嚴になるのは、『無限大の異性愛の刺戟に依る境遇の淨化だ』。今十名の收容者は、腰に鎖を巻き錠を下し、身には汗が鹽吹く青衣まとふ惨たる苦役の中にあつて、無限大の異性愛の刺戟に此の瞬間自己の境遇を淨化されたのだ。彼等は一人の女性の美に自分自身の本當に醜き姿を心の中に見出し装つたのだ。着物は汗の青衣でも、腰の鎖は重くとも、彼等は襟を直し帽子を直して人らしく装はずには居られなかつたのだ。『罪囚の改心とはそも何物ぞ』、惨たる苦役の中に又は打ちのめされる生活苦の中にあつて自身の本當に醜き姿を凝視めて襟

の者は全部起きて、一二八番を中心に圓陣型を造つて居る。私はすぐ秘かに音讀して居たなと氣附いたが、私よりも先きに私の足音を聞きつけた彼等は音讀を止めて居たので私は其儘五房を通過して、他の居るを視察して居ると、『オイ一二八番やつた』、『大丈夫か若いけどソホイぞ』、『大丈夫かつてお前、本を讀んで聞かして貰ふのが悪いなんて馬鹿な話があるものか、本は俺達の爲めになる事より書いて無いんだ。グズ／＼言つたらがみ附いてやるから……、だけどなるだけ一つ静かにハッキリ頼む』、斯う言ふのは確かに八番の聲。私は役人である、私の命令に違反しようとする彼等に、私は職掌上憎しみを感じ乍らも、『本は俺達の爲めになる事より書いて無い』と言ふ言葉に私の善心は揺れた。一體どんな事が書いてあるのか、私の好奇心は何時とは知らず、音讀の聲に引き付けられて行つた。

然し視察の私と私の注意をはゞかるらしい一二八番の聲はどんなに耳を澄してもハッキリとは聞き取れない。私は足音を盗んで少しづつ近寄つて視察窓から房内の見える所まで彼等に氣付かれずに體を運んだ。彼等は私が斯うして近付いて居るとも知らず、興味が乗つたか次第に圓陣を縮めて、今は頭と頭を突合す様に寄せて一心に聞いて居る。凡そ五分程も動かさず耳を澄し目を見張つて居た私はハツと思ふ様な事實を發見した。不逞不遜の不良囚八番の陽に焼けた茶褐色の頬をキラ／＼電燈に

光る一條の涙が傳つて居る。讀んで居る一二八番の聲が潤むと堪らない様に四人の男は毒々しい褚衣の袖で不器用に涙を拭つた。私は此の不思議な彼等の一舉一動に見逃せない興奮を感じたが、本はすぐ一節の終りになつたか、音讀の聲はハタと止んだ。『ア』肩の重荷を降したやうな、又遺瀆無さに吐く溜息を洩すやうに腹の底から息付いた彼等は、言ひ合した様に淋しく濡れた顔を見合した。何か言ひたい然し感激に息づまると言ふ彼等の態度に、私は體をビツタリ扉につけて彼等の言葉を待た。

『親の愛つて木當に斯んなものかなあ……』『俺ア、泣いちやつたぜ』『俺も泣いた、俺にも一人のおつかあが居る。俺のお母は此の本の母親の様に子煩悩だつたのに、俺は不孝の限りをして盜棒にまでなつた。だけど今もお母は一人ツ子の俺の事を忘れずに案じて居て呉れるだらうか』『そりや案じて居るとも親だもの、まして一人ツ子なら尙の事だ』『だつて俺あ、前科七犯の盜棒……』『盜棒だつて、惡魔だつて自分の生んだ子となりや案ぜずには居られないんだ。昔から不幸の子程可愛と言ふからなあ』『オイ一二八番、本當か、俺あもう二十年も、すまない事だがお母の事を忘れて居た。二十の年から四十まで』『二十年が三十年一生だつて子を忘れ無いのは生みの親だ。親の慈悲よ』『オイ今俺のお母あは何處に居る』『其れあ俺には分らねえ』『どうしたらお母の居所が知れるだらう』……

放蕩から自棄、自棄から無慙へと走り、人か獸かと恐れられる犯行さへ敢てした二十年。其れは殘虐の限りであり又不孝の極みであつた。其の戰慄の二十年が一冊の本に呼び覺まされ、初めて障めた險の母に焦慮する男。然も涙と感激の中に險の母の居所を知らうとする男、其れは計らざりき不良囚八番であつた。私は急に彼等に此の感激を與へた本が見たくなつた。然し然し私は此の彼等に神が與へた險の母を思へよと教へ諭される感激の一瞬を私の爲めに破る氣にはどうしてもなれなかつた。劍を握り靴音をはばかりて覺られぬ様に五房の前を去つてから十分、再度廻つて來た時には、彼等は險の母を確かり胸に抱いて眠つて居た。

『オイ一二八番今讀んで居た本を一寸見せて呉れ』、私は聲を落して食器窓から一二八番を起して、彼等に改心と懺悔の刺戟を與へた本を手にとつた。著作者村上寛『まごころ』、私は彼等の音讀で記憶した箇所をめぐつた。其の一節はかうである。
御飯の釜を竈に仕立て母は戶外で張物をして居た。兄弟二人竈の側で遊んで居る中に御飯は煮えてふき上つた。『ヤア御飯が出來たぞ』と言ふと五つになる兄は常に母のする様に竈の下の燃え残りを取つて側の水の中に入れた。シューと音立てて消える面白さを見て居た今年三つの弟は、『私も消してやる』と燃木を竈の下から取つた迄はよかつたが、側にあつた石油罐の中

へずぶりと入れた。『アツ大變』火は石油にうつつた。子供の泣聲に飛んで來た母親。『アレ』驚き乍らも母の一心、押入から布團を出すと石油罐にかけた。やつとの事で燃え上らんとした火は壓へられた。五分程。もう大丈夫と布團を一寸持上げた瞬間布團の下から火を吐くと同時に、不幸石油罐は倒れて無殘母の體に火がうつつた。『アレ』助けて、庭を狂人の様にもがき廻つて苦しんだ母の體の火の消えた時は母は見るも恐ろしき大火傷に呻吟して居た。病院に擔込まれた。然しもう手當の方法も無かつた。母は夫である父の手を確かり握つた。『苦しいだらう。何か何か言ひ残したい事は無いか』、夫の目からは止度無く涙が落ちた。『何にも言残す事はありませんけど、貴夫どうぞ御願で御座います、私が死にましても坊やの惡戯で母が焼死んだとだけはどうぞ教へないで下さい。僅か三つの坊やに石油と水とがどうして分りませう。あんな處に石油罐を置いた此の母の罪で御座います。どうぞ美しい幼心に母の悲惨な死から傷を付けないで下さい、お願します。お願します』と自分の肉體の苦痛も忘れて子供の事を願通して死んで行つた。其から十年、父は二人の愛兒の生長を楽しみにあらゆる苦勞を忍んで來た。或日の事何時も柔順な兄が其日に限つて父に激しく口返答をした。怒つた父は『貴様其んな心掛けだと又此の父を殺す様になる』と、うっかり怒に乗つての失言が、可愛や二人の愛兒を絶望の淵に叩落した。近所の心無い人々から、常日頃あんな

のお母さんはあんな方の惡戯がもとで死んだのだ、と聞かされて居る二人は、父の言葉、父の不用意の失言に、恐しい自責の虜となつて、遂に戀しい母の後を追つて兄弟二人、村の蓄水池で相抱いて死んで仕舞つた。二人の愛兒の死體に取纏つた父親が、『許して呉れ、わしが悪かつた。わしは何と言ふ愚かな父か、妻のあゝした切ない遺言に不憐と育てたお前達、父は父は瘦せる思ひの苦勞だつた、やつと此れまで大きくして、只一言の愚かな父の失言から可愛二人を殺したとはわしは、鬼か蛇か、あゝ許して呉れ、父も一緒に行くぞ三途の川は手を取つてやるぞ』と泣崩れて、自分も死なうとするのを近所の人に引留められ、其後は憐れ無殘に死んだ子供の冥福の爲めに朝夕に佛前の鐘を叩いて祈り續けて居ると言ふ。

私はむせる様な文章で書いてある『まごころ』を顛へる中に確かり握つて、スヤ／＼と眠る收容者を凝つと凝視めた。今日の工事場の女性の前の彼等といひ、此の感激の文章の前の彼等と言ひ、何處に惡心が潜在して居るだらう。善心だ、間違無い善心だ。然し彼等の此の善心を心の儘に成長させるには餘りにも周圍の人々が誤り考へた愛と、佛様の様な超絶した改心とを彼等に望んで居る。彼等は惡にも強い、そして又善にも強い心の持主ではある。然し彼等に秋の月の様に清い明るい美しい心と行ひを求めるのは求める者の誤りではあるまいか、彼等は眞夏の夕立の様な激しい強い心の持主なのだ。月には月の美しさと

偉大さがある様に、夕立にも又美しさと偉大さがある。夕立に濡れ、夕立と一緒に考へるもので無くては、激しい夕立も又彼等をも利用し善導して世の有用の材にする事も出来ないのではあるまいか。

私は彼等に貸與されて居る書籍を見、其書籍の女性の挿畫を見てつくづく考へる。昔ほどの本の挿畫も女性と言へば眞黒な墨で無残にも塗潰ぶされて居る。これは何を物語るものであらう。男性の鄙猥なる一面をのみ想像したならば女性を思ふ事さへも禁止せねばならぬだらう。が然し現代は此點大分緩和せられて来たのである、人間には醜い一面を漁る力と又美しい一面を讚美する力とがある。其の兩方面を考へる時男性の生命に潤ひをもたらす母性の適當なる挿畫や繪畫、映畫等善と愛との感激を齎すものは將來今少しく廣範圍に許さるべきである。彼等を極度に刑務所で飢ゑさせる事は、來たるべき自由の社會で其の善惡を問はず貪り食はす事である。愛と女性とに極度に飢ゑて、憧れの社會と女性とを想像する彼等が、自制を失つて賞與金を遊蕩に使ひ果すと云ふも、又人間心理の微妙に參しない結果ではあるまいか。

『貧しくともお前の若き日の幸福を凝視せよ』『お前の生命を樂しめ、嬉しい私達と一緒に生きて居る』と言ふ様な現代生活に最も大きな力を持つて居る愛と感激と涙の文章や書籍はどんな傑作でも許されないのは、何と言ふ悲しい事であらう。彼

しには居られない、親を想起さずに居られ無い。太陽の如く燦と輝く感激の親の愛。慈雨の如く胸を濡らして行く此の涙。此の感激、此の涙こそ本當の改心、本當の懺悔へ導く文章の力だ。戀も罪も涙も知つて居る者には悪でも無く又醜への利用でも斷じて無い。稍々もすれば、情に飢ゑて狂暴に流れ、荒み行かんとする自由刑下の收容者に情の感激と涙とを等閑にして、靈山の聖者たらんと「心頭を滅却すれば火も亦涼し」と超然たる宗教をのみ説き又教へる事は彼等を一層現代離れの人間にするであらう。彼の心は宗教や道徳に目覚めるには餘りに遠い夕立か暴風に似た感激性の強いものである。だから彼等は靜かに澄んだ月の夜の様な氣持で神や佛に近づく事も出来なければ、音楽さへも疑つと味はふ事が出来ない不幸な人間なのである。

彼等から好く聞かされる言葉の中で「今日の教誨の蓄音機は駄目だつた、音楽ばかりやるんだ」彼等の荒んだ心を少しでも柔げんとする上司の心が分らないのだらうか。「つまらぬ浪花節などより、音楽の方がどれ程よいか分らない」、私は自分の思ふ儘を言ふと、彼等はきまつて「社會の人は音楽に聞惚れられるか知れないけど、俺等は淋しくつて音楽なんて聞いて居られない」と言ふ。「ではにぎやかなジャズの時が好いだらう」「ジャズなんて騒々しいだけで何だか分らない。」荒んで居る飢ゑて居る可哀想な彼等の心に、音楽や宗教や道徳と言ふ内省の物

等は子供ではない、多くは社會の酸いも甘いも知り抜いた道樂者、其の彼等から愛を取り、情を除いたらどうなるだらう。私は斯う思ひ乍ら彼等の書籍棚を見る。

何處の居房も貸與されてから手も觸れてないらしい佛教書修養書が綺麗に積んである。彼等は此れを、「積讀(ツクドク)積んで置くの意」と言ふ。何たる皮肉ぞ。萬卷の良書も積讀では一つの裝飾に過ぎない。刑務所内の裝飾にしては餘りにも痛ましい。然し／＼何等素養なく、自分の姓名を僅かに書き得る如き收容者にどうして何々博士著作と銘打つ高遠な教理や論理が分らう。通俗のものでも修養書、宗教書となると面白くない。面白くないれば役人の手前を飾る野心漢でない以上、疲れ切つた勞働の體でどうして讀めよう。讀まない本は無いに等しい事になる、修養も改心も、かた苦しい修養書、宗教書でなければ出来ないであらうか。私はコンクリートの冷たい廊下に立つて思ふ。近松文左衛門の作、『大和往來戀飛脚』の忠兵衛の父孫右衛門の親心に泣か無い者は人でなく、親を思ひ起さない者は人の子でない。其の中には罪もあり、深刻な戀もある。然し差引して私達の心に残るのは、何であるか。罪を犯した吾子忠兵衛の爲めに、泣き乍ら、ぬかる道さへいとひなく老の足取りでとぼ／＼と阿彌陀如來へ日參の尊い父の姿である。銀子一枚伴の嫁を思つてやるで無い、只今の御禮の爲め此れを持つて海道筋へ、と指示してくれる逃道。親なればこそ罪の身に……涙無

は入つて行かないのだ。刺戟から感激、感激から涙、涙から懺悔……改心へ導いて行かなければ彼等の改心は望まれないであらう。

私はかうした記録を持つて居る。感激強きレコード(例へば肉彈三勇士、紀の國屋文左衛門、南部坂大石の袂別の如き、浪花節又はラヂオドラマ等の如きは、聴取後三十分乃至一時間雜談は殆ど無い。感激弱きレコード(例へば琵琶、長唄日本音楽等の如き)は聴取後十分から二十分雜談無く、音楽によると演奏中より雜談を認める。以下一週一回の巡回蓄音機三十一回の記録にして、雜談一時間以上も無かりしもの六回、感激多き浪花節及ラヂオドラマ。雜談四十分無かりしもの二回、普通の浪花節及物語。雜談三十分無かりしもの八回、琵琶、及日本音楽。雜談十分無かりしもの五回、落語、長唄、義太夫。演奏中より雜談ありしもの十回、西洋音楽及び謡曲。涙の浮ぶ感激強き浪花節又はラヂオドラマを聞いて一時間以上も眼を閉じて深き考へに沈む彼等は一體何を考へて居るのであらう。

私は感激の無い所に改心も反省も斷じて無いと思ふ。處は彼等收容者の冷たいと言ふ刑務所である。私は生々しい凡夫として親鸞上人が二千年の因襲を破つて結婚し六字の名號に救はれた様に、人間血みどろの弱い／＼人間として收容者が其儘の罪の姿で感激の名號に涙して改心へ導かれるのでなくては決して本當でないと思ふ。自力で修養の、宗教の、と言ふのは凡夫で無

く聖人の話しである。

收容者を一人の凡夫としてあらゆるものを教へ愛と感激に反省する機会を興へる行刑が行はれる日が来たならば、此の五燭の電燈の下に狂ほしい夢を結ぶ收容者の半分が救はれるであらうと、彼等の寝顔を見直して第一舎の居残勤務を終つて舍房を出た。

月は中天に澄んで涼しい。一日の業を終つて愛の巢に歸る、自分も今は自由人である彼等を思つた後に正門を踏出す靴音は高い。其時、何處よりか流れて来るラヂオドラマに私は立止つた。ジャンバルジャンはミリエル僧正を殺さうとした。然し眠り乍らにも現れる、聖者の神の如き善心の輝きに彼は其場を追はれる様に逃れた。翌日殺さんとした僧正は『お前にやつた銀の燭臺をどうして忘れて行つた、皿と一緒に持つて行くがよい』と言つてジャンの震へる手に燭臺を握らした。狂暴の彼は此の僧正の愛の感激に改心した。私の眼には夜露の様な涙が溢れた。あゝ此のドラマを八番や又收容者に聞かしたら誰か改心して呉れるだらうに。……私ばかり思つて刑務所の石垣に劍を握つて何時迄も立つて居た。妻の待ちわびて居る愛の巢も忘れて。

x
x
x

本會顧問谷田先生薨去

本會顧問元行刑局長法學博士谷田三郎先生は豫て兵庫縣御影町に悠々自適中であられたが、三月二十日腦溢血の爲め卒然として薨去せられた。谷田先生は我が行刑界の大恩人として本會の爲めに盡瘁された處も甚大であつたが、茲に薨去の報を聞き謹んで深甚の弔意を捧ぐる次第である。薨儀は二十三日盛大に執行せられ、本會よりも花壇を供へ敬弔した。尙刑政來月號に谷田先生追悼の文を掲ぐる豫定である。

資料

滿洲國監獄法 (全文)

(康德四年十一月廿八日公布、同年十二月一日施行)

監獄法制定理由

現行監獄規則、看守所暫行規則及各縣監獄看守所規則ハ大同元年敕令第三號ニ依ル授用法規ニシテ國情ニ合致セザル點カシラズ且既ニ刑法、刑事訴訟法施行セラレタルヲ以テ其ノ精神ニ則リ茲ニ新ニ統一セル監獄法ヲ制定セントス

第一章 總 則

第一條 監獄ノ設備ハ左ノ五種トス
一 徒刑監
二 禁錮監
三 拘留場
四 勞役場

五 未決拘禁所

未決拘禁所ニハ徒刑、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘留スルコトヲ得

第二條 警察官署ノ留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但シ徒刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ニ付テハ特別ノ事由アル場合ヲ除ク外三月ヲ超エテ拘留スルコトヲ得ズ勞役場留置ノ執行ヲ受クル者ニ付亦同ジ

第三條 監獄ノ設備ハ在監者ノ性別ニ因リ之ヲ分限ス

第一條 第一項ノ設備ニシテ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

第四條 司法部大臣ハ少クトモ二年毎ニ

一回所屬官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシムベシ

巡閱官ハ監獄ノ事務ヲ檢閲シ在監者ノ情願ヲ聽キ其ノ他必要アリト認ムル一切ノ調査ヲ爲スベシ

第五條 審判官及檢察官ハ隨時監獄ヲ視察スベシ

第六條 在監者監獄長ノ處置ニ對シ不服アルトキハ司法部大臣又ハ巡閱官ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第七條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其ノ他正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第八條 本法中未決拘禁者ニ適用スベキ規定ハ死刑ノ判決ヲ受ケタル者及保護

在留者ニ之ヲ準用シ徒刑受刑者ニ適用スベキ規定ハ勞役場留置ノ執行ヲ受クル者ニ之ヲ準用ス

第二章 收 監

第九條 收監ハ合狀又ハ判決書及執行指揮書其ノ他適法ノ文書ニ依據シテ之ヲ爲スベシ

第十條 收監セラレベキ者アルトキハ健康ノ診査並ニ身體及携帶品ノ檢索ヲ爲スベシ

第十一條 收監セラレベキ婦女其ノ子ヲ帶同センコトヲ請フトキハ扶育ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り滿二歳ニ至ル迄之ヲ許スコトヲ得在監中分婉シタル子ニ付亦同ジ

第十二條 收監セラレベキ者法令ニ指定セル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ收容セザルコトヲ得但シ監獄ニ傳染病患者ノ收容ニ適當ナル設備アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 拘禁ヲ分チテ獨居及雜居トス

第十四條 他ノ在監者ニ對シ有害ナル影響ヲ及ボス虞アル者其ノ他隔離ノ必要アル者ハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス

第三章 拘 禁

第十五條 獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ

晝夜之ヲ他ノ在監者ト分離ス但シ教化運動其ノ他處遇上必要アル場合ニ於テハ一時之ヲ分離セザルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在リテハ罪質、犯數、性格、年齢等ヲ斟酌シテ居房ヲ區別ス

第十七條 監獄ノ長在監者ノ身上ニ關スル事情其ノ他必要アル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要アルトキハ公務所、團體又ハ私人ニ對シテ報告ヲ求メ又ハ刑事其ノ他審判ニ關スル確定訴訟記録ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 監獄ニ於テハ常時内外ノ警戒ヲ嚴ニシ拘禁並ニ保安ノ萬全ヲ確保スベシ

第十九條 出入者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ著衣及携帶品ヲ檢査スルコトヲ得

第二十條 戒護ノ爲必要アリト認ムルトキハ隨時在監者ノ身體及携有品ヲ檢査スルコトヲ得

第二十一條 在監者逃走、自殺、暴行其ノ他保安ヲ害スル行爲ヲ爲ス虞アルトキ及構外ニ在ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ戒具ヲ使用スルコトヲ得

第二十二條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帶

第四章 戒 護

スル刀又ハ銃器ハ左ノ各號ノ一ニ該リ緊急ノ必要アル場合ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

一 在監者人ノ身體ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスルトキ

二 在監者保安ヲ害シ又ハ人ノ身體ニ對シ危害ヲ加ヘ得ベキ物ヲ携帶シ之ガ放棄ヲ肯ゼザルトキ

三 在監者聚衆シテ保安ヲ害スベキ行爲ヲ爲シ制止ニ從ハザルトキ

四 在監者逃走ヲ企テ制止ニ從ハズシテ之ヲ遂ゲントシ又ハ逮捕ヲ免レントシテ暴行脅迫ヲ爲ストキ

五 在監者ヲ奪取セントシ又ハ暴行脅迫ヲ以テ之ヲ逃走セシメントスル者アルトキ

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走ノ日ヨリ起算シ五日以内ニ限り之ヲ逮捕スルコトヲ得

第二十四條 監獄官吏人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物又ハ船車内ニ逃走者現在スルコトヲ知リタルトキハ前條ノ期間内ニ限り其ノ場所ニ入り之ヲ逮捕スルタメ搜索ヲ爲スコトヲ得

前項ノ搜索ニ付テハ刑事訴訟法第三百三十六條及第四百十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條 天災事變其ノ他非常ノ際ニ於テ必要アリト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

前項ノ用務ニ就キタルニ因リ創傷ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲ニ生業ヲ營ミ難キニ至リ又ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當金ヲ給スルコトヲ得

第二十五條 監獄ノ長天災事變其ノ他ノ場合ニ於テ保安上必要アリト認ムルトキハ公務所又ハ軍隊ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 監獄ノ長天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ護送スベシ若其ノ違ナキトキハ在監者ノ全部又ハ一部ヲ一時解放スルコトヲ得

監獄ノ長ハ解放セラレベキ者ニ對シ解放ノ時ヨリ一定ノ時間内ニ監獄其ノ他一定ノ場所ニ出頭スベキコトヲ命ズベシ

解放中ノ期間ハ拘禁ヲ受ケタルモノト看做ス但シ出頭命令ニ違反シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 在監者ニ對シテハ其ノ健康ヲ保持スルニ必要且適當ナル給養及衛生上ノ處置ヲ施スベシ

第三十一條 在監者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ飲食、衣類、寢具其ノ他ノ日常必需品ヲ給與又ハ貸與ス但シ處遇上必要アル者ニ對シテハ之ガ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十二條 在監者ニ對シテハ其ノ徳性ヲ涵養シ並ニ國民生活ニ必須ナル知識及技能ヲ授ケル爲教化ヲ施スベシ

第三十三條 教化ノ爲必要アリト認ムルトキハ學識徳望アル者ニ依嚮シテ訓話ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十四條 教化上有益ナル圖書其ノ他ノ資料ハ之ヲ監獄ニ備附ケ紀律ニ害ナキ限リ努メテ受刑者ニ看讀利用セシムベシ

第三十五條 他ノ教化資料ヲ自辨センコトヲ請フ者アルトキハ處遇上ノ必要ニ應ジ之ヲ許スコトヲ得

第五章 教 化

第三十七條 受刑者ニ對シテハ其ノ徳性ヲ涵養シ並ニ國民生活ニ必須ナル知識及技能ヲ授ケル爲教化ヲ施スベシ

第三十八條 教化ノ爲必要アリト認ムルトキハ學識徳望アル者ニ依嚮シテ訓話ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十九條 教化上有益ナル圖書其ノ他ノ資料ハ之ヲ監獄ニ備附ケ紀律ニ害ナキ限リ努メテ受刑者ニ看讀利用セシムベシ

第四十條 他ノ教化資料ヲ自辨センコトヲ請フ者アルトキハ處遇上ノ必要ニ應ジ之ヲ許スコトヲ得

第四十一條 在監者ニ對シテハ其ノ健康ヲ保持スルニ必要且適當ナル給養及衛生上ノ處置ヲ施スベシ

第四十二條 在監者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ飲食、衣類、寢具其ノ他ノ日常必需品ヲ給與又ハ貸與ス但シ處遇上必要アル者ニ對シテハ之ガ自辨ヲ許スコトヲ得

第四十三條 在監者ニ對シテハ其ノ徳性ヲ涵養シ並ニ國民生活ニ必須ナル知識及技能ヲ授ケル爲教化ヲ施スベシ

第四十四條 教化ノ爲必要アリト認ムルトキハ學識徳望アル者ニ依嚮シテ訓話ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十五條 教化上有益ナル圖書其ノ他ノ資料ハ之ヲ監獄ニ備附ケ紀律ニ害ナキ限リ努メテ受刑者ニ看讀利用セシムベシ

第四十六條 他ノ教化資料ヲ自辨センコトヲ請フ者アルトキハ處遇上ノ必要ニ應ジ之ヲ許スコトヲ得

第四十七條 在監者ニ對シテハ其ノ健康ヲ保持スルニ必要且適當ナル給養及衛生上ノ處置ヲ施スベシ

第四十八條 在監者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ飲食、衣類、寢具其ノ他ノ日常必需品ヲ給與又ハ貸與ス但シ處遇上必要アル者ニ對シテハ之ガ自辨ヲ許スコトヲ得

第四十九條 在監者ニ對シテハ其ノ徳性ヲ涵養シ並ニ國民生活ニ必須ナル知識及技能ヲ授ケル爲教化ヲ施スベシ

第五十條 教化ノ爲必要アリト認ムルトキハ學識徳望アル者ニ依嚮シテ訓話ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十一條 教化上有益ナル圖書其ノ他ノ資料ハ之ヲ監獄ニ備附ケ紀律ニ害ナキ限リ努メテ受刑者ニ看讀利用セシムベシ

第五十二條 他ノ教化資料ヲ自辨センコトヲ請フ者アルトキハ處遇上ノ必要ニ應ジ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條 在監者ニ對シテハ其ノ健康ヲ保持スルニ必要且適當ナル給養及衛生上ノ處置ヲ施スベシ

第五十四條 在監者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ飲食、衣類、寢具其ノ他ノ日常必需品ヲ給與又ハ貸與ス但シ處遇上必要アル者ニ對シテハ之ガ自辨ヲ許スコトヲ得

第五十五條 在監者ニ對シテハ其ノ徳性ヲ涵養シ並ニ國民生活ニ必須ナル知識及技能ヲ授ケル爲教化ヲ施スベシ

第五十六條 教化ノ爲必要アリト認ムルトキハ學識徳望アル者ニ依嚮シテ訓話ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十七條 教化上有益ナル圖書其ノ他ノ資料ハ之ヲ監獄ニ備附ケ紀律ニ害ナキ限リ努メテ受刑者ニ看讀利用セシムベシ

第五十八條 他ノ教化資料ヲ自辨センコトヲ請フ者アルトキハ處遇上ノ必要ニ應ジ之ヲ許スコトヲ得

ノ分界シタル病室ニ收容ス
 第三十七條 在監者急病又ハ重病ニ罹リ
 監獄内ニ於テ治療ヲ施スコト能ハザル
 トキハ假ニ之ヲ醫院ニ移送スルコトヲ
 得

前項ノ規定ニ依リ移送セラレタル者ハ
 之ヲ在監者ト看做ス
 第三十八條 病者自費ヲ以テ醫師、漢醫
 又ハ齒科醫師ヲシテ治療ヲ補助セシメ
 シコトヲ請フトキハ病狀ニ照シ已ムヲ
 得ズト認ムル場合ニ限り之ヲ許スコト
 ヲ得

第七章 作業

第三十九條 徒刑受刑者ニ對シテハ定役
 トシテ作業ヲ課ス
 第四十條 作業ノ經營及施設ニ付テハ教
 化、保健及經濟ノ關係ヲ考慮スベシ
 第四十一條 作業ハ刑期、心身ノ狀況、
 經歷、技能及將來ノ生計等ヲ斟酌シテ
 之ヲ課ス

第四十二條 禁錮受刑者作業ニ就カシ
 トヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得
 前項ノ作業ニ就キタル者ニ對シテハ正
 當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ作業ヲ廢
 止スルコトヲ許サズ
 第四十三條 拘留受刑者ニ對シテハ特ニ

教化又ハ保健ノ爲ニ必要アル場合ニ限り
 作業ヲ課ス
 第四十四條 左ニ掲グル日ニハ就業ヲ免
 ズ

- 一 慶祝日
- 二 前號以外ノ休日中命令ノ定ムル日
- 三 毎月二回命令ノ定ムル日
- 四 父母ノ計ニ接シタルトキハ三日間
 其ノ他ノ直系尊屬、配偶者又ハ子ノ計
 ニ接シタルトキハ一日間
- 司法部大臣必要アリト認ムルトキハ前
 項ニ掲ゲタル以外ノ日ト雖モ就業ヲ免
 ズルコトヲ得

收監後及釋放前三日以内ハ就業ヲ免ズ
 ルコトヲ得
 病者又ハ傳染病豫防ノ爲隔離セラレタ
 ル者ニ對シテハ必要ノ期間就業ヲ免ズ
 ルコトヲ得
 炊事、洒掃、看病其ノ他監獄ノ雜務又
 ハ特ニ急速ヲ要スル作業ニ就ク者ニ對
 シテハ第一項第四號ノ場合ヲ除クノ外
 就業ヲ免ゼザルコトヲ得
 第四十五條 作業ノ收入ハ國庫ノ所得ト
 ス

作業ニ就キタル者ニハ命令ノ定ムル所
 ニ依リ作業賞與金ヲ給與スルコトヲ得
 作業賞與金ノ額ハ作業ノ成績ヲ基礎ト

シ行狀ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
 第四十六條 第二十四條第二項ノ規定ハ
 作業ニ就キタル者ニ之ヲ準用ス

第八章 交通

第四十七條 在監者ニ對シテハ命令ノ範
 圍内ニ於テ他人トノ接見又ハ信書其ノ
 他ノ書類ノ發受ヲ許ス
 第四十八條 接見ニハ監獄官吏之ニ立會
 フベシ
 接見中監獄ノ保安又ハ紀律ヲ害スル虞
 アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ止ムルコ
 トヲ得審理中ノ事件ニ關シ通謀又ハ罪
 證湮滅ノ虞アルトキ亦同ジ

第四十九條 在監者ノ發受スル書類ハ監
 獄ノ長之ヲ檢閱スベシ
 書類ノ内容ニシテ犯罪ヲ構成シ人ヲ侮
 辱シ其ノ他不適當ト認ムルモノハ其ノ
 發受ヲ許サザルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ發受ヲ許サザル書類
 ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得
 書類ノ一部ニ不適當ノ記載アルトキハ
 之ヲ抹消シテ發受セシムルコトヲ得

第九章 領置

第五十條 在監者飲食物其ノ他ノ物ノ購
 入ヲ請ヒ又ハ在監者ニ對シ物ノ差入ヲ

爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ
 範圍内ニ於テ之ヲ許スコトヲ得

第五十一條 在監者ノ携有若ハ購入スル
 物又ハ差入若ハ送致シ來リタル物ハ監
 獄ノ長之ヲ點檢シテ領置ノ手續ヲ爲ス
 ベシ但シ送致物ニシテ差入ヲ許サザル
 モノハ此ノ限ニ在ラズ
 飲食物及日常必需品ニ付テハ領置ノ手
 續ヲ爲サズシテ之ヲ本人ニ交付スルコ
 トヲ得

第五十二條 第四十九條ニ依リ在監者ニ
 交付シタル書類ハ本人閱讀ノ後之ヲ領
 置ス但シ特ニ必要アリト認ムルモノハ
 適當ノ期間之ヲ本人ニ所持セシムルコ
 トヲ得

第五十三條 領置物又ハ領置前ノ物ニシ
 テ保存ニ適セザルモノハ之ヲ賣却シテ
 賣得金ヲ領置ス無價物ハ之ヲ廢棄スル
 コトヲ得
 第五十四條 所持ヲ許スベカラザル物又
 ハ在監者ニ於テ私ニ所持スル物ハ之ヲ
 沒取又ハ廢棄スルコトヲ得
 送致物ニシテ受入ヲ許サザルモノ又ハ
 其ノ差出人不明ニシテ本人ニ於テ受領

ヲ拒ムモノニ付亦前項ニ同ジ
 第五十五條 教化又ハ保健上其ノ他必要
 アリト認ムルトキハ在監者ヲシテ其ノ
 領置物ノ全部又ハ一部ヲ使用又ハ處分
 セシムルコトヲ得

第五十六條 在監者領置物ヲ他人ニ交付
 センコトヲ請フトキハ正當ノ事由アリ
 ト認ムル場合ニ限り之ヲ許スコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ領置物ヲ交付スルト
 キハ監獄ノ長之ヲ點檢スベシ

第五十七條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ本人
 ニ交付ス
 第五十八條 在監者死亡シタルトキハ其
 ノ領置物ハ相續人、配偶者又ハ其ノ他
 ノ親族ノ請求ニ因リ之ヲ交付ス但シ死
 亡者生前ニ於テ其ノ領置物ノ交付ヲ受
 タベキ者ヲ明示シ正當ノ事由アルトキ
 ハ之ヲ斟酌スベシ
 在監者死亡ノ日ヨリ一年以内ニ前項ノ
 規定ニ依ル請求ナキトキハ領置物ハ國
 庫ニ歸屬ス
 逃走者ノ領置物ニシテ逃走ノ日ヨリ六
 月以内ニ本人ノ所在判明セザルトキハ
 之ヲ沒取スルコトヲ得

第十章 賞罰

第五十九條 受刑者ノ行狀改悛ノ狀アリ
 ト認ムルトキハ監獄ノ長ハ賞遇ヲ爲ス
 コトヲ得
 賞遇ノ種類及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定
 ム

第六十條 在監者左ノ各號ニ該ル行爲ア
 リタルトキハ監獄ノ長ハ命令ノ定ムル
 所ニ依リ賞與スルコトヲ得
 一 人命ヲ救護シタルトキ
 二 天災事變其ノ他非常ノ際監獄ノ用
 務ニ服シ功勞アリタルトキ
 三 在監者ノ逃走ヲ防止シ又ハ申告シ
 タルトキ
 四 在監者ノ聚衆又ハ團結シテ保安ヲ
 害セントスル行爲ヲ未然ニ防止シ又
 ハ申告シタルトキ
 第六十一條 在監者紀律ニ違ヒタルトキ
 ハ監獄ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲
 罰ヲ科スルコトヲ得

第六十二條 懲罰ノ種類ハ左ノ如シ
 一 叱責
 二 七日以内ノ運動停止
 三 二月以内ノ圖書ノ看讀禁止

四 二月以内ノ筆墨紙ノ使用禁止
 五 作業賞與金計算高ノ全部又ハ一部ノ減削
 六 七日以内ノ屏禁
 七 二月以内ノ賞遇停止
 八 賞遇ノ廢止
 九 自辨ニ係ル衣類、寢具ノ十五日以内ノ着用停止
 十 飲食自辨ノ十五日以内ノ停止
 屏禁ハ暗室内ニ晝夜屏居セシメ作業及交通ヲ停止ス但シ情狀ニ因リ其ノ一部ヲ停止セザルコトヲ得
 第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得
 第六十三條 病者及子ノ帶同ヲ許シタル婦女及妊産婦ニ對シテハ前條第一項第六號ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ズ
 第六十四條 懲罰ハ言渡後直ニ之ヲ執行スベシ但シ懲罰ノ言渡ヲ受ケタル者疾病其ノ他特別ノ事由アルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
 第六十五條 懲罰ノ言渡ヲ受ケタル者改悛ノ情著シキトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得
 第六十六條 大赦ニ因リ刑ノ言渡其ノ效

第十一章 釋放

カヲ失フニ至リタルトキハ其ノ翌日午後六時迄ニ釋放スベシ
 刑期ノ滿了其ノ他ノ事由ニ因リ刑ノ執行終了シタルトキ亦前項ニ同ジ
 第六十七條 職權アル者ノ命令又ハ指揮ニ因リ釋放ハ命令書又ハ指揮書ヲ査閱シタル後速ニ之ヲ爲スベシ遅クトモ其ノ到達後二十四時間ヲ超ユルコトヲ得ズ
 第六十八條 假釋放ノ許可及取消ハ司法部大臣之ヲ行フ
 第六十九條 假釋放ヲ許スベキ事由アリト認ムルトキハ監獄長ハ當該監獄ノ所在地ヲ管轄スル地方檢察廳ノ意見ヲ聽キ司法部大臣ニ具申スベシ
 第七十條 假釋放ニ因リ釋放セラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察官署ノ監督ヲ受ク
 第七十一條 假釋放ニ因リ釋放セラレタル者刑法第六十九條第二項及第三項ニ該ルコトヲ知リタルトキハ監獄長ハ速ニ意見ヲ具シ司法部大臣ニ申報スベシ
 第七十二條 釋放セラレベキ者ニ對シテハ保護上必要ナル措置ヲ講ズベシ
 第七十三條 釋放セラレベキ者歸住旅費又ハ相當ノ衣類ヲ有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ給與スルコトヲ得

第十二章 死亡

得
 移送ニ因リ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ増加額ノ全部又ハ一部ヲ補給スルコトヲ得
 第七十四條 死刑ハ監獄内ノ特ニ定メタル場所ニ於テ之ヲ執行ス
 左ニ掲グル日ニハ死刑ヲ執行セズ
 一 慶祝日
 二 節祀日
 三 一月二日、三日及十二月三十一日
 四 陰曆正月二日、三日及十二月末日
 ニ相當スル陽曆ノ日
 第七十五條 在監者死亡シタルトキハ監獄ノ長死體ノ檢視ヲ爲スベシ
 自殺其ノ他變死ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ所轄檢察廳ニ通知スベシ
 第七十六條 在監者死亡シタルトキハ二十四時間ヲ經タル後之ヲ土葬又ハ火葬ニ付ス
 法令ノ指定セル傳染病ニ罹リタル者ノ死體ニ付テハ醫師又ハ漢醫ノ檢案ニ因リ監獄ノ長ハ二十四時間以内ニ之ガ埋葬ヲ命ズルコトヲ得
 死體又ハ遺骨ハ三年以上ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十七條 死亡者ノ親族故舊ニシテ合葬前死體又ハ遺骨ノ引取ヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ交付スベシ
 第七十八條 受刑者ノ死體ニ付引取ヲ請フ者ナキトキハ解剖ノ爲之ヲ醫院又ハ學校ニ交付スルコトヲ御
 第七十九條 被告人及被疑者ハ之ヲ未決拘禁所ニ拘禁ス
 第八十條 未決拘禁者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムル場合ヲ除クノ外成ルベク之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ
 第八十一條 牽連事件ノ未決拘禁者ハ互ニ其ノ居房ヲ區別シ居房外ニ於テモ其ノ交通ヲ遮斷ス
 第八十二條 未決拘禁者ニ對シテハ捜査又ハ審判上妨ゲナキ限リ其ノ請求ニ因リ教化ヲ施シ又ハ作業ニ就カシムルコトヲ得
 第八十三條 未決拘禁者ノ衣類及寢具ハ自辨トシ自辨スルコト能ハザル者ニ對シテハ之ヲ貸與ス

第十三章 未決拘禁

未決拘禁者ニ對シテハ飲食其ノ他日常必需品ノ自辨ヲ許ス
 衛生又ハ紀律ニ害アル物ハ其ノ自辨ヲ許サズ
 第八十四條 未決拘禁者ノ頭髮又ハ鬚髯ハ衛生又ハ紀律上特ニ必要アル場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反シテ之ヲ翦剃スルコトヲ得ズ
 第八十五條 未決拘禁者ニ對シテハ第六十二條第一項第六號ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ズ
 第八十六條 勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ速ニ釋放スベシ遅クトモ翌日ノ正午ヲ過グルコトヲ得ズ
 第八十七條 受刑者ニシテ他ノ刑事事件ニ付捜査又ハ審理中ニ係ルモノニ對シテハ未決拘禁者ノ處遇ヲ爲サズ但シ辯護ノ爲必要ナル交通ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第八十八條 死刑ノ判決ヲ受ケタル者ハ其ノ執行ニ至ル迄之ヲ未決拘禁所ニ拘置ス
 第八十九條 刑事訴訟法條九十三條、第九十四條及第一百十二條ノ規定ニ依リ留

第十四章 少年ニ關スル特別

置シタル被告人及被疑者ニ對シテハ第七十九條乃至第八十一條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス
 第九十條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歳ニ滿タザル者ヲ謂ヒ準少年トハ十八歳以上二十歳未滿ニシテ心身發育ノ狀況ニ因リ少年ト同等ノ處遇ヲ必要トスル者ヲ謂フ
 第九十一條 少年及準少年ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於テ分隔シタル場所ニ之ヲ收容ス
 第九十二條 少年及準少年ニ對スル教化ハ嚴肅ナル紀律ノ下ニ其ノ心身ヲ練磨シ將來自立ニ必要ナル學科及實科ノ修習ヲ爲サシムルコトニ重キヲ置クベシ
 第九十三條 少年及準少年ニハ成ルベク心身ノ發育並ニ技能ノ習得ニ適スル作業ヲ選擇シテ之ヲ課スベシ
 第九十四條 釋放時適當ノ保護者ナク且自活ノ能力ナキ受刑者ニ對シテハ監獄

第十五章 保護在留

第九十四條 釋放時適當ノ保護者ナク且自活ノ能力ナキ受刑者ニ對シテハ監獄

ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ保護
在留ノ處分ニ付スルコトヲ得
重病ニ罹リタル者及刑事訴訟法第四百
二十九條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ停止
セラレ同法第四百三十條ノ處分ナキ者
ニシテ保護ヲ必要トスルモノニ付亦前
項ニ同ジ
第九十五條 監獄ノ長在留處分ヲ爲スニ
ハ理由ヲ附シタル處分書ヲ作成シ之ヲ
告知スベシ
第九十六條 保護在留ノ期間ハ六月トス
特ニ繼續ノ必要アルトキハ一回ヲ限リ
テ之ヲ更新スルコトヲ得
更新ヲ爲スニハ前條ノ規定ヲ準用ス
第九十七條 在留者ニ對シテハ必要ナル
教化ヲ施シ且病者ヲ除キ之ニ適當ナル
作業ヲ課スベシ
作業ニ就キタル在留者ニ對シテハ其ノ
成績ニ應ジ工錢ヲ給與ス
第九十八條 在留者ハ心身ノ狀況ニ因リ
不適當ト認ムル場合ヲ除クノ外雜居ト
ス
第九十九條 監獄ノ長ハ教化、保健及作
業上ノ利害ヲ斟酌シ特ニ必要ナル場合
ニ限リテ在留者ヲ受刑者ト雜居セシム
ルコトヲ得

第百條 在留者保護ノ必要ナキニ至リタ
ルトキハ監獄ノ長ハ在留處分ヲ取消ス
ベシ
前項ノ場合ニ於テハ第九十五條ノ規定
ヲ準用ス
第百一條 在留處分ノ取消、期間ノ滿了
其ノ他ノ事由ニ因リ在留處分其ノ效力
ヲ失フニ至リタルトキハ監獄ノ長ハ在
留ヲ解クベシ

附 則

本法ハ康德四年十二月一日ヨリ之ヲ施行
ス

(刑政第五一卷第四號所載)

殉國の英靈

教習課程卒業後は戒護課
に勤務し責任感旺盛な青
年刑務官であつた。

岡山刑務所看守
陸軍歩兵上等兵

故 大塚清與藏氏



故大塚清與
藏有守は昭和
十二年十二月
八日江蘇省江
南の激戦に際
し、身を挺し

て勇躍奮戦中、敵彈の命中するところと
なり苦しい息の下から 天皇陛下萬歳を
三唱して壯烈無比の戦死を遂げられた。
故人は滋賀縣に生れ幼にして岡山縣吉備
町に轉じ同地高等小學を優秀な成績で
卒業、〇〇聯隊入隊中には滿洲へ派遣せ
られ除隊後昭和十一年十一月十八日岡山
刑務所看守を拜命、翌年一月廿九日看守

金澤刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 酒井 勇氏



故酒井部長は嚴たる一面温厚にして慈
愛に富み己れを捨て職に奉じ战友の信望
厚く又自ら範を垂れて收容者を導き稀に
見る良吏であつ
た。客年〇月勇
名高き脇坂部隊
に編入、一死奉
公を期して一門
に永別を告げ勇

躍暴支磨懲の征途に上り、上海附近に於
て數次の激戦に参加し幾多の武勳を樹
て、次で敵の首都南京攻略に参加し南京
城一番乗を目指して奮戦中、十二月十三
日午後二時頃光華門外西南防空學校附
近に於て下腹部に敵彈を受け遂に立つ能

濱松刑務支所看守部長
陸軍特務兵一等兵

故 渡邊政雄氏



故渡邊看守部長は上海附近の激戦に參
加、彈丸雨飛の中に身を賭し輻重の重
責に任じ奮戦中の處、偶々不幸赤痢病に
罹り上海病院に後送され治療中、昨年十
一月十九日再び起つ能はず遂に護國の神
となられた。
同氏は靜岡縣
立産業學校卒業
大正十五年八月
靜岡刑務所看守
に任ぜられ後濱

松刑務支所に轉じ、資性剛毅克く恪勤精
勵刑務官の典型であつた。享年三十七歳

小菅刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹

故 關・昇平氏

故關部長は昨年十二月十一日下土斥候の長として勇躍敵陣を偵察中敵弾は故人の鐵兜を貫き惜くも南京總攻撃の華と散られた。頭部に致命傷を負つた後も豪氣の關部長は部下を勵まし敵狀報告方を命じ、一切の責任を盡した。天皇陛下萬歳を叫んで從容として死に就いたと聞く。故人は昭和六年五月同所看守を拜命、同七年上海に出征し勳八等白色桐葉章を授けられた勇士で、職員間の信望も厚く受刑者から慈父のやうに敬慕されてゐた。故人の徳を慕ふ受刑者二百卅六名は作業賞與金を割いて故人の葬儀當日(二月廿一日)眞心こもつた四十八圓七十五錢の香奠を差出し、刑務所當局を感激せしめた佳話もある。尙同部長の絶筆を左に紹介する。『十二月十一日(戦没當日)晴 午前四時行動開始、敵陣突



破、早朝となりて又激戦、敵の砲撃に依り〇〇隊三名重傷を負ひたり。本日も亂射亂撃なり……』

岐阜刑務所看守部長
陸軍輜重兵一等兵

故 伊藤憲司氏

故伊藤看守部長は東洋永遠の平和確立の偉い礎として昭和十二年十月一日上海で名譽の殉没を遂げられた。故看守部長は大日本武徳會劍道二段を允許された豪勇の士で、昭和八年九月二十五日岐阜刑務所看守に任せられ、責任觀念極めて強く玲瓏玉の如き人格は衆望を一身に集めて居た。尙故人は殉没日附を以て看守部長に任せられた。享年三十六歳。



三重刑務所看守
陸軍歩兵上等兵

故 高橋秀雄氏



故高橋秀雄上等兵は三重刑務所看守を拜命勤務中、昨年〇月〇日××、〇〇方面に出動進撃また進撃十一月十四日常熟方面の攻略戦に砲煙彈雨の眞つ只中に必死勇戦中、敵彈飛來常熟の華と散つたのである。同氏は十一年九月現職に就き日まだ浅きも行刑事務に通曉し上司の信望厚く將來を囑せられてゐたが出發の際「金鷄勳章を胸にせざれば歸らぬ。」と勇躍出征したのであつた。享年廿五歳、その奮戦ぶりは洵に想像に餘りがある。

前橋刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 小森谷勝氏



南京生家郎子の攻陥戦は中支方面激戦中の特記さるべきものである。該戦闘で上州健兒の本領を發揮し敵トーチカ粉碎のため突撃腹部貫通銃創を負ひ名譽の戦死を遂げたる前橋刑務所看守部長故小森谷勝氏の勳功は大なるものがある。氏は昭和〇年一月〇〇歩兵〇〇聯隊に入隊、十一月上等兵に任せられ現役満期後滿洲事變に出動し武勳を樹て、八年七月一日前橋刑務所看守を拜命九年四月滿洲事變の功に依り勳八等白色桐葉章を授與された勇士で、前橋刑務所中の成績優秀なる模範的刑務官として絶讃されてゐた。

新潟刑務所看守
陸軍歩兵伍長

故 廣橋留次氏



新潟刑務所看守故廣橋留次伍長は暴支膺懲のため敢然××、〇〇部隊に編入され欣然壯途に上り上海方面に出動敵陣を壓迫し十月廿五日劉家行の激戦に参加し肉弾戦を演じ猛撃中臀部に敵彈を蒙り天皇陛下萬歳を絶叫して上海の散華と化し全軍の哀悼を聚めてゐる。氏は性朴訥剛健にして昭和八年二月十四日看守拜命以來恪勤し、職務に關しては責任感念強く忠實にして衆の模範たりし人にして、上下信用厚く好個の青年刑務官であつた。平素武道を好み柔道部の猛者であつて二段の免狀を有し、部隊内でも鐵腕伍長として名高かつた。享年二十九歳。

故村上看守葬儀

昨年十二月號本欄で略歴を掲載した故村上看守の遺骨はこの程故國に涙の凱旋をしたが、二月十八日午後二時愛知縣海部郡七寶小學校に於て盛大な葬儀が執行せられ、行刑局長より鄭重な弔電があつた。

應召會員戦傷

臺南刑務所池上顯看守は昨年十一月十六日常熟方面の戦闘で下腹部に名譽の貫銃創を受け内地に移送後臺南陸軍病院に於て加療中である。

誤記訂正

二月號本欄に金澤刑務所故大屋他吉部兵の寫眞として掲載した分は、三重刑務所故高橋秀雄看守「前頁所載」の寫眞の間違ひであることとが三重刑務所の御注意によつて判明致しました。御遺族の方々に對して誠に申譯なく存じます。本號で謹んで訂正致します。尙上掲の寫眞は金澤の故大屋部長の寫眞です。(編輯部)



第二區武道會の記

第二區第十二回武道會は川越支部の主催で三月六日川越市初雁武徳殿に開催された。この日は早春に珍らしい好晴で、地にも空にも陽の光が溢るるばかり、來會の人々も重い冬の外套を捨て餘す暖かさであつた。折から武徳殿の前庭にちらほら花をつけた梅の老株は凜乎たる清香を道場に吹きおくり、兜に香をたきこめた古武士の面影も偲ばれて、まことに武を練るに適はしい情景である。

定刻八時三十分先づ瀧澤川越支部長の開會の辭があり、ついで昨年度の優勝者劍道豊多摩、柔道小菅の各刑務所からそれぞれ光榮に輝く優勝旗の返還式が行はれ、午前九時柔劍道各々二部にわかれて熱戦の序幕をきる。試合は最初から白熱化し、劍尖相交はるところ閃々の火花を散らし、エイ、オウの氣合は場内を壓して、颯々たる正風ここに吹きおこるかと思はれるばかりである。大敵と引組んで懼れず小敵と見て侮らぬ堂々たる態度、或ひは負けて耻ぢず勝つて慢らぬ自若たる心境は、武道精神の練磨を第一義として生れた刑務武道の眞骨頂を發揚したものの、まことに非常時局に適はしい胸のすく演武振りであつた。かくして試合は手に汗を握る白熱戦裡に續けられ、午後よりは更に最後の榮冠を目指して肉弾相搏つ氣魄と美技を重さぬること數十合の後、午後三時半つゝがなく試合を終了した。續いて満場の拍手の裡に支部長より優勝旗、賞状、賞品の授與あり、劍道高野佐三郎範士、柔道三船久藏九段の兩審判長から夫

夫激勵と賞讃の講評があつた。來會の來賓は、岡司法書記官、近縣刑務所長等極めて盛會であつた。因に當日の參加刑務所及び優勝刑務所、個人優勝者は左記の通りである。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 參加刑務所 | 柔道部 |
| 葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府 | 小菅、東京拘置、豊多摩、府中、横濱、千 |
| 優勝刑務所 | |
| 一等 六點 | 横濱刑務所 |
| 二等 四點 | 府中刑務所 |
| 同 四點 | 小菅刑務所 |
| 個人優勝者 | |
| 奥田眞輔(豊多摩) | 小山與四郎(横濱) |
| 植田高吉(府中) | |
| 參加刑務所 | 劍道部 |
| 葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府、川越少、八王子少、小田原少 | 小菅、東京拘置、豊多摩、府中、横濱、千 |
| 優勝刑務所 | |
| 一等 十五點 | 府中刑務所 |
| 二等 十點 | 前橋刑務所 |
| 三等 七點 | 豊多摩刑務所 |
| 個人優勝者 | |
| 笠井欣一(府中) | 高橋鶴次郎(同) |
| 松本知一(同) | |



刑務所便り

◇遙拜所竣功式並神宮奉鎮祭施行概況

宮崎刑務所

當所では構内の東北元少年區運動場廣場の北端一角を神域とし昨冬地鎮祭を執行、爾來受刑者四名の敬虔熱誠なる奉仕作業に依り本年一月二十五日工事竣功、二月一日午前十時より宮崎神宮岩功主典以下五名の神官奉仕の許に最も嚴肅に竣功式並神宮奉鎮祭を舉行した。

由來日向は 皇祖發祥の聖地として當地各家庭にも相當設備の神殿を有し敬神崇祖の思急厚き土地柄とて、遙拜所に神

祠を設置し皇大神宮を奉安することが收容者の感化訓育に至大の効果ありとし、神祠一基を設けると共に、神都に於ける刑務所の祭神として森嚴を保持するに相當の苦心が拂はれたのである。

遙拜所は周圍三十五坪、二尺二尺と二層に盛土し地面より三層となり、芝生を植ゑ、一層毎に石段を設置、上層神祠玉垣迄の高さ五尺、神祠の高さ六尺である。正面參道入口には高さ八尺の鳥居があり、二層石段下に左右各一個の燈籠を設け、大小種々の常緑樹を配植したる爲、嚴肅森嚴の氣漲り自ら頭を垂れしめ、尙所内の右端に高さ十間の國旗掲揚柱が屹立して居る。

當日は早朝より神官指導の下に七五三繩を張り眞榊を樹て紅白の幕を廻らし、稱々清新莊嚴の神氣に満ち、定刻前受刑者六百餘名の集合を終るや、曩に勸請し會議室に奉安中の伊勢大神宮大麻を齊主奉持し所長以下職員並來賓扈從し奉り肅

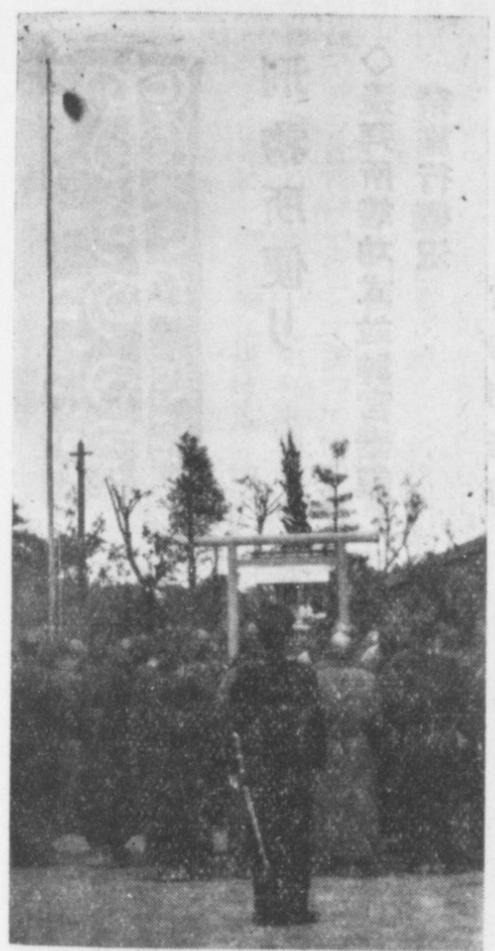
肅として入場、全員肅然として奉迎する中を齊主は祠前定位置に一應神符を奉安し着席すれば、教務課長開式を宣す。先づ全員國歌合唱裡に國旗は徐々に桿を傳ひ熱視注目目の裡に桿頭高く掲揚された。此の日天氣清朗にして微風あり、國旗は碧空に翩翻として飄へり、場内肅として敬虔の氣四邊を拂つた。

次て竣功式に移り修祓の儀が終つて齊主敬蹕裡に開扉、其より獻饌、齊主祝詞玉串奉奠、所長來賓(裁判所長檢事正其他)營繕技手、收容者總代と順次に玉串を奉奠し撤饌、齊主警蹕裡に閉扉、最後に所長の訓示ありて教務課長閉式を宣す。此の間約一時間二十分、森嚴なる雰圍氣に古雅なる奏樂は神韻を湛へ、朗々たる祝詞奏上は場内に響き渡り、式中肅然として神人一如の境地を具現、恍惚の裡に敬神崇祖の思念を涵養し、茲に滯りなく式を終はつたのであつた。

◇遙拜所竣工竝 皇大神宮 鎮座式典

福岡刑務所

當所に於ては構内に適當な場所が無い爲めに遙拜所の建設も後れてゐたが昨年
から漸くその氣運が動き工事に着手、場
所は狭いけれども工事に従事する者の赤
誠が一木一石にも現はれて檜の鳥居、青
い海石の礎石も清々しく簡素乍ら莊嚴な
遙拜所と自祭の 皇大神宮神祠が出来上



つた。紀元前までには是非にと工を急い
だ甲斐があつて二月六日の第一日曜には
竣工式と鎮座式とを兼ね行ふことが出来
た。其の日は風は流石に肌寒いが空はク
ツキリ晴れ渡つて稀な好天氣であつた。
九時前職員並に收容者一同參列先づ國旗
掲揚が行はれ、「君が代」の喇叭吹奏裡
に看守長の手につけて國旗は静々と揚げ
られた。竿の尖端に到つて旗は風を受け
て颯々と翻る。飽くまでも澄み切つた碧
空と純白の旗地と朝陽を受けて輝くばか
りの眞紅の
日の丸との
渾然とした
調和！一
種言ふべか
らざる感激
が參列者の
足の爪先か
ら頭の髪
毛に至るま

り、眞紅の
日の丸との
渾然とした
調和！一
種言ふべか
らざる感激
が參列者の
足の爪先か
ら頭の髪
毛に至るま

◇神祠竣工式竝に 鎮座祭典執行狀況

京都刑務所

一、前儀 二月十日午前十時、所長京都
府神職會より皇大神宮大麻を氏神三ノ

で電氣の如くビリビリと傳ふ。受刑者も
亦「我等も日本人だ！ 天皇陛下の赤子
だ！」と言ふ感激に今更の如く燃え立つ
たことと思ふ。
次に東方遙拜、終つていよいよ祭典は
開始され神官の一行が恭々しく 皇大神
宮大麻を奉じて祭壇に至り式は順序を追
ふて嚴かに執り行はれ、參列の收容者の
面上も我等の遙拜所、我等の神祠を得た
喜びに輝いてゐた。
式後收容者一同教誨堂に於て特にこの
日の爲めに聘せられた縣社宇美八幡宮社
句武内寅男氏の敬神崇祖に關する熱心な
講話を聴き一同深い感銘を受けたもの
のやうであつた。

宮神社に奉還す。

一、奉迎 二月十一日鶏鳴前、所長三ノ
宮神社に參向し、皇大神宮大麻を奉戴
歸廳、職員一同表玄關に奉迎、一旦所
長室に奉安す。

一、着床 鶏鳴時、神職並に職員一同、
其の他工事關係收容者及一般收容者代
表、一級者全員着床。

次修祓 一、神殿 一、神饌 一、神
職 一、伶人 一、所長以下職員參列
者 一、工事關係收容者並に一級者

次奉還 奉安の神宮大麻を社司所長室
より奉戴し、所長扈從神廳に參進奉鎮
す。
(此間奏樂)

次献饌 (此間奏樂)
次祝詞 齋主 一同起立
次祭詞 所長 一同起方

次齋主 玉串を奉り拜禮
次所長 玉串を奉り拜禮
次 工事關係職員、幹部職員、一
般職員、工事關係收容者、收
容者代表(一級者)

容者代表(一級者)

次撤饌 (此間奏樂)

次閉扉 (此間奏樂)

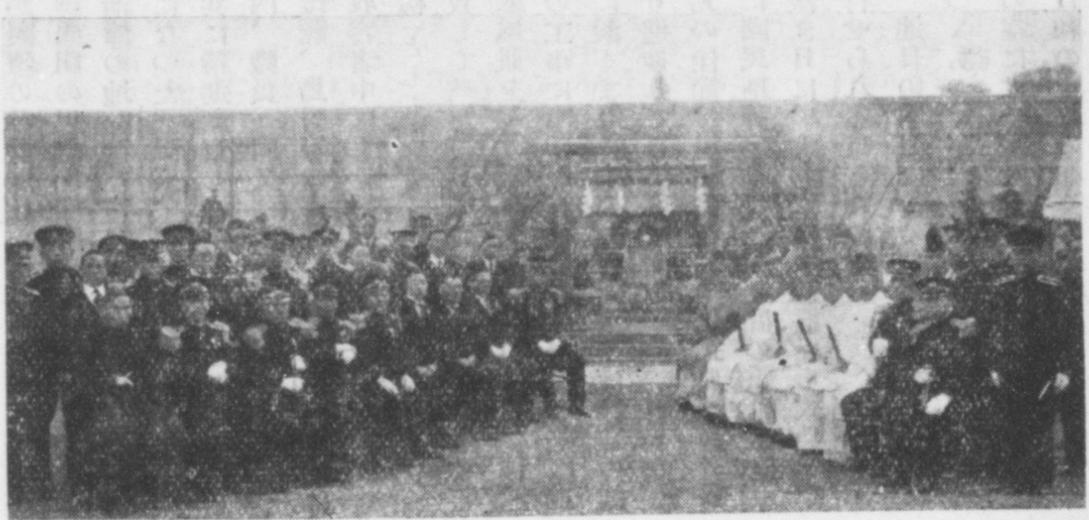
次退床 一同

鶏鳴時、恰も建國紀元の佳節を壽ぎ、
天地諸共今鎮座の祭典を祝ふが如く、一
天牙え渡りて星輝き、身心清淨の緊張は
寒氣凜烈と相待つて式場を壓し、玉砂利
の音、篝火の炎にも一際神韻を感じる
裡、嚮曉たる樂の音起り、神官の奉戴す
る 御靈代は、用度主任先導申上げ、所
長扈從し奉り、上記次第の如く嚴かに鎮
座し奉る。時に東天微かに紅を呈し、爽
快極りなき曉を迎へ、無事鎮座祭の式典
を終了す。

◇神宮大麻奉齋式狀況

高松刑務所

當局の御配慮に依り豫算の配賦を得、
所内鎮護の神として 皇大神宮の大麻を
奉齋し收容者をして朝夕の修齋敬時に依
り 皇祖大神を初め歴代 皇室の御聖徳
を敬仰し奉り、宏遠なる肇國の理想と吾



が國體の尊嚴無比なるを自覺せしめ、敬神崇祖の思念を徹底せしむべく、當所内清淨の地を選び遙拜所神殿を建立する事になつた。爾來工事關係の職員收容者は共に精進潔齋して孜々として工事を急ぐ内、職員一同又は個人より樹木、手洗、燈籠、鳥居等の寄進の申出あり、遂には收容者中にも希望者續出し、「吾等の神様」として御祭り申上べき眞情は渾無一致して些かの不純なく、非番を利用して寒風肌を刺す數日間を樹木の移植、神苑の工事に奉仕する職員の眞摯なる姿は實に涙ぐまじきものあり、工事は豫定の通り進捗して目出度竣成し非常時局下の紀元の佳節、憲法發布五十年式典の日、殊に國民精神總動員強調週間の重なる意義深き日に、大麻奉齋の壯嚴なる式典を舉行せられる事となつた。

連日の寒氣にその日の天候を懸念されつゝあつたが、當日は神祐なる哉、紺碧の空には一點の雲もなく陽光麗かに小春日和のその如く、祭場、神苑のあたり

は早朝より箒目も鮮かに清水を以てうち清められ、神木の緑は一際映えて清々しく、祭場の周圍には紅白の幕を張り注連繩が飾られ、瑞氣は八方に漂ひて森嚴の氣自ら襟を正しむるものがある。祭場の前面左側は祭主、來賓、右側は神官、俗人その後部に職員、祭壇の數間前面より廣場一帶には收容者の席が用意せられ、壹千百餘名の收容者は晴の參列を喜びつつ肅々として式場に繰り込み、今日ばかりは私語するものもなく靜肅緊張の裡に開式を待つ。定刻午後一時咳一つ聞へぬ中を江村所長を先導に高松地方裁判所檢事局次席檢事、高松保護觀察所長杉山檢事、(古賀檢事正、大野裁判所長は上京中にて缺席)同裁判所小林部長判事、同區裁判所花淵監督判事、本派本願寺四州教區管事、鹽屋別院輪番代理等十餘名の來賓並に職員一同指定の席に着き、國幣中社田村神社山川禰宜は齋員、俗人を隨へて入場着席すれば、藤澤庶務課長起つて式を始むる旨を告ぐ。齋員いとも嚴か

に修被すれば參列者皆心身共に淨化せられ大麻奉安の式に移る。齋員俗人扈從し齋主山川禰宜恭しく大麻を奉戴してシヅ／＼と神前に進む、簫篳篥の音はあたりの靜寂に沁み入る如く、神韻犇々と胸を打ち參列者一同磬折裡に警蹕の聲も神々しく奉安を了す。次で獻饌の後齋主は徐ろに神前にかしこみ一同平伏すれば音吐朗々と祝詞を奏上す。神の御心にもとり御教へにそむきて一時の迷夢に依り尊嚴なる神國國民たることを忘却し心の靈覺を曇らしめたるも、反省修養に依り親しく修齋敬侍して本然の神性を喚起し神國國民の自分を全うすべく誓ひ奉れば、參列者一同魂は昇天して神の御前に親しく天音に接するが如く、神威愈々迫りて神々しさ言はんかたなし。式は最高潮に達し齋主の玉串奉奠が終れば、祭主江村所長は鞠躬如として神前に額き玉串を奉奠して恭しく祭文を奏上す。來賓杉山檢事玉串を奉奠し古賀

檢事正の祭文を代表し、續いて來賓交々神前に玉串を奉奠し、職員總代として藤澤庶務課長、收容者總代の玉串奉奠あり、奏樂の裡に撤饌、閉扉と諸行事を滞りなく終れば藤澤庶務課長より式を終る旨を告げ神前に於て記念撮影を了す、時に午後一時四十分である。

顧れば未曾有の國家非常時に直面し、國民精神總動員の聲國を擧げて強調せらるゝ今日、肇國の 皇祖大神を夙夜修齋敬侍することの恭けなさに感激に打ちふるふ收容者の胸は日本精神勃々として蘇り、皇祖の神勅に依る萬世一系の比類なき 皇室を奉戴し、萬民歴代の 聖旨を奉體して忠孝その全きを期する萬古不易の國に生を享けたる以上、身はたとへ一時の迷夢に依り神國國民たる事を忘却し昭々たる心の靈覺を曇らしめ、現在緒衣を纏ふ境遇に沈倫するとも、今この感激を新らたにする事に依り吾も皇國民の一人なることの誇を痛感すると共に 聖慮を安じ奉るべきこの重大なる責任を眞

に自覺しないものがあらうか。肅々として舍房に還り行く彼等の紅潮せる双頬は、輝くその双瞳は、賑々として躍動する日本魂の表現でなくて何であらう。(今村記)

◇遙拜所竣工並に 皇大神宮大麻奉祀 静岡刑務所

敬神崇祖之れ謂ふまでもなく日本精神の基調であり發露である。身は法網に觸れ囹圄に呻吟するも彼等も亦 陛下の赤子であり國民の一員である。彼等を教化し改善して忠良なる臣民の本性に立還らしむるには、先づ日本精神を助成し涵養することが緊要であり、それにはまのあたり神祀を奉拜せしめてその靈感に觸れしむることこそ日本臣民として、特に甦生すべき人として切實なるものはあるまい。

當所では曩に其の筋より遙拜所建設に關する御指示を受けてから、その建設の

位置として豫め運動場の一部清淨の場所を選定し之れを區劃して置いたがその後豫算の配賦を受けたので早速基礎工事に着手し、一面技能受刑者を選定して神殿の工事に精進せしめた。

基礎工事は敷地三十五坪を二尺五寸の高さに土盛を爲し周圍の傾斜面には姫芝を張り、社殿の敷地五坪の周圍を玉石積みとして高さ二尺に土盛をなし、亦境内には檜、ひば、榎等の樹木を植込み正面には花岡岩の石段三段を設けた。

社殿は間口二尺六寸、奥行二尺三寸總檜造、屋根は銅板葺神明造りとして社殿の周圍に十尺五寸に十二尺の玉垣をめぐらし、その前方に檜丸太造りの鳥居一基を建て、石段右側に高さ七間の國旗掲揚柱を設けたもので、昭和十二年十月二十六日起工、同年十二月十七日全く竣工を見た。

依て同月十九日の第三日曜日をトし 皇神大宮大麻奉遷の式を擧げたのである。當日は神官の都合に依り豫定時刻

午後一時に變更したが朝來の微雨は正午頃には一天拭ふが如く霽れわたり、神域の樹木も玉砂利もまことにすがすがしい限りである。殊に掲揚した大國旗が微風に翻翻としてひるがへる様に、一種壯嚴の氣が滿ち滿ちて人をしておのづから襟を正さしむるものがあつた。

當日は縣社小梳神社の三浦宮司外二名の神官と伶人二名に依り諸般の準備を進め、定刻には受刑者代表として第一二級者は全部、第三級以下及普通處遇者は各級より代表十名づゝ計六十二名、外に工事關係受刑者二名を參列せしめた。やがて所長以下幹部職員は神官と共に入場、伶人奏樂裡に修祓、鹽湯の儀を終り、次で所長は神官及幹部職員代表者を伴ひ所長室に至り豫て奉安せる。皇大神宮大麻を神官に傳へ、神官は之を奉じ警蹕の聲嚴かに社前に至れば列員一同最敬禮の裡に奉迎、やがて神官は祠前に參入す。四邊寂として聲なく僅かに笙ひちりきいとも幽雅玄妙なる奏樂の中に神屋は開か

れて大麻は社殿の奥深く奉安せられたのである。かくて奏樂につれてくさくさの海の物山の物は供進せられ、終れば再び一同最敬禮の中に神官はやをら立ち上り音吐朗々祝詞を奏上し、次で所長及奏任判任及同待遇職員續いて收容者總代各級一名づゝ順次參進して玉串を奉奠し、終つて奏樂裡に撤饌、閉扉し一同は三度最敬禮の中に滞りなく式典を終つたのであつた。

此奉遷の擧式中各在房者は一齊に房内に正座緘黙して只管敬虔の意を表し、敢て咳一つするものを認めなかつたのである。斯くして式に參列した者もせざる者も最も森嚴にして敬虔そのものゝ如き情景を呈し、思はず眼頭の熱くなるのを禁じ得なかつたのである。

惟ふに刑務所内に遙拜所を建立するは舊時に於ては夢想だにせざるところであつたが、今眼のあたりいとも莊嚴なる社殿を拜し、且つ神ながらの式典を擧げられしことは、彼等收容者にどれほどの感

激を與へ、どれほど日本民族の魂を蘇がへらせ得たことであらう。

式終了後筆者は獨り神前に參拜し十數歩を退き再び拜禮して仰ぎ見れば、神域の後方廳舎の屋上より昔徳川家康公の居城にして今は歩兵第三十四聯隊の在る舊城上堤上の老松が亭々として高く聳え、又東に眼を轉ずれば秀麗富士は白銀の如き姿を中天に輝かして萬古變ることなき大日本帝國の姿を示すかの如く思はれて、無量の感に打たれたのであつた。

◇遙拜所竣工式概況

青森刑務所

當所遙拜所設立に付懸案之久しうするも其の實現を見なかつた上に、當地は秋ともなれば天候定かならず工事に不便であつたが凡ゆる障害を排し茲に其の建設工事に着手の運びに到つた。この日珍らしくも快晴に恵まるゝ明治の佳節に當り、第一級者の奉仕作業に依り、建設の第一聲は雄々しくも擧げられた。

この地構内南方の一點を劃し靜寂を極め、東南に津輕の連亘、西に岩木の靈峰を望見する所、神殿安置に好適の地である。

爾來齋戒沐浴、孜々鋭々、職員收容者渾然一體となり其の完成に努力を捧げし甲斐あつて目出度く結實、豫想外の工事進捗を見、起工してより僅一月十有餘日の去る十二月十九日職員收容者總員並地方名士多數參列の上、修祓落成式が擧行せられた。

過る日初雪と見し間に未だ消えもやらで、直ら消えに残る鹿の子斑も妙に白々しく、加ふるに寒風肌を刺すが如く、暮れ易い師走の空は灰色に閉され、午後二時ともなれば鷲毛粉々霏々として神々しい迄に映える白木造の社殿の棟に降りかかる。

やがて祝詞、降神詞奏上、尊嚴に鞠躬如たる神官の警蹕、玉串奉奠、昇神詞奏上あり、さながら神ながらのみ聲きくの思ひあり、靜寂と幽玄なる雰圍氣に包ま

れ自ら襟を正すものがあつた。

敬神崇祖の思念涵養は、ひいては皇室尊崇ともなり、非常時局に際會し四海に誇る日本精神を強調し、眞の日本人たるの覺醒を促すべく、神明奉仕に依る精神教化上實に甚大なる收穫と言はざるを得ない。

斯くして森嚴の氣式場に漲り、所要時間實に一時間二十分、皇大神宮鎮座祭典はつゝがなく終了した。

◇支那事變戦死職員追弔法

會嚴修狀況

金澤刑務所

國民精神總動員第二回強調週間實施第三日目の二月十三日、此日當所の行事は「出征將兵感謝の日」として出征職員に慰問文を贈ると共に、當所職員にして昨年九月召應出征し同年十月江南戦線の華と散つた故陸軍歩兵軍曹大屋他吉、同陸軍砲兵伍長瀬戸俊兩君の追弔法會を營んだ。此日北陸地方には珍らしき好晴で朝

來旭光麗かに照榮え微風だになく、恰も盡忠報國の一念より他念なかりし兩君の心事を寫し出したかの様な天候であつた。

式場に當てられた教誨堂の準備終れば午前九時三十分、所長以下職員收容者一同着席、遺族席には當日特に招待した故大屋君未亡人の令兄及故瀬戸君の嚴父の御兩人、何れも紋服姿慎ましやかに控へられたのも一際衆目を引いた。

燈明の灯影ユラ／＼と揺るぎ香煙縷々と立ち上る所、兩勇士の軍裝凛々しき在りし日の姿影、クツキリと浮び出て生けるが如く、今にも額縁から抜け出して何事かを呼び掛けさうな風情、列席の一同は今更に其姿影に接して一入の思ひ出てを深くした。

聽て西岡所長は嚴かに收容者一同に對して本日兩勇士の冥福を祈る爲追弔法會を營む旨を告知し、參列の遺族を紹介し、愈々開式となつた。一鉦、二鉦、三鉦、嗚音緩やかに場内に流れて頓に緊張

味を呈する。福島教務課長、杉谷教誨師の懇ろなる讀經があつて西岡所長以下幹部職員、遺族、收容者總代と順次燒香をなし、阿彌陀經の嚴修が終つてから導師教務課長は恭しく白骨の御文章を誦せられた。「夫れ人間の浮生なる相をつら／＼觀するに……………朝に紅顔あつて夕に白骨となれる身なり……………」と抑揚腸を斷つか如く讀み續けられるや人々は皆恰も蟻の塔でも築くか如き淺間しい人間の生業を默想して轉た感慨に耽つた。次に西岡所長は恭しく靈前に額つき鄭重なる弔祭文を朗讀し、續いて收容者總代の一受刑者は靈前に進み寄るなり兩眼に涙の露を宿し哀音惻々して聲を震はしなから弔詞を述べれば、遺族は勿論列席の一同今更に涙の新なるを覺えた。收容者席の彼方此方から歎り泣く聲か洩れ聞えて祭場はシンミリとなつた。

次に遺族は交々壇上に立つて今日の盛儀を感謝し町重なる挨拶を述べ、教務課長は簡単に故人の徳を讃へて其在りし日を追懷すれば、孰れも歎歎嗚咽して兩君の死を悲しまぬ者は無かつた。斯くて思ひ出深い故人を偲ぶ追弔法會は午前十時三十分滞りなく終了した。

大屋軍曹享年二十八歳、瀬戸伍長同三十歳、噫 何と云ふ慌しい一生であつたことよ、惟へば尊き護國の人柱である。さらば兩君の英靈よ、安らかに平らかに靖國の祠に鎮まり給ひて永久に國家を護り給へ。(是松生記)

西岡所長弔祭文

維時昭和十三年一月十三日當所教誨堂ニ於テ清酌庶羞ノ奠ヲ供ヘ故陸軍歩兵軍曹金澤刑務所看守部長看守大屋他吉君並ニ故陸軍砲兵伍長金澤刑務所看守部長看守瀬戸俊君ノ英靈ヲ弔祭ス

惟フニ今次支那事變ハ共產主義ヲ容レテ東洋ヲ赤化シ東洋諸民族ノ獨立ト安榮トヲ破壞シテ其平和ヲ攪亂シ排日毎日暴戻極マリナキ支那軍閥ヲ膺懲シテ茲ニ東洋永遠ノ平和ヲ建設シ東洋諸民族ノ獨立ト

安榮トヲ確保シテ以テ其福祉ヲ増進シ率イテハ世界ノ平和人類ノ幸福ニ寄與センガ爲ニ止ムナク敢然トシテ我が國ノ蹶起セル一大正義ノ戰ナリ

兩君ハ此一大聖戰ニ參加スルノ光榮ヲ得勇躍征途ニ上リ義ヲ山嶽ノ重キニ置キ死ヲ鴻毛ノ輕キニ比シ克ク砲煙彈雨ヲ冒シ水火敢テ辭セス屍山血河阿修羅ノ巷ニ奮戰力闘敵ニ殲滅的の打擊ヲ與ヘ光輝アル戰捷ノ基ヲ樹テ皇軍ノ威力ヲ發揮セリ然ルニ大屋君ハ昨年十月七日浙江省寶山縣頓悟東方陣地打擊ニ際シ伊佐部隊〇〇隊〇〇隊〇〇〇〇長トシテ卒先丈餘ノクリクヲ突破シテ敵陣地ニ突入シ敵兵數名ヲ斃シ拔群ノ勳功ヲ樹テラレシモ武運拙クシテ不孝敵ノ手榴彈ノ爲ニ兩足爆傷出血多量ニシテ遂ニ名譽ノ戰死ヲ遂ケラル

又瀬戸君ハ芹川部隊〇〇彈藥〇長トシテ上海附近ニ於ケル激戰中同月十七日午後二時頃戰友二名ト共ニ第一線砲列ニ彈藥補充ノ任務遂行ノ際武運拙クシテ敵彈

ノ爲ニ上腹部貫通銃創ヲ受ケ遂ニ名譽ノ戰死ヲ遂ケラル洵ニ哀悼ノ至ニ堪ヘズ

顧ルニ金澤驛頭歡呼ノ聲ニ送ラレテ勇躍征途ニ就ケル兩君ノ英姿ハ今尙眼前ニ髣髴タリ當時神カケテ兩君ノ武運長久ヲ祈リタルニ思ハザリキ今日無言ノ凱旋ニ遇ハントハ而カモ家庭ニ殘サレタル兩君ノ遺族ヲ思フトキハ轉々感慨無量洵ニ同情ニ堪ヘザルモノアリテ痛恨極マリナク涙滂沱トシテ下ルヲ禁スル能ハザルナリ

然レトモ兩君ノ赫々タル武勳ハ長ク青史ヲ飾リ芳名ハ天地ト共ニ不朽ニシテ英靈ハ永ヘニ護國ノ神トシテ靖國神社ニ祀ラル男子ノ本懐何物カ之ニ如カシ

今ヤ皇軍ハ到ル所連戰連勝朝ニ一壘ヲ屠リタニ一城ヲ拔キ以テ暴戾ナル支那軍ヲ膺懲シ己ニ東洋平和ノ曙光ヲ見ルト雖モ國際關係ハ復雜微妙ニシテ前途尙遠遠逆睹スヘカラザルモノアリ願クハ兩君ノ忠魂永ク江南ノ野ニ止マリ我帝國ノ權益ト同胞ヲ擁護セラレンコトヲ茲ニ本官慎ミテ哀悼ノ意ヲ表シ道場ヲ莊嚴シテ法筵ヲ

張リ香華ヲ手向ケテ聊カ忠魂ヲ慰メント欲ス願クハ靈ヤ彷彿トシテ來リ饗ケヨ

收容者代表弔辭

嗚呼大屋部長様瀬戸部長様餘リニ御變リ遊サレシ御姿ニ對シ御悼マシサハ胸ニ迫リ申上ゲント欲スルコトモ申上ケラレズ

當徒ニ哀ミガ募ルバカリデアリマス 日頃ハアレホドニ御壯健デ御元氣ニテ在ラセラレマシタコト御偲ビ致シマスル時眞ニ感慨ハ無量デアリマス部長様在リシ日ノ御活潑ナ御姿ガ今尙髣髴トシテ私等ノ臉カラドウシテモ去リマセン實ニ御懷シウ存ジマス

部長様ガ勇躍御出征遊サレシソノ御後ハ私等ハ唯一念籠メテ御武運ノ長久ヲ御祈リ致シマシタ降ル雨ニ就ケ吹ク風ニツケ憂ハ戰地ニ飛ビ殊ニ難攻不落ト謂フ實ニ敵ガ守ルニ易ク攻ムルニ難キ第一線ニア

收容者代表弔辭

ラユル御困苦ト闘ハセラル、御勞苦ヲ御偲ビ致シ私等ハ滿腔ノ感謝ヲ捧ゲツ、ドウカ御無事デ在ラセラレマス様ドウカ赫赫タル武勳ヲ輝シテ目出度御凱旋遊バス様ニト日夜一心ニ眞心籠メテ御祈リ致シテ居リマシタガソノ甲斐モナク遂ニ名譽ノ御戰死ヲ遊バシタト承リマシタ時ハ哀悼ノ感極リテ斷腸ノ悲ミニ唯泣クバカリデアリマシタ大君ト國ニ捧ゲシマスラ男ノ身ヲ護ラセ給ヘ天津神ト一心ニ祈リ奉リシ私等ノ念力ガ何故神々ニ通ジナカツタデセウカ恐ラクハ私等ノ誠ガ足ラナカタコト、自ラヲ省ミマスル時ニ私等ハドウシテ泣カズニ居レマセウ而モ御家庭ニハイタイケニテ御在ス愛見様ガ御父様御父様ト御待チニナリ又部長様ヲ杖トモ柱トモト頼リニ遊サル、御母堂様ノ御愁傷コソ如何バカリデ御アリデセウ 噫

轉御同情ニ堪ヘマセン出來得ルコトナレバ叶フコトナレバ土囊ノ代リニモナツテ御身替リヲ致サウモノヲ儘ナラヌ身ノナス由モナク實ニ實ニ申譯ナキ次第何卒御

赦シ下サイマセ何トシテ御禮申何トシテ御慰メ申上ケマセウ 噫申譯ガ御座イマセン然シナガラ武勳赫々タル御功績ハ後世ニ永ク歴史ニ輝キ勇猛米取實ニ壯烈無比ナル御最後ハ眞ニ帝國軍人ノ鑑デアリマス憶ヘバ御生前ニハ私等ハ實ニ一方ナラザル御厄介ニナリ御懇篤ナル教訓數々ナル御親切ニ預リ恰モ慈父母ガ子ニ對スル如ク時ニハ峻嚴鐵ノ如キ父トナラレ又時ニハ温情溢ル、母ニ代リ色々ト厚キ御情ヲ御注ギ下サイマシタソシテ私等ノ矯正ノ爲ニハ日夜非常ナル御盡力ヲ賜リ御優シキ御温情ヲ以テ御指導下サイマシタソノ限リナキ御高恩コソ私等ハ堅ク心ニ銘記シテ如何ナルトキ忘レハ致シマセ

表シ滿腔ノ感謝ヲ捧ゲ奉リマス サラバ御悼マシキトモ御悼マシキ御英靈ヨ私等ハ只管ニ御冥福ヲ祈リテ已ミマセン

◇作業製品即賣會狀況
大通刑務支所

初春とはいへ、まだ猛吹雪來襲の懸念も去りやらぬ二月二十七日、當所に於て札幌刑務所大通支所北海少年刑務所の三所合同の許に作業製作品即賣會を開催した。數日前より市内の要所々々に立看板を立て、一方一千枚のビラを職員の手で散布し、前景氣を喚起すると共に購買希望者に即賣品目の豫告をしておいた。當地有力新聞北海タイムスは好意的に相當の紙面を當即賣會の爲に提供して呉れた。

前日迄低く垂れ籠めてゐた雪雲も全く晴れ上つて當日は幸ひ一點の雲なき快晴に恵まれ、午前八時開場と云ふに豫定時刻前既に正門前には數十人の客が今や遅

しと手にく風呂敷を握りしめて開門を待ち詫びてゐる狀況であつた。

この日職員一同は好天に恵まれ幸先好しとばかり早朝七時前に登壇し、日頃の殿しい役人肌を脱ぎ捨て、今日一日は商人たるの特別仕立て、各自分擔製品に意匠を凝らし千客萬來に備へた。定刻開門せらるゝや待ち詫びた來場者は恰も南京城一番乗の勇士を偲ばせる勢を以て指す賣店に殺到し、忽ちにして場内は賣買の聲を以て充たされ一大百貨店と化した。かくして見る／＼中に賣約濟の赤札はひら／＼と春風に翻る盛況を呈し、係員の面上には喜悅の色が溢れた。

斯くて午前中には出品製品の大部分は賣却され、急に品目を追加する等一同轉手古舞を演じ、豫想外の好成績を収める事が出来た。

因に當日の賣上金高は約參千圓弱、來場者無慮二千餘名、當所開設以來の人数であつた。逐年賣上金額の増加と製品に對する聲價の向上を見るは一般世人が刑

務作業の眞價を認識しつゝある證左に外ならぬものであり、斯業の發展宣傳の爲にも多大に裨益する處があつたと思はれる。

◇慰籍金で出征職員に
慰問品贈呈

熊本刑務所

當所では曩に刑務協會より贈られた慰籍金を最も有効に使用するため種々考究中であつたが、北南支全線に互つて日頃奮戦力闘しつゝある當所職員出征勇士十二名に慰問袋を贈ることとし、舊臘左記慰問狀を添へて感謝の意を表した。

拜啓寒氣凜烈の折柄能く艱苦缺乏に堪へ皇國の爲め滅私盡忠の段は銃後の吾れ吾れ常に感謝感激罷在處に御座候今回職員一同相謀り些か諸兄の御勞苦を御慰め申上且つ吾人の感激の意を表する爲め別便小包を以て慰問袋贈呈申上置き候間一同の微意御汲み下され度又御家庭も皆御元氣にて候御家庭へ

は夫れ夫れ年末賞與金（諸兄を在勤者と同様の待遇にて）交附相成候 又銃後の吾人も諸兄の御勞苦を偲び一意奉公精勵致し居り候間御放慮相成度職員一同茲に謹みて貴兄の御武運長久を御祈り申上候 敬具

熊本刑務所職員一同

尙ほ慰問袋の内容は防寒チョッキ、靴下、サルマタ、タオル、塵紙、巻煙草、毒消丸、氷砂糖、ドロップ等である。

◇宮城刑務所出征職員に
譽れの表彰狀

宮城刑務所文書課職員騎兵少尉高瀬健治氏は昨年〇月〇〇日同所職員の盛大な歡迎裡に出征、〇〇部隊の先頭に立つて中支方面で奮戦中であつたが、去る十二月十三日烏龍山砲臺を挺身占領し赫々の武勳を樹て、三月一日譽れの表彰狀を授けられた。この報を知つた宮城刑務所では、天晴刑務職員の範鑑であると感激、小橋川所長はじめ職員は同少尉宛悦びの

慰問狀を送つて感謝し且つ激勵した。なほ輝く表彰狀の全文は次の通りで

少尉 高瀬健治

十二月十三日小野部隊烏龍山砲臺付近の敵狀地形偵察の目的を以て棲霞街甘家巷烏龍山砲臺道を前進中、郎家込付近に於て該砲臺偵察の任務を受領するや上下一致協力途中數倍の敵を撃破して砲臺に進入し、同地にありし殘敵を斃し廿數名を捕虜として砲臺を占領し砲十四門を鹵獲せり、右の行動は洵に勇敢機敏にしてその功績拔群なり、依面茲に表彰狀を授く

因みに同氏は平素から寡言にして恪勤精勵、上下の信望も甚だ厚く、今回の殊勳も偶然でないといはれてゐる。

◇濟美少年團結成式の狀況
大阪刑務所

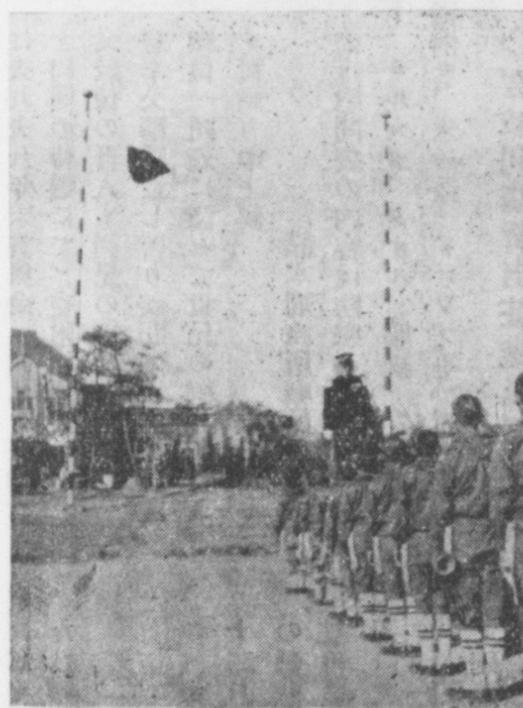
事變下の紀元節を機とし、國民精神總

動員の中核である國體觀念の明徴、日本精神の昂揚を強調し、之を社會萬般の上



に具現せしむるために、強調週間が設定せられたが、我が大阪刑務所済美會に於

ては、時局の重大性を強調し、「戦は是れからである！」との趣旨を徹底せしめ、彌々堅忍持久の精神を堅め、更に此精神を、青少年に普及徹底せしめて健全なる第二の國民を養成し、去る一月十六日發表の、政府聲明の趣旨を、親より子に、子より孫に傳へ、帝國永遠の礎を鞏固ならしむるために、済美少年團を組織し、肇國精神強調週間第一日である紀元節の佳辰を卜し、この結成式を舉行することゝなつた。



當日大阪中央放送局からマイクを通じて吾済美少年團結成の主旨を放送せられ、此少年團の健全なる發達と隆昌とを祝福せられたが、午後四時、大阪刑務所前廣場に於て嚴かなる結成式が舉行せられ、希望に輝く潑刺たる五十數名の少年が、聲をそろへて、

見よ東海の空明けて
旭日高く輝けば
天地の正氣潑刺と
希望は躍る大八洲

おゝ 清朗の 朝雲に
聳ゆる富士の姿こそ
金甌無缺揺ぎなき
我日本の誇なれ
と合唱して済美少年の意氣を
めしたのである。
尙當日の式次並團員遵守事項
は次の通りである。
一、式次
1、團員整列 2、國歌奉
唱（同時に國旗掲揚） 3 總

裁訓示 4、來賓祝詞（堺市向陽小學校長並同錦綾小學校長） 5、答辭

二、済美少年團員遵守事項

- 1、忠孝ヲ以テ第一義トス
- 2、質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ堅忍事ニ屈セサルコト
- 3、學業ヲ習修シ智能ノ啓發ニ勉メ心身ヲ鍊磨シテ健全ナル精神ヲ涵養スルコト
- 4、禮儀ヲ重シ年長ヲ敬ヒ幼年ヲ導キ和協心ヲ一ニスルコト
- 5、勇ヲ鼓シ正ヲ執リ義ニ立チテ人ニ怯レヲトラサルコト
- 6、敬心崇祖ノ念ヲ養フコト（三重野三岳稿）

◇網走刑務所の非常時局 克服申合

昨夏蘆溝橋に於ける支那軍の不法射撃事件を導火線として起れる支那事變は益益擴大し、既に半歳を經過するも東洋平

和の眞の姿を観る事は出来ません。敗戦亦敗戦の蔣政權は正義日本國軍の膺懲にも未だ悟らず依然として頑冥にも長期抗日政策を繼續し事態をして益々悪化せしめんと畫策しつゝあるの現状にして、向後に於ける時局の推移は吾人の到底逆睹し難き處であります。此秋に當り國民は如何にして此非常時局を克服すべきでせうか。畏くも 明治大帝の御製に「國を思ふ心に二つはなかりけり戦のにはに立つも立たぬも」と仰せられてあります。吾々九千萬同胞はこの深遠なる御聖旨を奉戴して時局に處する國民の基本精神となさねばなりません。即ち戰場に銃剣を取る將兵も銃後を護る國民も君國を守護する精神には變りあらう筈はありません。

茲に於てか學國一致盡忠報國堅忍持久の指導精神の下に打つて一丸非常時克服に邁進すべきであります。斯る見地より吾々銃後の國民として將亦國家の官吏として率先躬行各々その職務上に私的生活

の上に誠心誠意を致し銃後の安定、生産力の擴充資源の開發等、國家的總動員運動を支持し趣旨の完徹を期するの目的を以て、去る二月十一日紀元の佳節を卜し網走刑務所職員大會を開催、滿場一致別紙左の各項の申合事項を決議致しました。而して即日より之が實行に移し日々實踐躬行直に職務上に將又生活上に表現せられ、雖ては之が收容者の知るところとなり彼等も亦自ら時局の認識を深め作業上に規律の上に不知不覺の間に反映し身を以て範をなすの一石二鳥の効果を顯現しつゝあります。

回 趣 意

祖國は今や曠古の大難局に直面し國民精神の振作緊張並に各種の國民的運動に依る時難の克復を畫策せらる。此の秋に際り吾人は日本國民として更に亦官吏として奮然駭起勤勞報國の精神に燃え物心兩面の總動員に参加せざるべからず。

本年初頭「非常時下に於ける吾等の執務方針」に付所長殿の御訓示を受け次で司法大臣閣下より日本國民として亦司法部内の官吏として難局に處する覺悟の御訓諭せらる。

茲に於て行刑教化の第一線にある吾人は其の意を體し堅忍持久之が實踐躬行に努め減私奉公の誠を致し以て大臣閣下並に所長殿の御訓諭の御趣旨に應へんことを誓ふものなり。

昭和拾參年貳月拾壹日

網走刑務所職員一同

回 非常時克服職員申合事項

- 一、私生活に就いて
- 一、家庭訪問者に對する接待菓子の廢止。
- 二、舶來化粧品の絶對不使用。和製品と雖も可成使用を差控ふること。
- 三、購買組合よりの購入は各自俸給の七割以内に自制すること。
- 四、酒無し日の設定。毎月五日、十日、廿日、廿五日、卅日の五日（但し結

婚等慶弔の場合を除く）

- 五、家庭副業の勵行。
- 六、簡易生命保險加入。未加入者は全部加入する様勵行のこと。
- 七、慶弔の返禮廢止。（但し受禮に名刺配布差支へなし、志ある者は國防獻金すること）
- 八、共同入浴場毎月五日間休業のこと（貳日、七日、拾貳日、拾七日、廿二日）
- 九、陸軍病院獻納の目的を以て各戸雜巾貳枚宛製作のこと。（但し貳月末日迄戒護事務室へ持參のこと）
- 十、日の丸辨當日設定。一ヶ月に參回とす拾日廿日卅日とし梅干なき場合は漬物、胡麻鹽等を用ふること。
- 十一、娛樂の爲の集會は可成差控へること。
- 十二、主婦の時局認識を深むる爲め毎月一回又は適當の時期に講演會を開くこと。
- 二、職務上に就いて

一、事故絶對防止。非常時局下に於て職員は一層緊張本分遂行に努め戒護の生命線を守ること。

- 二、消耗品の節約。職員は勿論受持受刑者に於て消耗品を濫用せざる様特に注意すること。
- 三、作業能率の増進。受持受刑者をして全能力を發揮せしめ良品製作に努むること。
- 四、其日の仕事は其日に完結一日の仕事は必ず其日に解決し時間の遅るゝ等は念頭に置かぬこと。
- 五、毎週月曜日遙拜所に參拜のこと。（看守部長看守は登廳點檢時戒護課長亦是宿直看守長、事務職員は出勤定時庶務課長亦是上席者指揮參拜のこと）
- 六、現下非常時局に鑑み戒護の萬全を期する爲め攝生に留意し缺勤をなざる様努むること。
- 七、常識の涵養に努め現下非常時局を受刑者に認識せしめ精神の緊張に努む

ること。

- 八、職務の明朗化。
- 九、職務の刷新向上を計る爲め毎月一回又は適當の時期に職務研究會を開くこと。
- 十、一致團結し公私共協力し時艱克服に勇往邁進すること。（今村生投稿）

◇撫順監獄ノ概況

東洋一の炭礦を以て誇る撫順市の西北方約三キロ、蜿々砂漠の如き渾河を挟んで高爾山麓に一城廓をなす近代的な建築物こそ滿洲國唯一の稱ある撫順監獄である。

當監獄の敷地は八萬二千四百十三平方米であつて四圍障害物なく平坦な所謂滿洲平原の健康地を下して建築されたもので、康徳二年三月起工し二十四萬餘圓を費し康徳四年二月工を竣工した新監獄である。

當監獄の收容力は約八百名、目下收容人員は七百五十餘名であるが囚情至極穩

和で、職員は日系、典獄佐以下十四名、

滿系は監獄長以下八十七名であつて日滿職員間は良く親和し互に長短相補ひつつ行刑の目的達成に努力して居る。爲に囚人も安んじて日夜修養怠りなく非常に好結果を得つつあるのであり、教化の效、期してまつべきものがある。

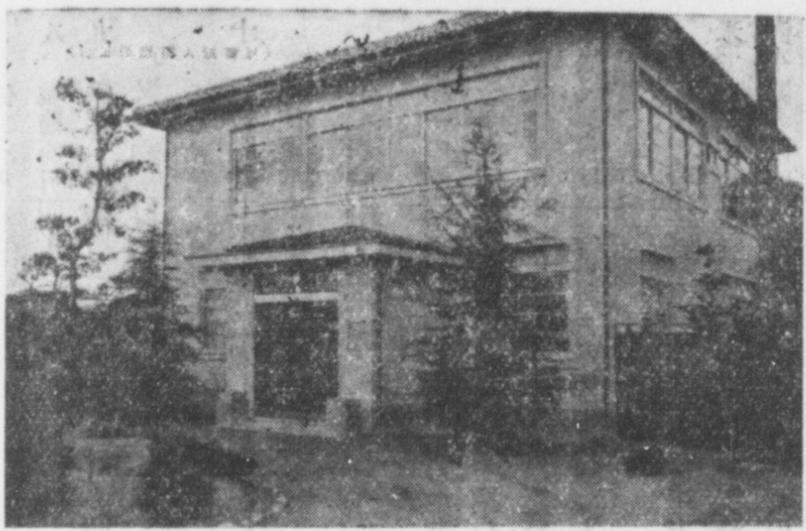
監獄作業は目下金屬、製筵、製織、土木建築、木工裁縫の六業種にわかれ、本年度の收入見込額は二十六萬圓であるが職員も囚人も共にこの豫定額を突破すべく夜を日についての努力振りには實に涙ぐましい位である。何れの國に於ても監獄否行刑自體の自給自足を其目的の一としない國はないと云ふ事は絮説するまでもないが、當國にては特に自給自足を強調し、この目的に到達すべく、先づ第一に吾人に課せられた責任とし、是を果す事に依つて社會に對する報恩と囚人教化とを得るものとして積極的に精進しつゝあるものであり、着々効果を收めつつある事は一般に認められて居る處である。之に

◇財團法人播磨保正會新築落成式概況

は特に先輩の努力の賜と深く感謝す可きものがあらう。今や滿洲國の行刑は特別會計を得て一段と熱と力を盛り返しつつ躍進して居る、當監獄もこの線に駕して躍進を續けて居るのである。（撫順青木生投）

創立以來廿數年の歴史を有する、姫路市の財團法人播磨保正會は、同地方唯一の司法保護機關として、斯業の爲に多大の貢獻を爲し來つたが、近來事業の伸展に伴ひ、從來の建物が著しく狹隘を告ぐるに至つたのみならず、腐朽甚しく、到底使用に堪えない状態となり、且つ其の位地も事業遂行上甚不便を感ずるに至つたので、同會關係者間に、昭和九年秋以來移轉改築の議が起り、爾來數次の協議を経たる後、愈々移築を斷行する事となり、其の資金は、輔成會其他中央助成團體よりの助成金、及地方民間有志の寄

附金に據ることとし、市内各方面の有力者廿數名を建築委員に擧げて、昨年二月頃より本格的實行運動に入り、同會永田理事(姫路少年刑務所長)を始め關係者一同、熱心に其の目的貫徹の爲不斷の努力



を續けたる結果、勞苦は遂に酬ひられ、同年七月姫路市新在家切ヶ坪に、高燥なる敷地三百〇五坪を買収して工事に着手するに至り、同年十二月工事滞り無く竣工を告げ、茲に同會が司法保護機關としての機能を充分に發揮し得るに足る威容全く備はるに至つた。依つて去る二月一日吉日を卜し、朝野の貴紳多數を招き、姫路少年刑務所教誨堂に於て、午前十時より盛んなる新築落成式を舉行した。

式はいと嚴肅裡に行はれ、來賓として長島大阪控訴院長、福地神戸地方裁判所長、成亥檢事正、木村姫路高等學校長、松井輔成會副會長、寺田姫路區裁判所監督判事、同大平上席檢事、津村第十師團法務部長、中條浪速少年院長、下位兵庫縣社會課長、東西兩本願寺代表、大阪控訴院管内各刑務所長、同各府縣聯合保護會長、及縣下各保護團體、並に地方官公衛學校長、有志者等三百餘名の出席者あり、近來稀なる盛況を呈し、且つ諸事滞り無く午后零時三十分終了した。(式次



第省略) 尙終了後、姫路市公會堂に特別來賓百餘名を招き、同公會堂三階ホールに於て祝賀午餐會を開催したが、永田理事先づ立つて鄭重なる挨拶を述べ、之に對し來

賓を代表して長島控訴院長の謝辭あり、直ちに宴に移り、主客打ち寛いで歡談に時の過ぐるを知らず、當日の式典を祝福しつゝ和氣霽々裡に散會を告げたのは、午后三時を過ぐる頃であつた。

◇巡回映畫に關する釋放

者の感想

小倉刑務支所

最近當所を假釋放で出所した一釋放者から支所長に宛て、切々たる更生の衷情を披瀝した書信があり、文中に刑務協會の巡回映畫から受けた深い感銘が書き綴られてゐる。同釋放者は在所中映畫『母ごころ』を觀て深い感動を覚え、出所後慈愛深い老母の温顔に接して今更ながら母性の尊さに一入更生の誓ひを固めるに至つた心境を縷説したもので、参考までに書面の全文(原文のまま)を掲げれば次の通りである。

謹啓

嚴寒の折柄益々御健勝に被爲慶賀

此事に奉存候。陣者不肖在所中は御懇篤なる御訓戒を賜り人として向ふ途を御教示被成下且つ海山の御懇情により假釋放の恩典に浴するを得千萬難有厚く御禮申述候。身に餘る恩典に浴し感涙に滿され嬉しさに夢心地にて出所仕り迎への者の到着を待ちて午後十一時無事歸省仕候。當日は恰も亡弟の百ヶ日に相當り香臭まだ家中に滿ち居り言ひ知れぬ感情に迫られ申候。早速佛前にぬかづき私の在所中不幸にして逝き亡弟の靈に焼香し冥福を祈り先祖の靈に詫び言を申候に悔悟の涙頬を傳ひて過去のこの身が恨めしく遂に佛前に泣き伏し申候。

やがて氣分も靜まり申候間老母の膝下に兩手をつき其の罪を謝し申候處病氣と氣苦勞に心身共に疲れきつた老母は何事も言はず只「よく無事で歸つて呉れました、出來た事は致方ありません、これから子供の爲に懸命に働く様に」とそれ丈申開けて面やつれた顔に

満足の色を浮べて心から不幸者の出所を喜び迎へ呉れ申候。私は萬感胸に迫つて一言も發し得ず只頭をうなだれて斷乎として更生することを心に誓ひ申候。

昨夏觀覽を許されたる活動寫眞「母ごころ」を追想し母親の慈愛をしみじみ難有膽に銘じ申候。

活動寫眞「母ごころ」に對する私の感想文は幸にして七月二十六日の人雜誌に寄載せられ在所中心に弛緩を覚え申候時はこれを再讀しては發奮し心身の修養鍛鍊の資と致し候嘗つては孝子として郡長より表彰せられ其の他表彰狀、感謝狀を附與せられしもの數通に及び母は私をこの上もなきよき子として育み慈み下され候程に今回の事件には人一倍驚きと落膽を見受けられ慚愧の涙と共に入所せし私に候ひき。

所長殿の御温情により假釋放の恩典に浴したる私緊揮一番懸命の努力を以て銃後の國民としての覺悟を忘れず奉公



讀者の頁

時局と吾等の責務

函館 川橋生

我が國は今支那事變の勃發するや列強環視の中に眞の東洋平和を目指して、鎧袖一觸、斷乎として暴戾なる支那抗日政府膺懲の聖戰を起し忠勇無比なる皇軍の向ふ所、既に敵の堅壘を悉く粉碎し完膚なきまでに之を撃滅した。誠に上大君の御稜威の然らしむる所なるは勿論亦第一線皇軍の偉大なる武威並に銃後に於ける國民の一致協力の結晶に外ならぬ。益々一億國民の一致結束を圖り「東亞の盟主或は安定勢力」としての實力を發揮

すべき秋である。此の意味に於て暴支膺懲聖戰の最中、政府に於て提唱せられたる國民精神總動員の重要性は益々加重せるものと云へやう。即ち國家の興亡は一に掛つて國民の精神力にある。故に一致團結を鞏固ならしめんとするものにして官民擧つて之を強調し、實踐し、終極の目的に向つて邁進せねばならぬ。

就中行刑の任にある吾等に於て負擔し實踐すべき分野は極めて多く、且つ重大である。然しながら現在に於ける吾等はその負擔を充分果せりと云へるであらうか、誠に再思再考を要する次第である。

吾等は常に受刑者に接し人生を造り上げる義務を國家に負擔してゐるのである。故に率先して之を實踐し、自ら範を垂れなければならぬ。吾等一人一人の國民精神が動員されることにより、更に之が全國五萬の受刑者の國民精神の上に呼掛けられて切實に實行されて行くのである。常に溢れたる血潮を持ち、上下協力刑務の使命を飽く迄遂行せねばならぬ。

現下の時局は之を教化の上に反映せしむるに絶好の機である。よく宏遠なる我國體の精華を認識せしめ、國民精神を把握せしむると共に、常に人倫の軌道に則る強固なる習慣性を涵養せしめ、積極的によりよき國民を養成する上に於て、人類相互の教化責任者となり、進んで皇恩に報ひ奉ると共に、天職に忠なるこそ時局に對する吾等の責務である。

或る日の裁判所

岡山 比都見生

被告高田順は突然の檢事の呼出しに、何事かと内心、心配しながらおそる／＼檢事廷のドアを開けた。強い近視の眼鏡をかけた上席の長田檢事が其の大きな體を深々とソファにうづめ、其の前に意外、母と兄の順造とが如何にも面目なさに相に小さくなつて、椅子に腰かけて居る。ガチャリとドアを開けた音に、四つの視線がバツタリと合つた時、順一ははづかしい現在の自分、冷たい鐵の手錠を

はめられた自分の姿を思ひ急に眼を伏せて仕舞つた。

「君が高田順だれ、其處の椅子に掛け給へ」長田檢事がやさしく兄の横の椅子を指さした。順一は平常檢事廷で調べを受ける時の様な空氣ではなく、何か重苦しい、緊張した空氣が、小さい此の檢事廷の中にたゞよつてゐる事を感じ、檢事から發せられる最初の言葉を不安の中に待つてゐた。

朝日をぐつと大きく一吸ひして檢事は「實はれえ驚いちやいけないよ。君も現在の國家の非常時たる事は承知しておる事だらう。軍籍にある身はいつ召集されるやも分らないといふ事は、君自身にも平素常に、忘れてはゐなかつたものと思ふ。到々其の時がつて來たのだ、君に對して此の通り召集令狀が來てゐるのだ。」そういつて赤い小さな紙片を彼の前に出した。切り出された檢事の言葉は彼の期待してゐた通り、大きな衝動だつた。一瞬彼の顔は緊張した、紅潮した。

るばかり……

「檢事殿此の順造からも御願ひ致します、順の身代りに此の私の體を自由にしてください。私の體はどんなになつてもかまいませんから、順を出征さしてやつて下さい。私も帝國の軍人として國の爲めに盡くして参りましたが、順も今でこそこんな體になつてゐますが、滿洲事變には出征しまして、有難い事には勳八等の勳章迄戴いておるので御座居ます。此の名譽の爲めにも是非も一度、順を戦地に行かして下さい。其の代り私の體を順の身代りにどんな事でもやりますから、檢事殿！」

くやしきとなさげなさに全身をふるはせ乍ら泣きもだえてゐた順が、すつくり立上つて「陸軍歩兵上等兵高田順、死して此の汚名をぬぐひとう御座居ます。檢事殿一生の御願ひです、私を第一線に送つて下さい。今はつきりと自分の罪が國家に對して、如何に大きな迷惑をかけて來てゐたか、はつきり分りました。私

は一死報國の念で一杯です。どうか第一線に出して下さい、決して生きて再び歸らうとは思つておません。検事殿どうか私を第一線に……」

長田検事は静かにまだ云はんとするのを手で制して「良く分つた。君や、母や、兄の心情は、私も大いに同情もする。然し、現在に至つては今更どうする事も出来ない、仕方の無い事ではあるが、君の今の気持ちを何故も少し早く持たなかつたのか。非常時」と言ふ聲も最早何年も聞いておる、帝國在郷軍人たるの精神をもつてもう少し眞面目に世の中を渡つて来てゐたならば、決して今日の様な此の悲しい立場に至らなかつたであらう。其れが残念でならない。だが今になつて君が本當の日本精神に立返つて呉れたので自分も非常に喜ばしく思つておる。君も今が初めてではなく、悲しい事には前科があり、我國の法律として、君を執行猶豫の恩典に浴せしむる事は不可能の事と思ふ。自分も出来るだけ君等の

爲に盡して見るともりだが。ねえ、こゝが考へ所だ、必ずしも銃を取つて第一線に立たなくても外に立派に國の爲に、君の爲に盡くす道はある事を忘れては駄目だ。君の立場が丁度さうだ。此度の召集こそ天が君に與へた、更生のチャンスだよ。いゝかれ、我國の法律は決して其の罪を悪んで、其の人を悪まずだ、何も悲歎する事はない。君の今の其の感情を、一時の昂奮でなく、今後の生活の全般に互つて一貫して行く不動の精神として、潔く罪に服して、更生の道を見出すのだね。」

「説く検事のほゝも熱して来た。聞いてゐた順も今は仕方なく、「ハイ、良く分りました。致し方も御座居ません。母上、兄上、御聞きの通りです。どうか此の事を歸られたら、父上に御傳へ下さい。今更乍ら犯した、自分の罪の恐ろしさを知りました。之も全部私の不心得からです。私は立派に罪に服します。今初めて眼がさめました。希望がわいて來ました。再び御目にかゝる時は立

派な生れ代つた順となつて出て参ります。どうか此の氣持をさぞ御歎げきになつて居られるであらう、父上にも御傳へ下さい。……今は母も兄もたゞ泣き入るばかり……」

力なく検事廷を出て行く、順の耳に、太原陷落を祝ふ、市民の熱狂的な旅行列の、どよめきがかすかに聞へて來た。私は心の中で、「泣くな順よ、今でこそ御前は立派な日本人に生れ變つたのだ。御前には今後なすべき事がたくさんあるのだ。出せ勇氣を、立派に刑をつとめて出るのだ。」と勵ますのだつた。暮れかゝつた短い冬の太陽が悲しみにうなだれて、留置場に歸つて行く順の姿を長く地上に引いた。

此の高田順(二六)は、過去に於ては、「町の紳士、狼」として若い乍らにも、相當暗黒面に活躍し、婦女誘拐、傷害等數犯の前科もあり、今回も横領により、第一審區裁判所の判決を不服として、當地方裁判所に上訴して來てゐたも

ので、運悪くも前科のある點で執行猶豫の恩典にも浴する事が出来ず、確か一年六月かの刑言渡しを受け、現に服役中である。

今回の日支事變以來應召者の數も相等にあつた。其の内、或は假釋放に、或は執行猶豫にと、寛大なる、國家の恩恵に、感涙し、勇躍出征して居る者もある中に、彼高田順の如く、一命を御國の爲めに、捨てんと思へども道なく、ひたすら自己の犯せし罪の清算に、涙の精進を續けて居る姿に接する時、私は心から彼の前途の多幸ならん事を祈らずには居られない。

或る夜の延長作業

函館 船樹忠雄

就寝の鐘が零下十五度の大氣を震はせて夜の帳へ吸こまれて行く……。一日の尊い労働に報ひられた睡眠が、やがて全舍房を静寂の世界へ導くのも間もない事だ。が而しここ、××品製作工場は

かりは、労働の増場です。燃ゆる作業の増場です、作業報國の念願と銃後の赤誠は、連日連夜の延長作業にもめげず涙ぐましい努力を續けて作業成績のレベルを日一日と高めつゝあるのです。動く手、動く脚、五尺の肉體は一つの機械に等しいのです。而も其れは魂の入つた精密機械の素晴らしい活動です。統制と訓練と時代の意識は、一語の雑話すらなくたゞ一脈の作業に伴ふ躁音が工場のなかを流れてゐるばかりです。其の躁音も聞き慣れて來る耳には、快よくリズム化されるのです。

働け！ 働け！ 働け！ 其れが我等の報國だ、銃後の務めだ、疲勞が何んだ、睡眠不足が何んだ、見るよ一線の將兵をと心に叫ぶ收容者の姿を、力強く認識出来るのです。あゝ何んと云ふ大きな收穫です。午後九時ともなれば流石に雪國です。あかあかとストーブは燃え盛つて居ります。すけ共、ひーひしと迫つて來る冷氣を制服の下へ感じます。工場の窓硝子は

外氣の冷却につれて一面に凍り其の眞白な結晶が、電燈の光りを反射させて、キラ／＼と美しく光つて居ります。之れも北支の寒さを忍ぶ一つの教化資料となるのです。夜業終了の時刻が刻々と迫つて來ますと一種のあはた／＼さが感じられます。次から次へと運ばれて來る製品の數も増加して其の検査と指導に作業技手さんは大童となつて居ります。と其の時スーと流れ込んで來る冷めたい風と共に〇〇課長殿がお出でになりました。當直の巡回です。ストーブの側に立ちどまつて報告を聞き終つた課長殿の眼がちつと收容者の姿へ注がれて居ります。五分、十分、課長殿の嚴めしい顔も何時しか綻びて、満足の微笑が口邊に漂つてゐるのを、見逃がす事が出来ませんでした。

電燈が急に明るくなりました。舍房の消燈時刻です。雑役が夜食の雑炊を暖め始めました。食慾をそゝる其の匂ひが作業場の方へ流れて來ますと收容者の瞳が急に輝いて來ます。ぐつと唾液を飲み込

んだ收容者は「あと十分で終りだ」と云ふ意識に新しい力を喚び起し延長作業最後のクライマックスへ工場全部が溶け込んで行くのです。

職員の夜盗蟲驅除の記

下關 牛 歩

時は十一月四日、突如！耕耘地蔬菜園を荒らす匪賊あり、晝間その姿を認むる事能はず、しかも其の被害たるや甚大なる旨擔當看守の報告あり。作業主任部長は早速現地を踏査され、夜盗蟲の蠶食に依るものにして、此の際遷延を許さず躊躇逡巡せんかさしにも道行く人の賞讃の的となり近來稀に見る蔬菜園も一瞬にして荒野と化せんと作業主任の眉宇は微動した。早速支部長に情況報告あり、愈々作業生命線擁護のために厥然として起つこととなつた。

茲に作戦計畫は樹てられ暴戻飽く無き夜盗蟲を殲滅すべく職員〇〇名を以て午後七時三十分を期し、彼等の機先を制し

夜襲を敢行し一舉牙城に肉薄することに定められた。適々戒護非番部長は作戦線異状ありの報を聞き友軍の急を援くべく來援し一同の意氣衝天、愈々部隊編成となつた。作業主任の指揮下に〇〇名

應援部長指揮下に〇〇名二隊に分れ猛攻撃すべく午後六時退廳した。時は遷りやがて七時を報じた。各自豫ねて用意してあつた手製のサーチライトと腰には俘虜收容器と言ふ扮装にて集合し今や部署に就かんとする刹那、支所長殿には武裝自から陣頭に起たれ、一同百萬の援軍を得たるが如く彌が上にも攻撃精神は軍に満ち、膺懲精神を昂らせたのである。命令一下匪賊や何處にと照明すれば今や夜陰に乗じ我が生命線を脅かし、靜かに耳を傾けば夜の靜肅を破り木の葉に雨の落つるが如き音を立て小指大の蟲時を得顔に侵略蠶食せるを認む。一同の敵愾心は高潮し猛攻撃が開始された。俘虜となるもの斃るゝもの其の數を知らず、腰にしたる收容器も溢れ幾度か後方兵站部に送ら

れ其の量石油罐に半を過ぎ、數無慮十萬、かくて匪賊は掃蕩せられ夜襲は大成功裡に十一時凱歌を擧げた。汗ばんだ體に漸く冷たさを感じ、夜の静けさに二反餘の如の所々より蚕の聲を耳にし、支所長殿の解散の命令にて家路に急いだ。あゝ今日の戦闘其の攻撃の大捷を得たるは有形無形の各種戦闘動作を綜合し敵に勝るの威力を要點に集め、總べて指揮官の下に一糸亂れぬ命脈に依り舉手恰も一手の如き行動こそ其の成果が得らることを感銘したのである



切抜帖より

明るい刑務所

木村 龜 二

刑務所は由來暗い所だとされて居る。暗きが故に犯罪が却てここで醸成された。犯罪を無くするには刑務所を明るくするのが第一だ。それは、囚人を優遇するのではなく、これに希望を持たすことを意味する。彼等をして希望に満ちて社會に出でしめ再び有用な

人間に還元すべく訓練教育することだ。そのためには優遇するどころか嚴肅な行刑が必要である。如何に嚴肅でも明るい刑務所の方が暗い刑務所よりも犯罪防遏の上には効果が大きい。然し、刑務所を明るくするには、先づ、刑務官が明朗で行刑の眞目的を自覺した指導者であらねばならぬ。それに就いて最近甚だ意を強くする事實がある。昨年刑務協會が機關紙「刑政」の五十周年記念に懸賞論文を募集した。當選論文が本年一月號に載つて居る。それを見ると、總てが希望主義の行刑に就き深い自覺を示して居る。就中栃木刑務所の藤山某女の論文などは男子と伍して堂々と異彩を放つて居る。明大女子部を出て進んで看守となつた若い女性らしい。

これは單に事實の一端で、實は最近多數の高等教育を受けた諸君が低い地位ながら國家の行刑事業に参加しつつある。これ等新人の手で明るい刑務所

が建設されると思ふと實に心強い。此の上は、世の人々は勿論、特に行刑當局の諸公が舊思想に囚はれず新連動に對し十分の理解と援助とを惜まれざるやう冀ふ次第である。
(東京朝日、學藝欄二月二四日所載)

新、海上刑務所

少年囚へ行刑局の親心

特殊の還境や年のゆかぬ過ちから不幸道を踏み違へて受刑生活に入つてしまつた未來ある少年を天空海闊な海上に更生させて「海國日本の護り」にも資さうといふ司法省行刑局の親心が海軍當局の好意でいよ／＼實現する事になつた。今日迄日本にある「海上刑務所」はただ浦賀にある廢艦「大和」だけに過ぎないので、瀧川司法省行刑局長はかねてその増設を痛感してゐたところ、この程海軍當局の好意によつて

「宇治」を貰ふこととなり近く大村灣沿岸に西日本の海上刑務所が新設されるはこびとなつたもの。

浦賀にある「大和」の海上刑務所は小田原少年刑務所の所管に屬し規模は極めて小さいが全國少年刑務所から海上生活志望の少年中二百名が訓練をうけてゐる。そして交互にその中の約半數は母艦「大和」に居残れば半數は所屬の漁船少年報國丸(七十五トン)に乗つて遠洋漁業に出で冬は鮪、秋には秋刀魚、初夏は鰹といふ工合に實地にいそしみ年々の漁獲は實に三萬數千圓に上つてゐる。

そして海上訓練を受けたこれらの少年は刑ををへて出所後は汽船會社などに勤めても相當の成績をあげてゐるのに鑑み増設を企圖するに至つたものである。(東京朝日所載)

行刑關係の豫算決定

昭和十三年度歳入歳出總豫算中行刑

關係の豫算は左の通りである。

- 歳入經常部
 - 刑務所收入 一一、〇六五、三七六
 - 歳出經常部
 - 司法所所管の中
 - 第一款司法省 七六四、〇六四
 - 第一項俸給 二五九、六一五
 - 第二項事務費 二四二、七五五
 - 第三項國際分擔金 四、一六一
 - 第四項司法保護事業獎勵費 一八三、五七五
 - 第五項司法研究費一九、二六八
 - 第六項刑務官練習所補助費 九、六九〇
 - 第七項辯護士會補助費 四五、〇〇〇
 - 第三款刑務費 一八、七二五、二二六
 - 第一項俸給 六〇六、一六二
 - 第二項事務費 六、三三七、〇七四

第三項收容費

- 一一、七八一、九九〇
- 臨時歳出部
 - 司法省所管の中
 - 神戸刑務所移築費 九三、一八〇
 - 水戸刑務所移築費 六四、二五〇
 - 臨時刑務費 六七七、〇六八
- 尚昭和十二年度歳入歳出總豫算追加中行刑關係の分は次の通りである。
- 歳入經常部
 - 刑務所收入 四、三七一、四二五
 - 歳出經常部
 - 司法省所管の中
 - 刑務費 二、六三二、七〇三
 - 歳出臨時部
 - 司法省所管の中
 - 臨時刑務費 一〇二、五三一
 - 恩赦執行費 四〇、〇〇〇

思想犯取締具体案成る

司法省では支那事變による思想犯罪

取締對策の必要を認め、昭和十三年度追加豫算に四十四萬四千圓を計上、大藏省の承認を得たがその具體的方策は左の如くである。

△刑事局所管 一、從來思想犯罪は左右兩翼共第五課において處理してゐたのを書記官一名を増員して第六課を新設し左翼及び右翼事件の處理を分管する。

二、從來思想係判檢事の實務家會同を年二回に互つて開催して來たが右の外に思想研究會同を招集する

三、新たに各控訴院管内別に思想係判檢事の會同を開催する

△保護課所管 一、思想犯轉向者の保護擴充のため事務官一名を増員

重ね焼き寫眞で性格鑑定

性格、氣質の相似した人の寫眞をゴ

ルドン(英國心理學者)式方法で重ね焼きするとその共通の性格、氣質を持つ人々の肉體標準型が出来上がるが、この研究、應用により犯罪人の心理現象の研究、應用により犯罪人の心理現象の研究や性格の善導または職業選擇の規準を知る等廣範圍の應用方面が開拓されるといふ快ニュースが早大文學部

實驗心理學教室の嘘發見器の發明者赤松保羅、内田勇三郎、戸川行男三教授によつて發表された。すべて人の性格は「精神型」と「肉體型」の兩方面から觀察されるが「精神型」から見るときは性質は「乖離性素質」と「回歸性素質」とに分けられ、「肉體型」から見るときは「瘦身型」「筋肉型」「肥満型」に分けられる。「乖離性素質」の人は内省的、哲學的で内氣な特徴を有し「回歸性素質」の人はこれと相反する性質である。そして「精神型」と「肉體型」との関係は同教室で研究中

であるが「乖離性」の人が「回歸性」の人に比べて瘦身型で且貴族的な冷峻、超現實的、夢想的な表情が見られるのである。

同教室では大學生五十餘名を性格別に寫眞を重ね焼きして尊き實驗結果を得、更にこの「精神型」と「肉體型」の關係が少年にもそのまま活用出来るか否かを知るため昨夏以來東京附近の感化院に收容されてゐる不良少年百餘名並に小學生五十餘名のゴルドン寫眞を作り研究中であつたが、子供にもあてはまる確信を得たので近く精神學及び心理學界にその成果を發表することになつた。内田、戸川兩教授は語る。

『これが完成すれば少年のうちにもその適性や不良性質を善導することが出来る、また色々の方面に應用範圍があることと思ひます』

(東京日日、三月十八日所載)

書道講坐

高橋白鷗

書道の變遷 (一〇)

◇北朝の書道

北朝で、最も書道の盛華を誇つたのは後魏(北魏)である。後魏は佛教が盛んであつた。その影響として、寺院佛塔の建立、造像、刻經、寫經等が盛んに流行した。南朝の如く建碑の禁令などもなかつたので、碑、墓誌銘等も建てるものも多く、これ等の爲當時の書道は大發達を見るにいたつた。

魏碑の中でも、鄭道昭の作である四

十餘種の刻石、其の他泰山刻石や、龍門造像記、(其の數九萬七千種に及ぶと云ふ)等が代表的のもので、楷書石刻の大偉觀を呈してゐる。



○鄭道昭、鄭道昭は、北魏の人、自ら中岳先生と稱した人である。才學人に勝れ、其の書溫雅渾厚、筆路暢達、綽然として逼らず、領地四五里四方の間には山となく川となく、其の書を刻したものが大小四十餘種に及ぶといふから驚くべきである。其の中、雲峯山、天柱山、大基山の諸碑は最も傑出してゐる。

鄭文公碑、論經書詩、觀海童詩、大基山詩、東墟石室銘等の諸碑は何れも有名なもので楷書の極則として後世人の學ぶところである。

○鄭文公碑、この碑は天柱山の巖崖に、鄭道昭が父の鄭文公の行狀を刻したものである。其の後更に同山にて良

◇北朝の能書家

石を發見してそれにも刻した。前の分を鄭文公上碑、後の分を鄭文公下碑と稱へてゐる。

○論經書詩、この碑は、雲峯山に刻されたもので、大字である。字經七寸位にも及ぶものあり用筆結構ともに妙を極めてゐる。見るからに實に雄大なものである。

寫眞掲載は鄭文公下碑の一部である。「令、器望、銓、資、早、綜、銓、衡、能、聲、微、著、殷、詩」(前頁参照)

第一回 競書募集

- 一、半紙、書體隨意一人一枚づつ
 - 一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚づつ
- 應募作品は審査の上批評をなし成績順に氏名發表す。優秀なる作品は寫眞掲載す。應募作多數のときは級位を設けて審査を爲す。
- 第一回の募集なるにつき會員は競ふて應募せられたし。
- 一、發表、六月號發表

添削規定

- 一、清書封入の封筒に刑務協會員と朱書し、裏面に所屬刑務所名及び住所氏名明記のこと。
- 一、清書は本誌書道欄手本によること。但し會員の自由揮毫も可。
- 一、添削は一ヶ月二回、一回に半紙五枚迄とす。但し條幅の場合一回に半折一枚、一ヶ月に半折二枚までのこと。
- 一、清書は「東京市品川区西品川三丁目八百三十一番地 高橋白鷗」宛送付のこと。
- 一、清書送付の場合必ず返信用封筒(自己の宛名を認め三錢切手貼付)を同封せられたし。
- 一、右封筒を入れし書狀は第一種郵便となるに付二十五毎に四錢切手貼付のこと。
- 一、添削料は本會員に限り無料。

雨歇楊林東渡頭、永和三日
 遠輕舟故人家在桃の花岸
 直到門前溪水流、白鷗書

奇拔沈雄。是作者本色。此篇雖不似平生吐哺。亦頗見筆力。七八二句。昌明清快。使人點頭。

東風解冰

東風吹暖柳絲長。池畔思詩立夕陽。且喜薄冰今已解。連漪水面欲浮觴。

句句穩妥。無斧鑿之痕。

遊桃林

東君染出滿山紅。幾樹桃花綻暖風。憶殺武陵當日樂。舉杯人在錦雲中。

此境不易至。真是畫致。

吐含山暮雲

樓臺幾處對仙寰。數點歸雅閃閃還。向晚長空雪初霽。寒光映帶吐含山。

描寫精妙。實景如親。

詣招魂社

葉月阿部榮子 名古屋
回首半生迷夢中。窮通一覺竟成空。我今來跪崇祠下。積滯偏欽報國忠。

動人者莫如忠孝。女史有此作。亦宜也哉。

冬夜讀書

泰山 佐藤泰造 秋田
夜氣沈沈雪霽初。入窓月影密還疎。一燈兀座不知倦。讀破東西哲學書。

一氣敘去。有景有情。而又有新雋之味。尤推才調。

送武道選手赴札幌大會

數百を栽へ、鶴を其の下に放ち、梅を妻とし鶴を子とすと云へるにより、梅妻鶴子の語を生ずるに至つた。嘗て梅を詠じて曰く、

衆芳搖落獨喧妍。占盡風情向小園。疎影橫斜水清淺。暗香浮動月黃昏。霜禽欲下先偷眼。粉蝶如知合斷魂。幸有微吟可相狎。不須檀板共金樽。

檀板は拍子を取る板である。如何にもよい詩で、古來詠梅中の白眉と稱せられてゐる。併し疎影暗香の二句は唐の江爲の作で、竹影橫斜水清淺、桂香浮動月黃昏とあつたのを、林逋は竹と桂とを省いて疎、暗の二字に代へた丈けである。故に當時は勿論、後世に於ても、林逋は江爲の詩を丸抜きにした怪しからぬ男であると非難する者が無いでもない。それも一應は道理ある非難である。但し疎暗の二字が、竹桂の二字に勝ることは云ふ迄も無い。凡詩人が斯様なことをすれば剽竊として罪せられること勿論であるが、江爲以上の手腕を有する林逋であるから、一字の改作が其の句をして千古に光彩を放たしめたと云ふので、識者は之を咎めざるのみか、寧ろ林逋の改作を以て千古の絶調と稱する者さへある。清の朱竹垞も論詩絶句中に於て、平生冷笑林君復。活剗江爲兩句詩。畫到疎影暗香處。

北征意氣欲衝天。八士雄才自卓然。勝敗唯當期正正。古來劍道尚精堅。

直起直收。頌規並具。妙。

名賢贊百首

雪山 川田瑞穂 東京
一劍戮蟒。八雲成章。文勳武德。炤耀鴻荒。素盡烏尊。首歸皇祖。勇冠禁軍。武職嚆矢。開國元勳。可美眞手命。建祠嚴祀。新興齋宮。天下後世。敬神成風。倭姬命。武哉皇子。賊帥上號。吾孀之辭。神人共悼。日本武尊。角無顯勇。膂力絕倫。作俑易生。世憶其仁。野見宿禰。佐后踰海。秉鈞率民。德施內外。四朝大臣。武內宿禰。早貢論語。來裨王化。功比武內。不在其下。王仁。推昆尊聖。避位不躋。殺身成仁。德勝叔齊。稚郎子皇子。侃侃排佛。一定廟謨。聞風後興。唐有韓愈。物部守屋。神代事蹟。敘述肇昭。偉哉寶典。長耀皇朝。太安萬侶。王噉我腎。辭色厲峻。新羅震駭。功勝陷陣。調伊企難。四十二帝。撰謚允當。孰任之者。公有文章。淡海三船。畫馬嚼稻。口碑或眞。賢聖障子。筆有精神。巨勢金岡。陰陽推算。奇中驚人。晴天降雨。術如有神。安部晴明。才色双絶。夙比衣通。紀氏品騰。世推至公。小野小町。

(以下嗣出)

始知一字可稱師。

と辯護してゐる。即ち林逋は江爲の爲には一字の師で、一枚上ハ手であると云ふのである。これは適評で、此の問題は此の裁決で落着いたと云つてよからう。

當時又魏野と云へる詩人があつた。丞相寇準と對壘して朝野の二大家と稱せられてゐた。一日相伴うて僧寺に遊び、各自壯年の頃その壁に題し置きたる詩を見るに、寇準の詩は碧紗を以て掩うてある。然るに魏野の詩は塵埃の爲に眞黒くなつてゐる。寇準は之を見て頗る得意の状であつた。二人のお伴をしてゐた藝妓の一人、魏野の消氣てゐるのを氣の毒に思ひ、紅い袖で其の塵埃を拂つてやつた。すると今度は魏野が鼻を高くし、

但得下時將紅袖拂也。應勝下以碧紗籠上。と詠じたので、寇準も苦笑する外は無かつたと云ふ。亦一時の佳話である。

之に次で出たのが歐陽修で、學と識とを以て雄篇大作を發表し、詩風を古に回さんとした。而も其の文は韓愈を學んで韓愈に似ず、別に一家を成す。其の詩は韓愈を學んで韓愈に似たり、是れ其の一家を成す能はざる所以なりと稱せらる。然れども亦一代の大家たるは何人も異論なき所である。

(川田瑞穂)

選歌しつつかつ(一)

大翼

話のついでに萬葉集について少しく語らう。萬葉集の歌は大體奈良朝時代を中心として、その以前の時代にも遡つてゐるので、通常には仁徳天皇から淳仁天皇に至るおよそ四百年間の歌を集めたものとされてはゐるが、仁徳朝から舒明天皇までの二百三十四年の間では、僅かに仁徳帝の皇后の短歌四首と、雄略天皇の長歌一首とがあるだけだから、これを舒明朝から淳仁朝まで凡そ百三十餘年間の歌集といつても殆んど不可なき如くである。萬葉集といふ書名は、萬づの言葉といふ義から出たとも云ひ、また、萬代までといふ意味だとも云はれてゐるが、前者が正鵠を得たものであらう。その編者についても、いろいろの説があるが、孝謙天皇の朝に左大臣橘諸兄が

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠 縮切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

心升大らるる選

ひとり居のさびしき晝のしじまなり熾れる炭の灰あはき炎を見つ
刑吏我囚徒叱りし後の悔いに擔當臺の蘭を嗅ぎあるし
南みなみの照りほとりする縁端に今日のいとまを書讀みてをり
冬ふゆの空の眞晝の月の下にして木根につまづく歩みなりけり
故郷の方にあたりて火事遠く燃ゆる夕べは母思おもはるる
敷條の芽柳垣をぬきんで、月にあはけく影をおとせる
沈丁の蕾ふくらむ病廓に逝く囚人あり年若くして
刑務所の土手の窪みの陽だまりに子等集りてベイ獨樂するも
岡山 田中春太郎
滋賀 和田不二斗
三重 蝶々
岡山 田中春太郎
福島 鈴木正
名古屋 祥子
府中 泉原ひろし
水戸 植松紀代子

選んだものを、後に中納言大伴家持が増訂したといふのが真に近いやうである。萬葉集をひもといてその内容から受け入れる感じからしても、一部でいふが如く勅撰の集とは思はれず、また、その全編が一人の手によつて撰定されたものとも見るを得ないのである。

歌の部類の分け方も、後代の歌集とは趣が異り、雑歌、相聞、挽歌、譬喩、四季の五種となつて居る。相聞といふのは後世の戀歌であるが、男女間にかぎらず、君臣、父子、兄弟、朋友間の相思の心を陳べたものもある。挽歌はいはゆる哀傷の歌で、譬喩はいふまでもなく物に寄せて思を述べたものである。次ぎに全集二十卷四千五百十五首の歌を形の上から分けると、短歌四千八百八十六首、長歌二百六十六首、旋頭歌六十三首となる。旋頭歌といふのは短歌の下の句の代りに、上の句同様の字數と組立とをもつもので、短歌形態の母態と云はれてゐる。けれどもこの集の特色は、何といつても長歌にあるので、その點で萬葉以後これに及ぶものはまだ出ないのである。

見はるかす遠松原に夕日落ちて網引の聲は海にあがれり
がんぜんなき遺兒の燒香みつつ居て何時しかまぶたの熱くなりつも
息こもる窓の硝子に倦みし子は指もて何か書きて遊べり(車中にて)
ぬかるみに重き荷を引く老人の亡き父に肖し姿あはれむ
大き松かけをつくりてしづかなり遊覽バスの一つ過ぎ行く
召されしと友のたよりの躍る文字丹念に讀みつつ心せまり來
朝晴れにところへの水溜り見渡す木々の肌しとどなる
筑紫路の海の名所を走り行く電車の窓は春日うららかに
いつ知らず夕となりぬ冬空のさやかに晴れて星のまたたき
夕ざれば沙みちくらし川波に磯のかほりのひそにただよふ
亡き君の形見に残る鉢の梅今を盛りに咲くが悲しき
小さな吾のたつきもなりはひもまとめ行かなんくもの巢のごと
曇り日はいやが上にも我がこころ重くせるなり受付のまど
大雪の畑に餌物をあさりたるけもの足跡長くつづけり
貧厨に射し込む春陽のひとこと塵も陽炎とともに燃え立つ
たちまちに北支の空は晴れ行かん我日の本の正しき力に
三重 半風 子
岐阜 櫻 子
滋賀 隨口 柏
福岡 木下 白鳥
青森 森 一
盛岡 岡 元 舜
土手町 松 春 碧
盛岡 南 部 富
小菅 小菅 西 部 富
入王子 西 部 富
富山 竹 嶺
岐阜 山形 嶺
山形 山形 嶺
長門 嶺
西大門 嶺
高知 嶺
三重 嶺
柳 月 騎 生 子 枝 廣 水 風 水 一 鳥 葉 子 子

叙任辭令

二月一日
 正六 保健技師 窪田幸記 (東京拘置)
 正七 看守長 山本巳之吉 (宇都宮)
 從七 典獄補 益山喜三郎 (大阪)
 同 看守長 山路庄五郎 (滋賀)
 同 作業技師 土橋惣太郎 (豊多摩)
 同 同 山本銓吉 (宮城)
 二月十五日
 正七 支所長 福山福太郎 (旭川支)
 同 典獄補 永田亥之助 (小管)
 從七 看守長 海谷一音 (甲府)
 同 教誨師 龍山峻 (沖繩)
 二月十六日
 看守長(高山支所長)九級 看守 山田敦 (熊本)
 二月十八日
 死亡三級 支所長 小林利吉 (栃木支)
 二月十九日
 大阪 同 松下典夫 (横濱)
 横濱 同 岩崎秀夫 (大阪)
 從七 保健技師 唐津秀雄 (神戸)
 三月七日
 從七 保健技師 唐津秀雄 (神戸)
 三月八日
 願免 保健技師 唐津秀雄 (神戸)
 三月九日
 勳七 作業技師 菊樂夷 (札幌)
 同 典獄補 牟田初太郎 (長崎)
 勳八 看守長 安東荒喜 (橋通支)
 同 同 野並勝治 (神戸)
 三月十四日
 死亡 支所長 樋上貳策 (釧路支)
 典獄補
 小菅 看守長 松本貞男 (久留米少)
 兼司法屬(行刑局)七〇 同 同 柳澤利喜平 (甲府)
 久留米少 同 同 渡邊武雄
 看守長(甲府)八四 横濱區檢書記

矯正院書記(浪速)七〇看守長 松本茂 (北區支)
 二月二十三日
 栃木支所長 同 須田安太郎 (高松)
 看守長(高松)九級 看守 谷澤政二 (府中)
 同 (北區支)七級 京都府 警部補 保古政英
 三月一日
 陸彼高等官三等 司法書記 吉江知養 (行刑局)
 同 官兼檢事 安東福男 (千葉)
 同 典獄長 東邦彦 (横濱)
 同 同 雨村信七 (鹿兒島)
 同 同 米倉忠治 (松山)
 同 同 鈴木英三郎 (岡崎少)
 同 同 延原簡一 (浦上支)
 同 同 曾川良貞 (豊多摩)
 同 同 岡田教准 (長崎)
 同 同 脇坂澄晃 (札幌)

三月二日
 看守長(宇都宮)四七 看守 柏木幸雄 (府中)
 願免 四級 看守長 山本巳之吉 (宇都宮)

元支部長宇田徳正氏逝去

元典獄宇田徳正氏は二月四日東京市中野區新井町の自宅に於て八十三歳の高齡を以て大往生を遂げられた。本會よりは香花を具へ謹んで弔意を捧げた。

スフ混紡品染色に成功

國策纖維ステール・ファイバーの最大の悩みである染色加工の難關が見事に突破されスフ大衆化に飛躍を齎すこととなつた。京都晒染工業組合では從來困難されてゐた混紡品染色方法の發見に全力を注いで居たが、最近畫期的な方法案出に成功近く市場に製品を送り出すこととなつた。

發見の主眼點はスフの特性なる空氣を含有すること多く随つて水の滲透が非常に遅いため染色にむらが生じ染色界の頭痛の種であつたが、漂白にアルカリの使用量を減じ加工の際の壓力を減ずるとともに特にスフのみに強く働く特殊の滲透劑を使用することによつて生地を全くと均一にするものである。

この加工生地は染色に用ゐるときは染上りのむらが全然除外されることとなりその上この方法によつて混紡品を加工するときには生地の強度を全然減ずることなくしかも出来上りは染色の工作に却て純綿品を凌ぐ位であり、石鹼を使用して洗濯するときの褪色や日光に晒されたときの日焼けなど總ての點において純綿品と全く變らぬ成績を示してゐる。

法學協會雜誌

第五十六卷 第四號
四月一日發行

有斐閣

論說

宮本教授の主觀主義	東京帝國大學教授	小野清一郎
刑法學體系について	東京帝國大學助手	野田良之
フランスの責任保險法(四・完)	東京帝國大學教授	我妻榮
和解と錯誤との關係について	東京帝國大學教授	我妻榮
獨逸離婚法改正案	東京帝國大學教授	德積重遠
シャントツ著『延長せられたる所有權留保約款』	東京帝國大學教授	我妻榮

新刊短評

私法學界の消息	東京帝國大學教授	我妻榮
民事訴訟法學界の消息	東京帝國大學助教授	兼子一
法理研究會記事「農地調整法案について」	判例研究	
民事訴訟法判例批評(一八八)	東京帝國大學名譽教授	加藤正治
刑事判例研究(四)	東京帝國大學教授	牧野英一
民事法判例研究録(昭和一二年度・一一)	民事法判例研究會	

法學論叢

論說・資料

明治天皇の聖旨、祭政一致と立憲主義(一)	池田榮
個人主義と全體主義の神道的御止揚	須貝修一
國民社會主義國家警察法	大隅健一郎
合名會社の社員の決議(三・完)	小早川欣吾
我國近世の民事訴訟手續に就て(三)	田畑茂二郎
所謂少數民族の國際法主體性に就て(一)	

昭和十三年四月四月號
第三十八卷第四號
壹冊金五拾錢郵稅貳錢
半年分郵稅共金六圓
一年分郵稅共金一十二圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京有斐閣

批評と紹介

小額商債權取立に關する佛蘭西の新法令	齋藤常三郎
ゴエツエラ著『補助參加論』	中田諄一
判例研究	
〔民事法〕 民法第七十七條に所謂第三者の意義	近藤英吉
株主の利益配當の標準	大橋光雄
破産法の處分行爲と意思の認定	齋藤常三郎
雜報	研究會記事

訓令通牒

(刑政第五十二卷 第四號)

◇綿糸使用作業ニ關スル件

(司法省 行甲第二四〇號)
行刑局 昭和十三年三月二日

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ基キ同年十二月二十七日公布セラレタル商工省令第三十五號綿製品ステールフアイバー等混用規則ノ制定ニヨリ本年二月ヨリ綿製品ニ對シ一般ニステールフアイバー其他ノ綿又ハ毛ニ非サル纖維ノ混用ヲ必要トスルコトハ既ニ御承知ノ事ト存候處ソノ結果製造者ノ思惑ヨリ既ニ施行中ノ委託受負作業(靴下、手袋、久留米、村山備後、伊豫各絨等)ニシテ契約ノ解除又ハ就業人員科程賃金ノ變更等顯出ツルモノナキヲ保シ難ク勿論コノ場合ノ善後策ニ付テハ遺憾ナキヲ期セラル、モノトハ思料候へ共此際一應石ニ關スル貴所ノ實狀承知致度候

◇免業日ニ就業シタル場合ノ作業賞與金增加計算ニ關スル件

(司法省 行甲第二六九號)
行刑局 昭和十三年三月八日

大正十一年十月行甲第一、五〇二號第四項ニヨル免業日就業シタル賞與金増加ノ場合計算上生シタル十錢未満ノ端數計算方ニ關シテハ各所其取扱區々ニ相成居候様思料被爲候へ共爾今本件ニ付テハ同號第六項但書ヲ引用セス從テ前記端數ハ之ヲ切捨テサルコトニ統一致度候條右趣旨ニ依リ取扱相成度尙時間延長ニヨリ増加計算ヲナス場合モ右同様ニ取扱相成度候
追テ計算上生シタル錢未満ハ之ヲ切捨ツルモノト御了知相成度候

◇行刑累進處遇令ニ依ル入浴度數統一ニ關スル件依命通牒

(司法省 行甲第一六六號)
行刑局 昭和十三年二月十五日

標記入浴度數ニ付テハ當時各所ニ於ケル設備其ノ他特殊事情ヲ斟酌シ夫々認可相成居候處爾來之カ實施ノ狀況ヲ見ルニ著シク統一ヲ缺キ一般處遇上ハ勿論行刑衛生上甚々遺憾ノ點有之候ニ付今般左記ノ通各所統一ノコトニ決定相成候條彙ニ認可相成候貴所行刑累進處遇令施行細則中入浴度數ヲ改正ノ上實施相成様御取計相成度若シ萬一其所特殊ノ事情及作業ノ種類ニ依リ左記ニ據リ難キ場合ハ事情ヲ詳具シ更メテ認可申請相成候

期入浴度數	級別
至自 九 月 月	一級
至自 六 月 月	二級
至自 三 月 月	三級
至自 一 月 月	四級

但本改正ハ新進級者ニ限り之ヲ實施スルモノトス
移送者並新收容者ハ本改正ニ據ル

◇司法省告示九號

(昭和十三年三月十六日)

昭和四年司法省告示第四十二號中沙見町刑務支所ノ項「沙見町」ヲ「新川」ニ改メ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央大學 教授 上林正矩 著

各國株式取引所論

菊判總布裝
總頁四〇六
定價三〇〇
送料二二

新刊

最近世界經濟は未曾有の變動期に遭遇シ資本主義其のものにも一大質的變化を來さむとしてゐる。従つて元來資本主義自由經濟の所産であり其の中樞機關たりし「株式取引所」も亦その組織と機能の上に根本的變革を要請せらるることは、一國の經濟機構、就中資本市場の改善上正に當然のことである。然るに廣く世界の現存株式取引所の組織制度に關し各國別に綜合的に研究せる文獻は内外を通じて至つて乏しい。著者は其の缺を補ふべく今や多年研鑽の成果を纏めて本書を上梓せらる。即ち本書に於ては先づ我國を始め英、米、加奈陀、澳太利、波蘭、丁抹、印度の八ヶ國に互り中央又は地方株式取引所を取扱ひ、仔細に其の組織・現狀等を闡明せらる。尙卷末には各國株價指數其他幾多の參考統計表並に事項索引を附して讀者の理解に資せらるる等、各國株式取引所に對する正確な認識の把握上正に必讀の好指針書である。現時の非常時局下に於て國內經濟機構の全面的整備と國際經濟への積極的進出が將に喫緊の要務なる今日、本書の學界及實際界に對する寄與は蓋し大なるものがあらう。

〔内容要目〕 第一章 我國株式取引所問題の研究 第二章 英國株式取引所の研究 第三章 米國株式取引所の研究 第四章 加奈陀に於ける株式取引所 第五章 澳太利株式取引所 第六章 丁抹株式取引所 第七章 丁抹の株式取引所 第八章 印度の株式取引所 附錄 參考統計表 索引

町保神・田神・京東

有斐閣

番〇七三京東替振

賀祝曆還授教野牧

刑事論集

新刊

明治・大正・昭和の三代を通じて多年我が學界の發展に偉大なる貢獻をなされし牧野博士の還曆の賀筵に今や此の輝かしき記念論文集を捧ぐることを欣幸とする。論題及執筆者の類稀なる盛観は、實に現代日本法學の最高峯的記念塔といふべく、學界及法曹諸賢の必讀を希むで已まぬ次第である。

規範的評價と可罰的評價	宮本英脩
誤想防衛論	草野豹一郎
不作爲犯に於ける作爲義務	木村龜二
恐喝罪の註釋	瀧川幸辰
偽證の教唆について	久禮田益喜
親族に對する犯罪	花村美樹
刑法犯と警察犯	佐伯千仞
刑法に於ける勞働力の保護	八木 胖
構成要件概念の訴訟法的意義	小野清一郎
間接事實と間接證據	不破武夫
所謂情況證據に關する二三の考察	團藤重光
訴訟行爲の追完	安平政吉
刑事訴訟法における	常盤敏太
刑事政策に於ける行爲者人格	正木 亮
少年法	
犯罪少年と少年行刑	

菊判總布裝 總頁七八〇
定價五・五〇 送料二二

賀祝曆還授教野牧

法理論集

法と強制	横田喜三郎
法の妥當性と法の實效性	尾高朝雄
法の妥協的性質に就て	田中耕太郎
法律の施行前適用	穂積重遠
法源としての學說	末弘嚴太郎
法および法學と政治	宮澤俊義
違法の段階と種別	末川 博
スコラ學派の極窮狀態論と其の轉回	
並に其の發展	上田辰之助
ナチスの所有權理論	我 妻 榮
債權契約の新基調	石田文次郎
末子相續制の社會的環境	中川善之助
海難救助論	小町谷操三
近代法と經濟との關係	菊池 勇夫
經濟法の序論的考察	
法律學におけるニオ・リアリズム	高柳賢三

菊判總布裝 總頁九六〇
定價五・五〇 送料二二

東京市神田區神保町二ノ十七
書肆 有斐閣
振替口座東京三七〇

刑政第51卷第4号